

受刑者に対する保護的措置に関する研究

矯正協会附属中央研究所 多田 一
東山 哲也

キーワード：受刑者，保護的措置，釈放時保護

I 研究の目的

受刑者の再犯防止に対する社会的注目が高まる中、受刑者が社会に軟着陸し、できるだけスムーズに社会での生活を送ることができるよう努めることも刑事施設に期待される重要な役割である。

かねてから、釈放される受刑者に対しては、最寄り駅等までの乗車保護の実施、帰住に必要な旅費や衣類等の給与等がその必要性に応じて実施されるとともに、帰住に係る環境調整や、仮釈放の審査に関して保護観察所、地方更生保護委員会等の更生保護関係機関との連携が行われてきた。また、重病により釈放後に入院を要する場合、刑執行停止となる場合等々においては、医療機関や自治体担当部署等との連絡調整が図られてきた。さらに、就労支援、釈放時通報、住民登録、身体障害者福祉法等の適用等に係る通牒、通知等が昭和20年代から30年代にかけて発出されていることから、狭義の釈放時保護にとどまらない、受刑者の社会復帰・社会定着を円滑にするための保護的措置が実施されてきたことが分かる。しかし、こうした措置が具体的にどのような行われ、また、そこにどのような困難や苦労が存在していたかといったことについては、分類担当、その中でも特に保護担当を経験した職員以外には、これまで十分には注目、理解されずにいたと考えられる。

一方で、平成14年、一般刑法犯認知件数が戦後最多を記録し、犯罪情勢の悪化が社会問題化したことを受けて、平成15年12月、犯罪対策閣僚会議により「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が策定された。その後、一般刑法犯認知件数自体は下降線をたどるも、平成16、17年に相次いだ刑務所出所者・保護観察対象者等の凶悪再犯等を受けて、社会的関心が「再犯防止」へと焦点化されていった。こうした流れの中、矯正においては、平成17年5月25日に「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」（平成19年6月1日一部改正「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」）が成立し、更生保護においては、同年7月20日に更生保護のあり方を考える有識者会議第1回会議が開催に至っている。これらを契機に、矯正及び更生保護においては再犯防止機能の一層の強化が共通の課題となり、それぞれの領域において「改善指導」や「専門的処遇プログラム」の充実が図られる

とともに、相互の、そして厚生労働省をも巻き込んだ、連携体制強化を目指した取組・枠組み作りが急速に進展していった。

平成17年12月、更生保護のあり方を考える有識者会議の中間報告により、保護観察の充実強化に加えて、高齢・障害等の困難を有する者への対策の必要性が指摘されると、平成18年には、「更生保護」（日本更生保護協会）57（4）の「特集：高齢者」を皮切りに、「罪と罰」（日本刑事政策研究会）43（4）「特集：高齢犯罪者の処遇」、「犯罪と非行」（日立みらい財団）150「特集：高齢者の犯罪と処遇」と立て続けに高齢犯罪者関係の特集が生まれ、法務総合研究所においても、平成20年版犯罪白書において高齢犯罪者の実態と処遇が特集され、対象者の問題に応じた施設内処遇の充実とともに、必要に応じて適切かつ迅速に福祉的支援につなげるような取組の重要性が指摘された。

厚生労働省との間では、平成17年8月、「刑務所出所者等総合的就労支援対策」が発表、平成18年度より開始され、矯正施設においては就労支援スタッフの配置や職業訓練の充実とともに、保護観察所、ハローワークと連携した職業相談・紹介等が進められている。また、障害者自立支援法の施行にあいまって、平成17年度に「契約になじまない障害者等（触法・虞犯障害者等）の法的整備の在り方の勉強会」が設置され、平成18年度からは、「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」が進められる中で、障害者基本計画に基づく「新たな重点施策五か年計画」（平成19年12月、障害者施策推進対策本部策定）に、厚生労働行政と法務行政が連携して取り組む「矯正施設に入所している障害者等の地域生活支援の推進」が重点施策項目として取り入れられた。

こうした中、平成20年3月「刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年9月10日「中間まとめ」において、身寄りの無い高齢、障害を抱える出所者に対して、①刑務所内での社会福祉士等による相談支援、②矯正施設と地方公共団体、福祉機関等の実施する福祉サービスをつなぐための新たな枠組の整備、③直ちに福祉による支援につなげることのできない者に対しての更生保護施設への受入及び社会適応訓練等を行うこと、高齢・障害等のない者に対しては矯正施設入所中から出所後までの一貫した就労支援等を実施すること等が盛り込まれた。これらは、犯罪対策閣僚会議策定の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に反映されるとともに、予算措置が採られ、平成21年度には、多くの刑事施設で社会福祉士などの配置が進められるとともに、4月1日、法務省矯正局長、保護局長及び厚生労働省社会・援護局長連名通知「刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の福祉に関する機関等との連携の確保について」が、同月17日、矯正局長及び保護局長連名通達「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について」が発出され、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センターが緊密に連携することを前提とした、いわゆる“特別調整”の枠組みがスタートした。

平成21年版犯罪白書においては、再犯防止施策の現状と新たな取組として、近年の各対象者の問題性に応じた改善指導等の実施や、矯正施設入所中から出所後までの一貫した就

労支援及び福祉的な支援を必要とする者に対する社会復帰支援等の取組を紹介するとともに、今後のより一層の充実化の必要性が指摘されている。

本研究では、このような新たな政策動向を踏まえ、各施設が多くの困難を抱えながらも受刑者の円滑な社会復帰を目指して実施している保護的措置の実態を調査し、実施上の工夫や苦勞等について調査・考察するとともに、保護的措置に係る受刑者のニーズについても把握することで、今後の保護的措置の充実化に資する具体的な資料・意見等を提示することを目的とする。

II 方法

1 調査対象施設

拘留所を除くすべての刑事施設本所及び大規模刑務支所（札幌、釧路、福島、横須賀、豊橋及び尾道刑務支所）75庁を対象とした。

2 調査期間

平成21年8月24日から同年10月16日まで

（調査項目により、対象とする期間は異なる。）

3 調査対象者

受刑者に対するアンケート及び同アンケートのフェイスシートを兼ねる調査票Bについては、平成21年9月10日から同年9月30日までの間に、満期釈放及び仮釈放により出所する受刑者のうち、調査票に回答することに同意し、回答することができる程度の日本語能力を有する者を対象とした。釈放者数の少ない施設の情報が薄められぬように、また、実施担当者の負担等を考え、対象者は各施設最大10名とした。

4 実施方法

調査対象の刑事施設75庁に調査票を送付し、施設調査については、統括矯正処遇官（審査・保護担当ないし分類担当）に回答を求めた。

受刑者に対するアンケートについては、当該受刑者が釈放前指導編入後、出所までの適宜のタイミングで、職員の面前ないし居室内での記入を行わせた。

5 調査内容

施設調査については、調査票AないしCに回答を求めた。

調査票Aでは、受刑者に対する保護的措置に関する取組全般について、実施の実情や実施に係る苦勞、工夫等を調査した。具体的な内容は、①釈放事由、帰住先、障害や所持金等別の釈放者数、②関係機関との連携に関する事項、③就労支援に関する事項、④

釈放に伴う通知に関する事項、⑤釈放時保護調査に関する事項、⑥釈放前指導に関する事項、⑦釈放時保護に関する事項、⑧社会福祉士等の活用に関する事項、⑨住民票及び援護の実施主体・窓口等に関する事項、⑩保護的措置実施に係る困難ケースに関する事項、⑪その他である。

調査票Bでは、受刑者に対するアンケートの回答者について、実際に実施した保護的措置、関係機関との連絡調整等について聞いた。

調査票Cでは、釈放時保護に際して、特段の調整を図るなどしたもの、環境調整等において十分な成果を挙げることができなかつた事例について、調整を必要として理由、調整の経緯、調整が不調に終わった原因、考えられる対処方策等を聞いた。

受刑者に対するアンケートでは、出所に際しての心配事、生活設計、受刑生活・釈放時保護で役立ったこと、してほしかつたこと、社会福祉士等に対する相談の希望等を聞いた。

Ⅲ 結果（調査票Aに関して）

結果の整理に当たっては、改善指導の実施の実態と円滑かつ効果的な指導を目指した担当者の工夫や苦勞をデータに沿って忠実に整理するよう試みた。総合的な考察はVに譲るが、Ⅲにおいても適宜考察を加えた。

なお、優先順位を付けて回答するよう求めた設問が複数あつたが、その全てに対して、選択肢の番号の順で回答した施設が11庁（14.7%）あつた。実際の優先度は回答のとおりであり、偶然選択肢の番号がこれと一致した可能性、回答者が設問の意図を十分理解せずに回答した可能性、両方が考えられる。選ばれなかつた選択肢と比較すると、選ばれた選択肢は優先度が高いという解釈は即採用できるが、選ばれた選択肢の中での優先順位については、留保が必要である。優先度付きの回答の解釈等については、この点に留意する必要がある。

1 釈放者数

平成21年9月1日から同年9月30日までの間に、満期釈放ないし仮釈放により各施設を退所した受刑者について、釈放事由、帰住先、釈放時年齢、障害等の有無や所持金等に依じて計上を求めた。

(1) 釈放事由及び帰住先について

帰住先については、矯正統計調査の手引きに準じて報告を求めた。ただし、統計調査では「その他」に計上している者のうち、NPO法人やボランティア団体等の施設等に帰住した者は「その他の施設等」へ、その他の帰住先不明者等については「不明・その他」に計上を求めた。

釈放事由と帰住先ごとの釈放者数については、表1のとおりである。「親族」につ

いては、「父母のもと」(満期釈放者335名, 仮釈放者538名, 合計873名, 33.0%), 「配偶者(含内縁)のもと」(満期釈放者123名, 仮釈放者166名, 合計289名, 10.9%), 「兄弟・姉妹のもと」(満期釈放者80名, 仮釈放者83名, 合計163名, 6.2%), 「その他の親族のもと」(満期釈放者62名, 仮釈放者51名, 合計113名, 4.3%)を合算して計上した。同様に、「知人・雇用主等」については、「友人・知人のもと」(満期釈放者174名, 仮釈放者77名, 合計251名, 9.5%)と「雇主のもと」(満期釈放者23名, 仮釈放者22名, 合計45名, 1.7%)を、「社会福祉施設等」については、「社会福祉施設」(満期釈放者のみ11名, 0.4%)と「その他の施設等」(満期釈放者17名, 仮釈放者30名, 合計47名, 1.8%)を合算したものである。

釈放者は総計2646名, うち満期釈放者が1337名(50.5%), 仮釈放者が1309名(49.5%)であった。帰住先については, 親族が1438名(54.3%)で過半数を占め, 次いで, 不明・その他493名(18.6%), 更生保護施設361名(13.6%)であった。

釈放事由と帰住先ごとの釈放者数に対して χ^2 検定を行ったところ, 1%水準で有意差が得られた($\chi^2(4) = 643.588, p=0.000$)。構成比や調整済み標準化残差を見ると, 仮釈放者において, 親族及び更生保護施設を帰住先とする者の割合が高く, 満期釈放者において, 不明・その他及び知人・雇用主等を帰住先とする者の割合が高いことが分かる。

表1 釈放事由と帰住先ごとの釈放者数

		帰住先					合計
		親族	知人・雇用主等	更生保護施設	社会福祉施設等	不明・その他	
釈放事由	満期釈放	600	197	49	28	463	1,337
		44.9%	14.7%	3.7%	2.1%	34.6%	100.0%
		41.7%	66.6%	13.6%	48.3%	93.9%	50.5%
		-9.9	5.9	-15.1	-0.3	21.4	
	仮釈放	838	99	312	30	30	1,309
		64.0%	7.6%	23.8%	2.3%	2.3%	100.0%
58.3%		33.4%	86.4%	51.7%	6.1%	49.5%	
	9.9	-5.9	15.1	0.3	-21.4		
合計	1,438	296	361	58	493	2,646	
	54.3%	11.2%	13.6%	2.2%	18.6%	100.0%	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

※上段：度数, 上中段：行%, 下中段：列%, 下段：調整済み標準化残差

(2) 釈放事由及び釈放時年齢について

釈放事由と釈放時年齢ごとの釈放者数については表2のとおりである。

表2 積放事由と積放時年齢ごとの積放者数

		積放時年齢						合計
		30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上	
積放事由	満期積放	112	319	356	270	132	148	1,337
		8.4%	23.9%	26.6%	20.2%	9.9%	11.1%	100.0%
		33.2%	43.3%	51.9%	57.9%	59.7%	74.0%	50.5%
		-6.8	-4.6	0.8	3.5	2.9	6.9	
	仮積放	225	417	330	196	89	52	1,309
		17.2%	31.9%	25.2%	15.0%	6.8%	4.0%	100.0%
66.8%		56.7%	48.1%	42.1%	40.3%	26.0%	49.5%	
	6.8	4.6	-0.8	-3.5	-2.9	-6.9		
合計	337	736	686	466	221	200	2,646	
	12.7%	27.8%	25.9%	17.6%	8.4%	7.6%	100.0%	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

※上段：度数，上中段：行%，下中段：列%，下段：調整済み標準化残差

30歳以上40歳未満が736名（27.8%）、40歳以上50歳未満が686名（25.9%）で最多であり、次いで50歳以上60歳未満が466名（17.6%）であった。65歳以上の者は200名（7.6%）であった。

積放事由と積放時年齢ごとの積放者数について χ^2 検定を行ったところ、1%水準で有意差が得られた（ $\chi^2(5) = 117.839, p=0.000$ ）。構成比や調整済み標準化残差を見ると、仮積放者において、39歳未満の割合が高く、満期積放者において50歳以上の割合が高いことが分かる。

(3) 積放時年齢及び帰住先ごとの積放者数について

積放時年齢及び帰住先ごとの積放者数については表3（満期積放者）、表4（仮積放者）のとおりである。

積放事由ごとに、帰住先と積放時年齢ごとの積放者数に対して χ^2 検定を実施したところ、いずれにおいても1%水準で有意差が得られた（満期積放者： $\chi^2(20) = 115.007, p=0.000$ 、仮積放者： $\chi^2(20) = 132.520, p=0.000$ ）。

構成比や調整済み標準化残差を見ると、満期積放者においては、帰住先が親族の者は40歳未満の割合が、知人・雇用主等の者は40歳以上50歳未満の割合が高いことが分かる。50歳以上から、帰住先が不明・その他の割合が高くなっている。65歳以上の者については、更生保護施設、社会福祉施設等への帰住する割合が高いこと、反対に、60歳以上65歳未満の者で、不明・その他の割合が高いことが注目値する。

仮積放者においては、帰住先が親族の者は、満期積放者同様、40歳未満の割合が高いが、知人・雇用主等については、50歳以上の者にも比較的多い。更生保護施設については、50歳以上65歳未満の者の割合が他と比べて高い。

表3 帰宅先と釈放時年齢ごとの釈放者数（満期釈放者）

		釈放時年齢						合計
		30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上	
帰宅先	親族	68 11.3% 3.5	183 30.5% 5.1	161 26.8% 0.2	107 17.8% -1.9	35 5.8% -4.5	46 7.7% -3.6	600 100.0%
	知人・雇用主等	20 10.2% 1.0	37 18.8% -1.8	65 33.0% 2.2	42 21.3% 0.4	18 9.1% -0.4	15 7.6% -1.7	197 100.0%
	更生保護施設	4 8.2% -0.1	8 16.3% -1.3	10 20.4% -1.0	12 24.5% 0.8	3 6.1% -0.9	12 24.5% 3.1	49 100.0%
	社会福祉施設等	1 3.6% -0.9	4 14.3% -1.2	5 17.9% -1.1	5 17.9% -0.3	2 7.1% -0.5	11 39.3% 4.8	28 100.0%
	不明・その他	19 4.1% -4.1	87 18.8% -3.2	115 24.8% -1.1	104 22.5% 1.5	74 16.0% 5.5	64 13.8% 2.3	463 100.0%
	合計	112 8.4%	319 23.9%	356 26.6%	270 20.2%	132 9.9%	148 11.1%	1,337 100.0%

※上段：度数，中段：行%，下段：調整済み標準化残差

表4 帰宅先と釈放時年齢ごとの釈放者数（仮釈放者）

		釈放時年齢						合計
		30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上	
帰宅先	親族	175 20.9% 4.7	296 35.3% 3.6	209 24.9% -0.3	89 10.6% -5.9	39 4.7% -4.1	30 3.6% -1.0	838 100.0%
	知人・雇用主等	10 10.1% -1.9	26 26.3% -1.2	18 18.2% -1.7	20 20.2% 1.5	17 17.2% 4.3	8 8.1% 2.2	99 100.0%
	更生保護施設	27 8.7% -4.6	71 22.8% -4.0	84 26.9% 0.8	84 26.9% 6.8	33 10.6% 3.0	13 4.2% 0.2	312 100.0%
	社会福祉施設等	7 23.3% 0.9	15 50.0% 2.2	5 16.7% -1.1	3 10.0% -0.8	0 0.0% -1.5	0 0.0% -1.1	30 100.0%
	不明・その他	6 20.0% 0.4	9 30.0% -0.2	14 46.7% 2.7	0 0.0% -2.3	0 0.0% -1.5	1 3.3% -0.2	30 100.0%
	合計	225 17.2%	417 31.9%	330 25.2%	196 15.0%	89 6.8%	52 4.0%	1,309 100.0%

※上段：度数，中段：行%，下段：調整済み標準化残差

(4) 釈放事由と帰住先ごとの3障害を有する釈放者数について

釈放事由と帰住先ごとの3障害（「疑い」を含む）を有する釈放者数は、表5のとおりである。釈放事由については、3障害を有するとされる418名中332名（77.0%）が満期釈放であり、仮釈放者はかなり少ない。

満期釈放者については、親族のもとへ帰住しない者については、不明・その他の割合が高く、特に精神・身体障害で顕著である。知的障害については、親族のもとへの帰住が多い。また、28名中3名（10.7%）については、社会福祉施設等に帰住している。

仮釈放者については、96名中62名（64.6%）と、大多数が親族のもとへと帰住しており、その他は更生保護施設帰住が多い。

表5 釈放事由と帰住先ごとの3障害の割合

		帰住先					合計	
		親族	知人・ 雇用主等	更生保護 施設	社会福祉 施設等	不明・ その他		
満期 釈放	知的障害	17 60.7%	1 3.6%	1 3.6%	3 10.7%	6 21.4%	28 100.0%	2.1%
	精神障害	82 47.1%	17 9.8%	2 1.1%	8 4.6%	65 37.4%	174 100.0%	13.0%
	身体障害	51 42.5%	16 13.3%	3 2.5%	2 1.7%	48 40.0%	120 100.0%	9.0%
	少計	150 46.6%	34 10.6%	6 1.9%	13 4.0%	119 37.0%	322 100.0%	24.1%
仮 釈放	知的障害	4 50.0%	0 0.0%	4 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 100.0%	0.6%
	精神障害	30 73.2%	2 4.9%	5 12.2%	4 9.8%	0 0.0%	41 100.0%	3.1%
	身体障害	28 59.6%	4 8.5%	15 31.9%	0 0.0%	0 0.0%	47 100.0%	3.6%
	少計	62 64.6%	6 6.3%	24 25.0%	4 4.2%	0 0.0%	96 100.0%	7.3%
合計		212 50.7%	40 9.6%	30 7.2%	17 4.1%	119 28.5%	418 100.0%	15.8%

※上段：度数，下段：行%，最右列：釈放事由ごとの総数を分母とした%

(5) 釈放事由と帰住先ごとの所持金僅少者数について

釈放事由と帰住先ごとの所持金僅少者数は、表6のとおりである。

作業報奨金と領置金を合わせた釈放時の所持金が5000円未満の者は、全体で91名（3.4%）であったが、そのほとんどが満期釈放者であった。仮釈放審理を行い得るだけの刑期があり、なおかつ仮釈放の許可を受ける者については、作業報奨金が一定

額以上になる場合が多いためと考えられる。

満期釈放者1337名中86名（6.4%）が釈放時所持金5000円未満であり、そのうち32名（37.2%、満期釈放者全体の2.4%）については、帰住先不明・その他である。

なお、釈放時所持金が確認できないとして、本設問について無回答の施設があったが、正確な数は不明であるものの、所持金僅少者が数名いたことは確かとのことであったため、実数は表6よりやや多い可能性がある。

表6 釈放事由と帰住先ごとの出所時所持金僅少者の割合

		帰住先					合計
		親族	知人・ 雇用主等	更生保護 施設	社会福祉 施設等	不明・ その他	
満期 釈放	3,000円未満	16 1.2%	5 0.4%	1 0.1%	2 0.1%	18 1.3%	42 3.1%
	3,000円以上	18 1.3%	9 0.7%	3 0.2%	0 0.0%	14 1.0%	44 3.3%
	5,000円未満						
	少計	34 2.5%	14 1.0%	4 0.3%	2 0.1%	32 2.4%	86 6.4%
仮 釈放	3,000円未満	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%
	3,000円以上	2 0.2%	1 0.1%	1 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	4 0.3%
	5,000円未満						
	少計	2 0.2%	1 0.1%	2 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	5 0.4%
合計	36 1.4%	15 0.6%	6 0.2%	2 0.1%	32 1.2%	91 3.4%	

※上段：度数，下段：同釈放事由者中の%，最下段は全釈放者中の%

(6) 釈放者数に関する考察

釈放事由，帰住先，釈放時年齢等ごとの釈放者数を比較すると，何らかの形での保護的措置を必要とする対象者が少なからずいることが分かる。

満期釈放者について，年齢層ごとに，帰住先の占める割合を見ると，50歳未満の者では「不明・その他」の占める割合は1/3に満たないが，50歳以上の者では40%を超え，特に60歳以上では約半数に達している。64歳以下と65歳未満で5年以内の再入率を比較した場合，仮釈放では特に差がないのに対し，満期釈放においては，65歳以上では70%前後と64歳以下と比較して10ポイント程度高いとする結果（法務総合研究所研究部報告37）や，居住状況の不安定さが再犯要因となっているとする指摘（平成21年版犯罪白書）等を踏まえると，高齢の満期釈放者に対する受け皿の整備等を進める必要性が高いと考えられる。

満期釈放かつ帰住先が「不明・その他」である所持金僅少者が，満期釈放者全体の2.4%という決して少なくない数いたことも注目すべきであろう。一部施設からは，

「同事項該当者の釈放日が5連休初日であり、保護カードや被救護者旅客運賃割引証等を交付するなどできる限りのことはしたが、保護観察所等の開庁日まで乗り切ることができたか否かは不明である。」といった回答を得た。できる限り早くから調整を進め、準備を整えることが期待されるが、こうしたケースについては、更生緊急保護の即時適用等、更生保護機関の積極的対応こそが有効であるように思われる。

このように、保護的措置に配慮を要する難しいケースの多さに注目しがちであるが、満期釈放者のうち、65歳以上の高齢者や知的障害者については、各群の10%以上という比較的高い割合で社会福祉施設等に帰住していることにも着目すべきであろう。全事例の具体的な経緯までは把握できないが、一部の施設からは、いわゆる特別調整の枠組みや、社会福祉士の関与が効果的に働いた結果である旨の情報を得た。これらの施策が、有効に機能した事例が、一つひとつ積み重ねられていくことは非常に意義深いことと思われる。しかし、60歳以上65歳未満の満期釈放者については、帰住先のうち、更生保護施設や社会福祉施設等の占める割合が、前者については50歳以上60歳未満の者と比較して、後者については65歳以上の者と比較して、かなり低く、結果的に不明・その他の割合が高くなっている。就労による自立は難しいが、介護保険の適用や養護老人ホームへの措置入所のラインである65歳には届かないといった制度の狭間にある者への対応の難しさがうかがわれた。

2 関係諸機関との連携

関係諸機関との連携の実情、苦労や困難、工夫点、留意点を問うた。

保護観察所及び地方更生保護委員会は、全庁にとって保護調整に係る必須の連携先と考えられるため、他の連携機関に関する問いとは別立てとした。

(1) 保護観察所や地方更生保護委員会との連携

ア 連携に係る苦労・困難

保護観察所や地方更生保護委員会との連携に係る苦労・困難について自由記述式で問うた。75庁中23庁（30.7%）から24の意見が得られた。特記事項なしとした施設は75庁中52庁（69.3%）であった。各庁の意見は以下のとおりである。

① 生活環境調整状況通知書に関する事項：7庁

担当保護観察官・地域等により生活環境調整状況通知書、調整結果の早い・遅いや方法が異なる。特に、短期刑の場合においては、調整が遅れると仮釈放の申出が難しくなる。

② 環境調整が難しい場合の対応に関する事項：3庁

刑事施設内での行状は良好だが親族等から見放されている者に対する引受先の調整、仮釈放を許す旨の決定を受けた後に帰住不可となった場合の地方更生保護委員会・保護観察所との調整等、保護観察所の管轄をまたいで引受人が転居した場合に保護観察所間で調整に係る意見が異なった際の調整。

③ 満期釈放者への対応に関する事項：3庁

満期釈放者の保護調整に対しては、刑事施設単独で調整を図らねばならない。また、一部の刑事施設では、仮釈放となる見込みが小さい者（重い精神障害者）についても、緊急時や釈放時の医療措置等に係る緊急連絡先確保を期待して調整を依頼するが、保護観察所においては、もっぱら仮釈放に係る引受人という基準で調整がなされ、帰住不可の判断をもって実質的な調整が終了するため、引受人の状況が把握できなくなることに困難を感じている。

④ 休庁中の釈放者に対する更生緊急保護に関する事項：3庁

年末・年始・土・日等に釈放となる更生緊急保護が必要な者への対応が、休庁明けになる（保護観察所及び更生保護施設）。重篤な病人の場合や長期連休については特に問題である。

⑤ 仮釈放に関する事項について：2庁

仮釈放の指定日が地方更生保護委員会によって異なる。仮釈放審査を終えた者の管区外移送に際しては釈放希望日の調整が必要になる。仮釈放を許可する旨の決定が、仮釈放前指導2週間の直前になる場合がある。

その他、常時介助を要する者（真に保護が必要な者）について更生保護施設の協力を得られないこと、自立更生促進センター関係の事務手続きに係る困難や、いわゆる委員面接や観察官面接後の反則事案等の把握、対応等に係る困難、詳細な身上調査書作成に努めることなどについて回答があった。

イ 連携に係る工夫点・留意点

連携に係る工夫点・留意点について自由記述式で問うた。75庁中40庁（53.3%）から43の意見が得られた。特記事項なしとした施設は75庁中35庁（46.7%）であった。各庁の意見は以下のとおりである。

① 駐在保護観察官の活用：6庁

駐在保護観察官の存在が、地方更生保護委員会、保護観察所との連携の円滑化に結びついている。

② 迅速、詳細な情報提供への配慮：20庁

地方更生保護委員会、保護観察所からの照会に対する回答や、受刑者が引受人・帰住地等の変更を希望した場合の身上変動通知書、その他環境調整、仮釈放審理に資する情報提供等については、電話の活用も含め、速やかな対応・連携の強化を心掛けている。

③ 委員面接等への対応：7庁

委員面接や保護観察官による36条調査のための面接が円滑に実施できるよう、希望日等をあらかじめ電話連絡するなどして日程調整を図り、面接対象者に係る重要情報について準備をしたり、施設内の日課等を調整したりするなど、事前の準備と調整に配慮している。また、過去の行状が悪い者についても、現在の所内

生活が良好な場合は、その旨通知・説明し仮釈放審理が進むよう配慮している。

委員の交代の都度、仮釈放審理に係る方針・申し合わせ事項が変わるため、これに対応できるよう情報交換・事前連絡を密にしている施設もある。

④ 環境調整等に係る依頼について：3庁

短期刑受刑者について、生活環境調整状況通知書の早急な送付を依頼したり、同通知書が遅れている場合には督促を行ったりして、仮釈放につなげるべく配慮している。また、仮釈放が見込めない場合にも、病者等について、緊急連絡先確保等のために刑期終了までの調整継続を、更生緊急保護の必要性が高い者について、釈放時の同保護実施を依頼する施設もある。

⑤ 身上変動通知書等の工夫：4庁

環境調整が難航している者については、生活環境調整状況通知書において問題点とされている事項について、本人に作文を書かせたり、同事項に対応する教育プログラムを受講した効果や職業訓練等の修了、資格取得、病状の好転・治療の効果等を身上変動通知書で通知したりして、環境調整に資するよう配慮している。

⑥ 特別調整・連絡協議会関係：2庁

保護観察所が開催する連絡協議会等に積極的に参加したり、特別調整候補者について詳細な個人票を作成し、情報共有を図ったりしている。

その他、個人情報文書の発送に当たって、複数職員であって先等の確認を行う、調整の漏れが生じぬよう、身上変動調査書と環境調整状況通知書を書面確認できるようにする等の工夫をしている旨の回答があった。

ウ 考察

意見（困難・苦勞）の主たるものは、次のとおりである。

- ① 生活環境調整状況通知書の遅れに苦慮している。（身上調査書を速やかに送付していることが前提になる。）
- ② 満期釈放者に対する環境調整や更生緊急保護制度の活用には難を訴え、積極化を求めている。
- ③ ②とも関連するが、休庁期間中に満期釈放となる更生緊急保護の必要な者に対する対応について困難が生じることがしばしばであり、弾力的対応を求めている。
- ④ 常時介助を要する者、病気を有する者等の真に保護を必要とする者の保護調整・更生保護施設での受入等について協力を求めている。

これらは、決して目新しいものではないが、受刑者に対する釈放時保護に際して古くから付きまどっている問題であり、受刑者の社会復帰支援の新しいスキームの運用下でも、矯正と保護が業務遂行上抱える極めて実務的な課題と言える。

各庁は、こうした業務遂行上のあい路を打開するために文書・電話等方法を問わず、決め細やかな情報交換体制の構築やその維持に努めている。

同種の課題への対応であっても、各庁の表現に微妙な差異があるのは、相手があ

ること、事例の顔が一つひとつ異なることなどによるもので、そのための工夫に細やかな配慮をしている証左であろう。

連携にかかる苦勞・困難及び工夫点・留意点に関して特記事項なしとした庁も少なくないが、上述の問題は全国共通していることから、それぞれの庁は、事例の抱える問題解決のために事例を通して連携体制の充実に意を用いていると推察される。

(2) その他の機関との連携

ア 連携機関

保護的措置の必要性について検討したり、種々の措置を実施したりするに際して連携を図っている機関について、下記選択肢から回答を求めた。また、その中で、特に連携の密な機関についても回答を求めた（いずれも回答数に制限なし）。結果は表7のとおりである。

表7 連携先機関

機関名	連携先 回答数	%	うち重 点連携	%	機関名	連携先 回答数	%	うち重 点連携	%
1 更生保護施設	64	85.3	22	43.1	22 特別養護老人ホーム	6	8.0	1	2.0
2 都道府県担当課	46	61.3	9	17.6	23 養護老人ホーム	4	5.3	0	0.0
3 市区町村担当課	60	80.0	31	60.8	24 軽費老人ホーム	2	2.7	0	0.0
4 地域生活定着支援センター	10	13.3	6	11.8	25 グループホーム	5	6.7	1	2.0
5 ハローワーク	52	69.3	17	33.3	26 ケアホーム	3	4.0	0	0.0
6 医療機関	42	56.0	14	27.5	27 福祉ホーム	6	8.0	1	2.0
7 福祉事務所	35	46.7	9	17.6	28 施設入所支援事業者	2	2.7	0	0.0
8 更生相談所	4	5.3	1	2.0	29 身体障害者更生施設	1	1.3	0	0.0
9 精神保健福祉センター	20	26.7	2	3.9	30 身体障害者療護施設	4	5.3	0	0.0
10 保健所・保健センター	35	46.7	10	19.6	31 身体障害者授産施設	1	1.3	0	0.0
11 社会保険事務所	15	20.0	0	0.0	32 知的障害者更生施設	3	4.0	0	0.0
12 矯正施設	32	42.7	7	13.7	33 知的障害者授産施設	3	4.0	0	0.0
13 社会福祉協議会	6	8.0	1	2.0	34 知的障害者通勤寮	1	1.3	0	0.0
14 自立支援協議会	1	1.3	0	0.0	35 福祉工場	0	0.0	0	0.0
15 社会福祉士会	7	9.3	0	0.0	36 精神障害者授産施設	3	4.0	0	0.0
16 精神保健福祉士会	3	4.0	0	0.0	37 精神障害者生活訓練施設	1	1.3	0	0.0
17 地域包括支援センター	12	16.0	3	5.9	38 婦人相談所	1	1.3	0	0.0
18 相談支援事業者	3	4.0	1	2.0	39 婦人保護施設	1	1.3	0	0.0
19 地域活動支援センター	1	1.3	0	0.0	40 母子生活支援施設	2	2.7	0	0.0
20 救護施設	15	20.0	2	3.9	41 NPO法人	10	13.3	3	5.9
21 更生施設	8	10.7	0	0.0	42 ボランティア団体	4	5.3	1	2.0
連携先機関					重点的連携機関				
回答施設数	75				回答施設数	51			
合計回答数	534				合計回答数	142			
平均回答数	7.1 (SD=4.15)				平均回答数	2.8 (SD=2.19)			

各庁の回答数は、連携先機関については、5ないし6機関とした施設が最多で10庁（13.3%）、次いで2機関が9庁（12.0%）、7機関及び9機関が7庁（9.3%）の

順であった。最少は1機関、最多は20機関であった。

重点的連携先については、24庁(32.0%)で回答がなかった。回答のあった51施設について見ると、重点的連携先として1機関を挙げる施設が19庁(37.3%)で最多であり、次いで、2機関が11庁(21.6%)、3ないし4機関が6庁(11.8%)の順であった。最多は9機関であった。

連携機関としては、更生保護施設を挙げた施設が64庁(85.3%)で最多であった。次いで、市区町村担当課60庁(80.0%)、ハローワーク52庁(69.3%)、都道府県担当課46庁(61.3%)、医療機関42庁(56.0%)、福祉事務所及び保健所・保健センター35庁(46.7%)、矯正施設32庁(42.7%)の順に多かった。

重点的連携機関としては、市区町村担当課が31庁(60.8%)で最多であり、次いで、更生保護施設22庁(43.1%)、ハローワーク17庁(33.3%)、医療機関14庁(27.5%)、保健所・保健センター10庁(19.6%)の順に多かった。

地域生活定着支援センターについては、連携機関としての選択数自体は10庁(13.3%)にとどまったが、うち6庁(11.8%)が重点的連携機関とするなど、各施設の期待度の高さがうかがわれた。

その他としては、10の回答があった。内訳は、保護観察所7、地方更生保護委員会1、更生保護法人1、福祉系企業1であった。保護観察所及び地方更生保護委員会については、保護調整に係る必須の連携先であるため、本設問ではあえて選択肢に含まなかったが、自由記述で回答が多数の回答が得られたことは、それだけ緊密な連携が図られている証左であろう。

イ 矯正管区ごとの連携機関について

保護的措置の実施に際しては、社会資源の有無、地域経済の状況、自治体の財政事情、矯正施設や受刑者に対する理解等、地域によって様々に事情の異なる面があると考えられる。よって、回答数、連携機関等について、矯正管区(以下、管区とする。)ごとに検討した。

回答数(表8)については、管区ごとにばらつきがうかがわれたが、統計的な有意差は見られなかった。連携先機関の平均は、福岡管区の8.1機関が最多であり、次いで、広島、大阪、札幌管区の順で多く、高松及び東京管区は比較的少なかった。重点的連携機関については、各管区1ないし4の無回答庁があった。仙台管区の2.7機関が最多であり、次いで、福岡、札幌、広島管区の順で多く、高松及び名古屋管区は比較的少なかった。

表8 管区ごとの回答数

	連携機関				重点的連携機関				
	平均値	標準偏差	最小値	最大値	平均値	標準偏差	最小値	最大値	無回答庁
札幌管区 (8)	7.8	4.30	3	14	2.5	3.30	0	8	4
仙台管区 (7)	6.9	4.78	2	13	2.7	2.50	0	7	1
東京管区 (17)	5.7	3.39	1	15	1.5	1.62	0	5	4
名古屋管区 (9)	7.6	5.13	3	20	1.2	1.30	0	3	4
大阪管区 (10)	7.8	4.37	2	16	1.7	1.64	0	4	4
広島管区 (9)	7.9	4.14	2	14	1.9	2.62	0	8	3
高松管区 (4)	5.3	2.36	2	7	0.8	0.50	0	1	1
福岡管区 (11)	8.1	4.66	2	19	2.6	2.77	0	9	3
合計 (75)	7.1	4.15	1	20	1.9	2.18	0	9	24

管区ごとの連携先機関（表9）については、多重回答データであるため、 χ^2 検定等の統計手法は用いず、構成比等から検討する。

なお、機関名については、番号のみ示した。適宜表7の番号を参照されたい。回答のなかった「35 福祉工場」は表から除いた。また、例えば「15 社会福祉士会」、「16 精神保健福祉士会」は、福祉系専門職の職能団体という共通性から、「14 自立支援協議会」、「18 相談支援事業者」、「19 地域活動支援センター」は、障害者自立支援法下での地域生活支援としてまとめられることから、一括して計上した。

連携先機関に係る回答数は、東京、広島、高松及び福岡管区においては、更生保護施設が、札幌、仙台及び名古屋管区では、市区町村担当課が（仙台管区については、更生保護施設と同数）、大阪管区においては、ハローワークが、それぞれ最多である。当該3機関については、全体的に多数の回答が集まっているが、各管区によって、連携の目的に微妙な濃淡がある様子がうかがわれる。

その他特徴的な部分を見ていくと、地域生活定着支援センターについては、福岡管区が5庁と多く、うち3庁が重点的連携先とするなど、同機関との連携の緊密さがうかがわれる。大阪管区が続いており、地域生活定着支援センターが活発に活動している地域と、未設置の地域との差ははっきりと現れた。調査実施当時は、地域生活定着支援センター設置都道府県は、静岡、滋賀、和歌山、山口、長崎の5県にとどまっていた。今後設置が拡大すれば、他の管区においても同様の傾向が示されるようになる可能性がある。

ハローワークについては、大阪管区に続き、名古屋、札幌管区の回答数が多い。特に、札幌管区では、全8庁のうち半数の4庁が重点連携先としている。後述の就労支援に係る調査では、東京近県帰住者の多さや、特に冬場などの求人数の少なさなどを挙げて、就労支援に係る困難性の高さが指摘されていただけに、困難を乗り越えて就労支援を進めるべく、特に緊密に連携を図っているものと考えられる。

表9 連携先機関 (管区別)

	管区												合計 (75)					
	札幌管区 (8)	仙台管区 (7)	東京管区 (17)	名古屋管区 (9)	大阪管区 (10)	広島管区 (9)	高松管区 (4)	福岡管区 (11)										
1	7 87.5	3 37.5	5 71.4	2 28.6	15 88.2	2 11.8	7 77.8	1 11.1	7 70.0	3 30.0	8 88.9	5 55.6	4 100.0	1 25.0	11 100.0	5 45.5	64 85.3	22 29.3
2	5 62.5	1 12.5	4 57.1	2 28.6	9 52.9	1 5.9	5 55.6	1 11.1	6 60.0		6 66.7	2 22.2	3 75.0		8 72.7	2 18.2	46 61.3	9 12.0
3	8 100.0	2 25.0	5 71.4	4 57.1	12 70.6	8 47.1	9 100.0	3 33.3	6 60.0	3 30.0	7 77.8	4 44.4	3 75.0	2 50.0	10 90.9	5 45.5	60 80.0	31 41.3
4	0 0.0		0 0.0		1 5.9	1 5.9	0 0.0		2 20.0	2 20.0	1 11.1		1 25.0		5 45.5	3 27.3	10 13.3	6 8.0
5	7 87.5	4 50.0	3 42.9	1 14.3	10 58.8	6 35.3	8 88.9	1 11.1	8 80.0	3 30.0	7 77.8		3 75.0		6 54.5	2 18.2	52 69.3	17 22.7
6	4 50.0	2 25.0	4 57.1	2 28.6	8 47.1	3 17.6	5 55.6	1 11.1	5 50.0	2 20.0	5 55.6	1 11.1	2 50.0		9 81.8	3 27.3	42 56.0	14 18.7
7	2 25.0	1 12.5	4 57.1	1 14.3	8 47.1	2 11.8	2 22.2	1 11.1	5 50.0	1 10.0	6 66.7		2 50.0		6 54.5	3 27.3	35 46.7	9 12.0
8	0 0.0		0 0.0		0 0.0		0 0.0		2 20.0		1 11.1		0 0.0		1 9.1	1 9.1	4 5.3	1 1.3
9	3 37.5	2 25.0	3 42.9		3 17.6		0 0.0		5 50.0		3 33.3		0 0.0		3 27.3		20 26.7	2 2.7
10	4 50.0	1 12.5	3 42.9	2 28.6	10 58.8	3 17.6	4 44.4	2 22.2	4 40.0		6 66.7	1 11.1	1 25.0		3 9.1	1 9.1	35 46.7	10 13.3
11	0 0.0		2 28.6		3 17.6		2 22.2		2 20.0		3 33.3		0 0.0		3 27.3		15 20.0	
12	5 62.5	2 25.0	2 28.6	2 28.6	5 29.4		5 55.6	1 11.1	3 30.0		4 44.4	1 11.1	1 25.0		7 63.6	1 9.1	32 42.7	7 9.3
13	0 0.0		0 0.0		1 5.9		1 11.1		2 20.0		1 11.1	1 11.1	0 0.0		1 9.1		6 8.0	
15	2 25.0		1 14.3		0 0.0		4 44.4		2 20.0		0 0.0		0 0.0		1 9.1		10 13.3	
17	1 12.5		2 28.6	1 14.3	2 11.8		0 0.0		2 20.0	1 10.0	3 33.3	1 11.1	1 25.0		1 9.1		12 16.0	3 4.0
14&18	0 0.0		0 0.0		0 0.0		0 0.0		2 20.0		1 11.1		0 0.0		2 18.2	1 9.1	5 6.7	1 1.3
&19	0 0.0		0 0.0		0 0.0		0 0.0		2 20.0		1 11.1		0 0.0		18.2 9.1		6.7 1.3	
20	2 25.0		2 28.6		3 17.6		4 44.4		4 40.0	1 10.0	5 55.6	1 11.1	0 0.0		3 27.3		23 30.7	2 2.7
&21	25.0		28.6		17.6		44.4		10.0	10.0	11.1	11.1	0.0		27.3		2.7	
22&23	1 12.5		0 0.0		1 5.9		4 44.4		2 20.0		3 33.3		0 0.0		1 9.1	1 9.1	12 16.0	1 1.3
&24	12.5		0.0		5.9		44.4		20.0		33.3		0.0		9.1 9.1		16.0 1.3	
25	3 37.5		1 14.3		0 0.0		2 22.2		1 10.0		0 0.0		0 0.0		1 9.1	1 9.1	8 10.7	1 1.3
&26	37.5		14.3		0.0		22.2		10.0		0.0		0.0		9.1 9.1		10.7 1.3	
27	3 37.5	1 12.5	1 14.3		0 0.0		0 0.0		2 20.0		0 0.0		0 0.0		0 0.0		6 8.0	1 1.3
28	0 0.0		0 0.0		0 0.0		0 0.0		2 20.0		0 0.0		0 0.0		0 0.0		2 2.7	
29&30	0 0.0		0 0.0		0 0.0		3 33.3		1 10.0		0 0.0		0 0.0		2 18.2		6 8.0	
&31	0.0		0.0		0.0		33.3		10.0		0.0		0.0		18.2		8.0	
32&33	0 0.0		0 0.0		2 11.8		1 11.1		1 10.0		0 0.0		0 0.0		3 27.3		7 9.3	
&34	0.0		0.0		11.8		11.1		10.0		0.0		0.0		27.3		9.3	
36&37	1 12.5		0 0.0		0 0.0		1 11.1		1 10.0		0 0.0		0 0.0		1 9.1		4 5.3	
38&39	0 0.0		3 42.9		0 0.0		0 0.0		0 0.0		0 0.0		0 0.0		1 9.1		4 5.3	
&40	0.0		42.9		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		9.1		5.3	
41&42	4 50.0	1 12.5	3 42.9	2 28.6	4 23.5		1 11.1		1 10.0	1 10.0	1 11.1		0 0.0		0 0.0		14 18.7	4 5.3
合計	62	20	48	19	97	26	68	11	78	17	71	17	21	3	89	29	534	142

※上段は回答序数, 下段は%, 斜体は重点的連携先としての回答, %は () 内に示した各管区ないし合計の施設数を分母として計算。

医療機関及び福祉事務所では、福岡管区の回答数が多い。福祉事務所との連携が、釈放後の即時入院や刑執行停止が検討される場合に多いことを考えると、福岡管区においては、他の管区にも増して、こうしたケースへの対応を重視しているがゆえ

の重点的な連携である可能性が考えられる。

更生相談所については、全体的に回答数が少なかった。知的障害の認定、療育手帳の発行等に係る機関であるだけに、地域生活定着支援センターや社会福祉士の活用等により、今後の連携が期待される。

保健所・保健センターは、東京、広島管区で回答が多かった。特に東京管区では重点的連携先とする割合も高い。後述のとおり、東京管内には精神保健福祉法関係の通報件数、診察件数等の多い施設が数庁あることが反映されたと考えられる。

社会保険事務所や地域包括支援センターについては、広島管区の回答が多かった。両機関が、年金や介護等高齢者福祉に関連する機関であるところ、同管区においては、高齢者への対処に重点が置かれている可能性がある。

相談支援事業者等の障害者自立支援法関係の機関、3障害に関する旧法施設等については、福岡管区の回答が、特に知的障害に関する機関が多かった。「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」におけるモデル事業やそれが発展的に解消された特別調整等の経験が反映されている可能性がうかがわれる。

救護施設、更生施設等の生活保護法関係の機関については、広島、名古屋、大阪管区等で多く、広島及び大阪管区では重点的な連携先としても挙げられていた。

老人福祉施設については、名古屋、広島管区の回答数が、身体障害者関係の旧法施設については、名古屋管区の回答数が、母子福祉関係の機関については仙台管区の回答数が、それぞれ他の管区に比べて多かった。

グループホーム、ケアホーム、福祉ホーム等については、札幌管区の回答が多かった。同管区には、精神障害者に係る機関についても連携機関として挙げる施設があり、精神障害者への対応に力を入れている様子がうかがわれる。

NPO法人、ボランティア団体等を連携先とする数は、札幌、仙台、東京管区で多かった。なお、札幌、仙台管区の施設の回答によると、連携するNPO法人等は、東京近隣の機関が多いとのことである。

ウ 被收容者の属性等と連携機関との関係について

保護的措置の実施に際しては、各施設が收容対象としている被收容者の特徴により連携機関等に違いがある可能性がある。よって、回答数、連携機関等について、被收容者の属性、犯罪傾向の進捗ごとに検討した(表10, 11)。

なお、沖縄刑務所については、W及びL以外の全ての者を收容していることから、属性等についての検討からは除いた。また、美祿社会復帰促進センターについては、Y及びWも收容しているが、保護的措置という観点に絞れば、A指標のくりに含めることが適当と考え、その旨処置した。L及びYについては、釈放者中の同指標の割合が比較的少ない施設もあるが、例えばLについては、在所中の高齢化や、社会から隔離される期間の長さゆえの社会適応上の問題、本件犯罪の重大性等による環境調整の困難等が予想されるなど、釈放時保護において他指標とは異なる事情、

配慮等があると予想されることから、本研究では、L、Yを処遇区分とする施設については、それぞれL施設、Y施設として扱うこととした。

表10 属性等ごとの回答数

	連携機関				重点的連携機関				
	平均値	標準偏差	最小値	最大値	平均値	標準偏差	最小値	最大値	無回答庁
A (17)	6.8	3.93	2	16	1.8	2.19	0	8	6
B (29)	8.4	4.54	2	20	2.4	2.31	0	8	6
L (8)	5.4	2.72	2	9	0.8	0.71	0	2	3
Y (9)	5.0	3.20	2	10	1.9	3.14	0	9	5
W (7)	8.9	4.02	4	13	1.6	1.72	0	4	3
M・P (4)	5.8	4.57	1	11	1.3	0.96	0	2	1
合計 (74)	7.2	4.15	1	20	1.9	2.19	0	9	24

統計的有意差はなかったが、属性等によって、連携機関数にはばらつきが見られた。連携機関数の平均については、平均8.9機関のW指標が最多であり、次いで、B指標の8.4機関、A指標の6.8機関、M・P指標の5.8機関の順に多い。

重点的連携機関数については、B指標が最多で、平均2.4機関である。次いで、Y指標の1.9機関、A指標の1.8機関、W指標の1.6機関の順に多い。

なお、重点的連携機関については、各群において1ないし6庁が無回答であった。

回答数が多いほど、多くの機関と連携を図っていると考えられるが、属性等でみると、B指標及びW指標の施設で特に多くの機関との連携が図られている様子がうかがわれ、それだけ同施設における保護的措置の困難性が高い可能性が示唆された。

連携先機関に係る回答数は、更生保護施設については、A、Wでは全施設が、他の属性でも3/4以上の施設が連携機関として挙げる中、M・Pの回答数は比較的少なかった。更生保護施設が、基本的には就労による自立が見込まれる者を対象としており、特別調整等に係る一時受入でも、常時介助を要する者は対象外であるため、M・P属性の者については、対象となりにくいことが影響していると考えられる。

表11 連携先機関（処遇指標別）

	犯罪傾向の進捗・属性										合計 (74)			
	A (17)		B (29)		L (8)		Y (9)		W (7)				M・P (4)	
1	17	6	23	8	7	3	7	2	7	2	2		63	21
	100.0	35.3	79.3	27.6	87.5	37.5	77.8	22.2	100.0	28.6	50.0		85.1	28.4
2	10	3	19	3	5		5	2	6	1	1		46	9
	58.8	17.6	65.5	10.3	62.5		55.6	22.2	85.7	14.3	25.0		62.2	12.2
3	12	5	26	18	6		5	2	7	3	3 2		59	30
	70.6	29.4	89.7	62.1	75.0		55.6	22.2	100.0	42.9	75.0 50.0		79.7	40.5
4	2	2	4	2	0		1	1	3	1	0		10	6
	11.8	11.8	13.8	6.9	0.0		11.1	11.1	42.9	14.3	0.0		13.5	8.1
5	13	4	18	8	6	1	7	2	5	1	2		51	16
	76.5	23.5	62.1	27.6	75.0	12.5	77.8	22.2	71.4	14.3	50.0		68.9	21.6
6	6	2	23	9	4		3	2	4		2 1		42	14
	35.3	11.8	79.3	31.0	50.0		33.3	22.2	57.1		50.0 25.0		56.8	18.9
7	7		16	6	2		4	2	4		2 1		35	9
	41.2		55.2	20.7	25.0		44.4	22.2	57.1		50.0 25.0		47.3	12.2
8	2		2	1	0		0		0		0		4	1
	11.8		6.9	3.4	0.0		0.0		0.0		0.0		5.4	1.4
9	4		7	2	1		1		5		2		20	2
	23.5		24.1	6.9	12.5		11.1		71.4		50.0		27.0	2.7
10	10	3	15	3	3	2	2	1	2		3 1		35	10
	58.8	17.6	51.7	10.3	37.5	25.0	22.2	11.1	28.6		75.0 25.0		47.3	13.5
11	4		7		2		0		2		0		15	
	23.5		24.1		25.0		0.0		28.6		0.0		20.3	
12	7	1	16	4	2		2	1	4	1	1		32	7
	41.2	5.9	55.2	13.8	25.0		22.2	11.1	57.1	14.3	25.0		43.2	9.5
13	2	1	1		0		0		3		0		6	1
	11.8	5.9	3.4		0.0		0.0		42.9		0.0		8.1	1.4
15	3		5		1		0		0		1		10	
&16	17.6		17.2		12.5		0.0		0.0		25.0		13.5	
17	2	2	5		1		2	1	1		1		12	3
	11.8	11.8	17.2		12.5		22.2	11.1	14.3		25.0		16.2	4.1
14&18	1		2	1	0		0		1		1		5	1
&19	5.9		6.9	3.4	0.0		0.0		14.3		25.0		6.8	1.4
20	5		12	1	1		2		2	1	1		23	2
&21	29.4		41.4	3.4	12.5		22.2		28.6	14.3	25.0		31.1	2.7
22&23	2		9	1	0		0		0		1		12	1
&24	11.8		31.0	3.4	0.0		0.0		0.0		25.0		16.2	1.4
25	1		6	1	0		1		0		0		8	1
&26	5.9		20.7	3.4	0.0		11.1		0.0		0.0		10.8	1.4
27	1		3	1	1		0		1		0		6	1
	5.9		10.3	3.4	12.5		0.0		14.3		0.0		8.1	1.4
28	1		0		0		1		0		0		2	
	5.9		0.0		0.0		11.1		0.0		0.0		2.7	
29&30	1		5		0		0		0		0		6	
&31	5.9		17.2		0.0		0.0		0.0		0.0		8.1	
32&33	0		7		0		0		0		0		7	
&34	0.0		24.1		0.0		0.0		0.0		0.0		9.5	
36&37	0		3		0		1		0		0		4	
	0.0		10.3		0.0		11.1		0.0		0.0		5.4	
38&39	0		1		0		0		3		0		4	
&40	0.0		3.4		0.0		0.0		42.9		0.0		5.4	
41&42	2	1	8	1	1		1	1	2	1	0		14	4
	11.8	5.9	27.6	3.4	12.5		11.1	11.1	28.6	14.3	0.0		18.9	5.4
合計	115	30	243	70	43	6	45	17	62	11	23 5		531	139

※上段は回答庁数、下段は%、斜体は重点的連携先としての回答、%は（）内に示した犯罪傾向の進捗・属性ないし合計の施設数を分母として計算。

市区町村担当課については、属性を問わず、多数が連携先として挙げている。W, B, M・Pで特に割合が高い。連携先機関としても、重点的連携機関としても、都道府県担当課よりも市区町村担当課を選択する施設が多い（Yのみ同数。）。生活保護を始め、住民票の設定、異動や、障害・介護認定等、福祉サービス全般の窓口が、市区町村担当課であることが影響していると考えられる。

ハローワークについては、Y, Aの割合が高い。Y及びA指標の対象者については、他の指標にも増して、就労支援に係る連携に力が注がれていることの証左であろう。医療機関については、これとは対照的に、Y, Aの割合が低く、B指標において、連携先としても、重点的連携機関としても、回答数が多い。医療的措置の必要性と就労支援に係る実効性の裏腹な関係が見て取れる。M・Pについては、比較的回答数が少ないが、自庁でまかなえる範囲が大きいためと考えられる。また、福祉事務所については、B, W, M・P等の割合が高い。

更生相談所については、属性にかかわらず回答数が少ない。知的障害の判定、療育手帳の交付等に際しては、18歳以前から知的機能障害が存在した旨を確認するため、児童期の成績や養護学級に在籍したか否か等の資料を求められる場合が多いようである。他の障害との鑑別や、文書等の記録、親族や友人等の生き証人の活用可能性等を勘案すると、福祉的支援の必要性の高い者については、なるべく早いうちに障害の判定・手帳認定等を進めることが再犯防止上も有効であるように思われる。

M・P属性の施設においては、精神保健福祉センター、保健所・保健センターの両方が連携先として高い割合であった。Wは精神保健福祉センターを連携先とする割合が高く、その他は保健所・保健センターを連携先とする割合が高い。

社会保険事務所については、L及びWで、矯正施設については、B及びWで割合が高い。社会福祉協議会については、全体的にはあまり連携が図られていないようだが、Wにおいては、約半数の施設が連携先として回答している。

救護施設、更生施設等、生活保護法関係の施設については、B指標の施設が連携先として回答している割合が高い。その他については、それほど高い割合ではないが、いずれの指標においても連携を図っている施設があることが分かる。

老人福祉施設及びグループホーム、ケアホーム等の障害者自立支援法における居住支援に係る機関との連携については、B指標で比較的割合が高いが、他ではあまり連携する機会がないようである。3障害に関する機関についても、他と比較して、B指標が連携先として回答している割合が高い。

NPO法人、ボランティア団体等については、B及びW指標で連携の割合が高く、A, L, Y指標の施設においても少数だが連携が図られている。母子福祉法関係機関については、当然ながらWの割合が高い。

B指標において、救護施設等も含めた高齢者、障害者関係機関との連携が目立つ。それだけ、親族や知人のもと、更生保護施設等に帰住することのできない多様な困

難を抱えた対象者が少なからず存在しているものと考えられる。犯罪性の進捗により分類されたB指標の施設に、こうした困難を抱える者が多く含まれる状況については、各庁の対応振りからみて、関係機関等に広く理解を得ておくことは、保護的措置に係る連携・調整等を円滑に進める上で有効である。

W指標についても連携機関が広範にわたった。混合収容という前提に立てば、B指標と類似の困難が生じることが予想されるが、連携機関の多さは共通しつつも、連携先は微妙に異なっていることが分かる。すなわち、B指標において高齢・障害等に関する入所型施設に対する連携が目立つのに対して、W指標では、精神保健福祉センター、社会福祉協議会等の地域生活への定着をコーディネートするような役割を担った機関に対する連携が目立つ。施設入所へとつながるか、地域生活へとつながるかの違いの背景には、対象者の犯罪性や受入側の理解・感情等様々な要因が影響しているものと推測される。もっとも、女子が利用できる入所型施設が少ない等の事情があつてのやむを得ずの措置である可能性も否定できない。

いずれにせよ、これらの施設においては、公的機関や社会福祉施設等と連携するだけでは、十分な保護的措置を実施できないケースが多いゆえ、NPO法人やボランティア団体との連携が緊密になされていると考えることができよう。

エ 出所後の受皿の確保について（受皿の状況）

各施設における受皿の確保について5件法で聞いた。「不足している」を1点、「やや不足している」を2点、「ちょうどよい」を3点、「やや余裕がある」を4点、「余裕がある」を5点と数値化すると、平均1.36 (SD=0.65)であった。

「余裕がある」を選択した庁はなく、「やや余裕がある」が1庁(1.3%)、「ちょうどよい」が4庁(5.3%)あった他は、全て多少の差はあれ不足している旨の認識であった（「やや不足している」16庁21.3%、「不足している」54庁72.0%）。

管区、属性等ごとに集計したものが表12、13である。

管区ごとの回答については、統計的な有意差はなかったが、総じて不足している旨の回答が目立ち、全国的に受皿が不足している様子がうかがわれた。他と比べると、大阪管区及び広島管区においては、わずかながら受皿に余裕があると感じている施設も見られる。

表12 受皿について (管区)

	受皿の確保				合計	平均 標準偏差	Kruskal Wallis 検定 平均ランク	
	不足して いる	やや不足 している	ちょうど よい	やや余裕 がある				
管 区	札幌管区	6 75.0%	2 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 100.0%	1.25 0.46	36.25
	仙台管区	6 85.7%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	7 100.0%	1.29 0.76	33.93
	東京管区	14 82.4%	1 5.9%	2 11.8%	0 0.0%	17 100.0%	1.29 0.69	34.85
	名古屋管区	7 77.8%	2 22.2%	0 0.0%	0 0.0%	9 100.0%	1.22 0.44	35.28
	大阪管区	5 50.0%	4 40.0%	0 0.0%	1 10.0%	10 100.0%	1.70 0.95	46.25
	広島管区	4 44.4%	4 44.4%	1 11.1%	0 0.0%	9 100.0%	1.67 0.71	48.06
	高松管区	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%	1.25 0.50	36.25
	福岡管区	9 81.8%	2 18.2%	0 0.0%	0 0.0%	11 100.0%	1.18 0.41	33.86
合計	54 72.0%	16 21.3%	4 5.3%	1 1.3%	75 100.0%			

表13 受皿について (属性等)

	受皿の確保				合計	平均 標準偏差	Kruskal Wallis 検定 平均ランク	
	不足して いる	やや不足 している	ちょうど よい	やや余裕 がある				
属 性 等	A	8 47.1%	7 41.2%	2 11.8%	0 0.0%	17 100.0%	1.65 0.70	46.88
	B	25 86.2%	4 13.8%	0 0.0%	0 0.0%	29 100.0%	1.14 0.35	32.26
	L	7 87.5%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	8 100.0%	1.13 0.35	31.81
	Y	4 44.4%	2 22.2%	2 22.2%	1 11.1%	9 100.0%	2.00 1.12	50.11
	W	6 85.7%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	7 100.0%	1.14 0.38	32.43
	M・P	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%	1.00 0.00	27.50
	合計	54 73.0%	15 20.3%	4 5.4%	1 1.4%	74 100.0%		

※上段：度数，中段：%，下段：調整済み標準化残差

指標ごとの平均値差について一元配置分散分析を行ったところ、指標ごとの平均値に差があることが示された ($F(5, 68)=4.601, p<.01$)。Tukey の多重比較によると、Y 指標と比較して B 及び L 指標の平均値が 5% 水準で有意に低かった。

ただし、回答が不足側に偏在していること、評定間の等間隔性に疑義が残ることから、 χ^2 検定及び Kruskal Wallis の順位和検定を行った。前者では、5% 水準で有意な結果が得られ、属性等と受皿確保の評定との組合せに差があることが示された ($\chi^2(15)=25.305$)。後者では、1% 水準で有意な結果が得られ、属性等ごとに受皿確保状況に対する認識に差があることが示された ($\chi^2(5)=16.362$)。

まとめると、全国的に受皿が不足している状況であり、属性等については、B, L, W, M・P において不足の度合いが顕著であり、A, Y の順にその度合いがやや緩和されると言えよう。

オ 出所後の受皿の確保について (受皿が不足している対象者)

上記エについて「不足している」、「やや不足している」と回答した施設に対し、受皿に不足を感じている対象者について、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他 (自由記述) から優先度順に 2 つまで選択を求めた。「ちょうどよい」、「やや余裕がある」を選択した 5 庁は無回答であり、有効回答数は 70 である。

平均回答数は 1.9 (SD=0.28) である。1 つの対象のみを回答した施設は 6 庁 (8.6%)、2 つの対象について回答した施設は 64 庁 (91.4%) であり、受皿不足は特定の対象に限定されず、複数の対象で不足が生じていることが分かる。

受皿不足の対象者について優先度ごとに整理した (表 14)。

総数を見ると、高齢者が 54 庁 (77.1%) と非常に多く、次いで、身体障害者 29 庁 (41.4%)、精神障害者 15 庁 (30.0%) の順である。優先度順に見ると、1 位においては、高齢者が 45 庁 (64.3%) で最多であり、次点は知的障害者 9 庁 (12.9%) である。優先度 2 位については、身体障害者 21 庁 (32.8%)、精神障害者 15 庁 (23.4%) の順である。

表 14 受皿不足の対象者

優先度	高齢者	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他	合計
1 位	45 64.3%	8 11.4%	9 12.9%	6 8.6%	2 2.9%	70 100.0%
2 位	9 14.1%	21 32.8%	9 14.1%	15 23.4%	10 15.6%	64 91.4%
合計	54 77.1%	29 41.4%	18 25.7%	21 30.0%	12 17.1%	134

※最下行%については、有効回答数である 70 を分母として計算。

知的障害者に対する受皿不足に関しては、全体としてはそれほど意識されていないが、一部の施設では特に重要視されていると考えることができよう。

その他の内容は、「複数の障害を併せ持つ者やいずれにおいてもボーダーレベルの者」、「頼れる親族がなく、所持金も住居もない者」、「居住先、住所のない者」、「貧困者（健常者）で生活保護未受給者」、「性犯罪者」、「多数回累犯者」、「無期懲役受刑者」等であった。1位に知的障害者を挙げ、2位として「高齢者、身体障害者及び精神障害者」とする施設や、「更生保護施設を調整したが不調に終わった者」とする施設もあり、各施設が、多様な対象者のそれぞれについて、様々な領域、次元の困難や苦勞を抱えている様子がうかがわれた。

受皿不足について、地域による傾向の差が見られるか検討するため、管区ごとに回答を集計した。左列は総回答数、右列は優先度1位の回答である（表15）。

表15 受皿不足を感じる対象者

	管区														合計 (75)			
	札幌管区 (8)	仙台管区 (7)	東京管区 (17)	名古屋管区 (9)	大阪管区 (10)	広島管区 (9)	高松管区 (4)	福岡管区 (11)										
高齢者	3 37.5	2 25.0	5 71.4	5 71.4	12 70.6	9 52.9	8 88.9	8 88.9	6 60.0	4 40.0	8 88.9	6 66.7	2 50.0	2 50.0	10 90.9	9 81.8	54 72.0	45 60.0
身体障害者	3 37.5	1 12.5	3 42.9	0 0.0	4 23.5	1 5.9	2 22.2	0 0.0	5 50.0	3 30.0	5 55.6	2 22.2	1 25.0	1 25.0	6 54.5	0 0.0	29 38.7	8 10.7
知的障害者	3 37.5	3 37.5	1 14.3	0 0.0	4 23.5	3 17.6	3 33.3	0 0.0	3 30.0	2 20.0	1 11.1	0 0.0	1 25.0	0 0.0	2 18.2	1 9.1	18 24.0	9 12.0
精神障害者	4 50.0	1 12.5	2 28.6	1 14.3	5 29.4	2 11.8	2 22.2	1 11.1	3 30.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0	0 0.0	3 27.3	1 9.1	21 28.0	6 8.0
その他	2 25.0	1 12.5	1 14.3	0 0.0	3 17.6	0 0.0	2 22.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 22.2	0 0.0	1 25.0	1 25.0	1 9.1	0 0.0	12 16.0	2 2.7
合計	15	8	12	6	28	15	17	9	17	9	16	8	7	4	22	11	134	70

※上段は回答件数、下段は%、斜体は優先度1位の回答件数及び%、%は（）内に示した各管区ないし合計の施設数を分母として計算。

札幌管区を除くと総回答数、優先度1位ともに、高齢者が最多であり。高齢者に対する受皿不足に対する認識は全国的に共通のものと言える。特に、名古屋、福岡管区では、総回答数、1位回答数とも90%前後と、その傾向が顕著である。

札幌管区においては、総回答数では精神障害者が最多（4件、50.0%）、1位回答数では知的障害者が最多（3件、37.5%）であり、高齢者以上に、精神障害者や知的障害者に対する受皿不足を問題視している施設が多いようである。

精神障害者については、札幌及び高松管区において、身体障害者については、大阪、広島、福岡管区において、受皿不足を感じている施設が多いことが分かる。

知的障害者については、仙台及び広島管区においては受皿不足を感じている施設は少ないようだが、他の管区ではおおむね20%から40%程度の施設が不足を感じており、札幌管区以外でも、東京、大阪管区において1位回答数が比較的多い。

次に、受皿不足について、各施設が収容対象としている被収容者の特徴によって差が見られるか検討するため、属性等ごとに回答を集計した。左列は合計数、右列は優先度1位の回答である（表16）。

表16 受皿不足を感じる対象者

	犯罪傾向の進捗・属性										合計 (74)			
	A (17)		B (29)		L (8)		Y (9)		W (7)				M・P (4)	
高齢者	15	10	22	20	7	6	3	3	5	5	1	0	53	44
	88.2	58.8	75.9	69.0	87.5	75.0	33.3	33.3	71.4	71.4	25.0	0.0	71.6	59.5
身体障害者	7	3	15	3	2	0	2	1	1	0	1	1	28	8
	41.2	17.6	51.7	10.3	25.0	0.0	22.2	11.1	14.3	0.0	25.0	25.0	37.8	10.8
知的障害者	2	1	6	3	0	0	4	2	3	1	3	2	18	9
	11.8	5.9	20.7	10.3	0.0	0.0	44.4	22.2	42.9	14.3	75.0	50.0	24.3	12.2
精神障害者	2	1	9	2	2	1	2	0	4	1	2	1	21	6
	11.8	5.9	31.0	6.9	25.0	12.5	22.2	0.0	57.1	14.3	50.0	25.0	28.4	8.1
その他	2	0	4	1	4	1	0	0	1	0	1	0	12	2
	11.8	0.0	13.8	3.4	50.0	12.5	0.0	0.0	14.3	0.0	25.0	0.0	16.2	2.7
合計	28	15	56	29	15	8	11	6	14	7	8	4	132	69

※上段は回答件数、下段は%、斜体は優先度1位の回答件数及び%、%は()内に示した犯罪傾向の進捗・属性ないし合計の施設数を分母として計算。

高齢者については、A及びL指標において受皿不足の度合いが特に大きく、B、W指標においても不足を感じている施設が多い。Y及びM・P施設においては、高齢者以上に知的障害者の受皿に不足を感じているようである。

その他、身体障害者については、B施設、次いでA施設が、精神障害者については、W及びM・P施設が、それぞれの受皿不足を感じていることが分かる。

また、L施設においては、その他と回答した割合が多かった。その内容は、無期懲役受刑者や性犯罪者、元暴力団構成員などであり、高齢や障害等とは異なる、受刑者、特に属性Lの者特有の事情に苦労や困難を感じていることが分かる。

まとめると、高齢者に対する受皿不足が全国共通の課題であり、他の障害については、地域によって不足を感じる度合いに濃淡があると言える。それが、地域の受皿不足によるものか、調整や探し方等の問題か、それとも各施設の有する問題意識の差であるかまでは把握できないが、それぞれの管区において多くの施設が不足を感じている受皿について、相互に情報を共有しつつ、重点的に掘り起こしを図るなどすることが効率的であろう。

属性等に関しては、被収容者の特徴と受皿不足を感じる領域がおおむね対応しており、実際に受皿が不足していることに加えて、各施設のニーズが反映されたものと考えられる。不足領域に強い社会福祉士等を採用したり、他指標の施設と情報交換して、互いの不足部分を融通し合うといった工夫が考えられる。

カ 連携や受皿確保に係る苦労・困難

連携や受皿確保に係る苦労・困難について、選択肢から優先度順に5つまで回答を求めた(表17、合計欄の分母は対象庁数の75である。特記ない場合、以下同じ)。

表17 連携・受皿確保に係る苦労・困難

	優先度					合計
	1位	2位	3位	4位	5位	
1 適切な連携先を探すことが難しい	34 45.3%	7 9.6%	7 10.6%	1 1.8%	5 10.0%	54 72.0%
2 福祉制度・サービス等に対する知識不足	8 10.7%	13 17.8%	7 10.6%	3 5.3%	3 6.0%	34 45.3%
3 関係諸機関との間での人脈不足	2 2.7%	12 16.4%	14 21.2%	6 10.5%	6 12.0%	40 53.3%
4 個人的な人脈頼りで、人事異動等で容易に振出に戻ってしまう	2 2.7%	3 4.1%	2 3.0%	7 12.3%	1 2.0%	15 20.0%
5 援護の実施市区町村が確定せず、調整が進まない	7 9.3%	10 13.7%	7 10.6%	8 14.0%	5 10.0%	37 49.3%
6 福祉施設に入所するには、障害等の程度が軽い	3 4.0%	5 6.8%	6 9.1%	2 3.5%	5 10.0%	21 28.0%
7 施設が僻地にあり、近隣に社会資源がない	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 7.0%	0 0.0%	4 5.3%
8 受刑者に対するイメージが悪く、門前払いに遭うことが多い	8 10.7%	8 11.0%	8 12.1%	3 5.3%	6 12.0%	33 44.0%
9 以前に出所者等が迷惑を掛けており、先方の心証が悪い	0 0.0%	2 2.7%	4 6.1%	6 10.5%	1 2.0%	13 17.3%
10 住所地特例等による財政負担等のため、施設所在地の市町村と良好な関係を維持することが難しい	5 6.7%	4 5.5%	1 1.5%	3 5.3%	4 8.0%	17 22.7%
11 関係諸機関と矯正施設とでは個人情報保護の点で意識にずれがある	3 4.0%	3 4.1%	4 6.1%	8 14.0%	2 4.0%	20 26.7%
12 障害等に対する本人の自覚が乏しく、連携に係る同意が得られない	0 0.0%	0 0.0%	5 7.6%	4 7.0%	4 8.0%	13 17.3%
13 「障害者」扱いされること等に対する本人の抵抗感が強く、連携に係る同意が得られない	0 0.0%	1 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	3 6.0%	4 5.3%
14 関係諸機関による面接への立会など、業務負担が増える	0 0.0%	2 2.7%	1 1.5%	2 3.5%	5 10.0%	10 13.3%
15 関係諸機関による面接等のため、面接室が不足し、他の面接に影響が出る	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
16 苦労や困難を感じることは特にない	2 2.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.7%
17 その他	1 1.3%	3 4.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 5.3%
合計	75 100.0%	73 97.3%	66 88.0%	57 76.0%	50 66.7%	321

合計回答数は321、平均回答数は4.3 (SD=1.16) である。回答数は5つ全て回答した施設が50庁 (66.7%) で最多であり、次いで回答数3が9庁 (12.0%)、回答数2及び4が7庁 (9.3%) である。回答数1の2庁 (2.7%) はいずれも「16 苦労や困難を感じることは特にない」を選択したものである。

「1 適切な連携先を探すことが難しい」が、選択施設総数(54庁, 72.0%)でも、優先度1位としての選択数(34庁, 45.3%)でも最多である。

選択施設総数については、「3 関係諸機関との間での人脈不足」(40庁, 53.3%), 「5 援護の実施市区町村が確定せず、調整が進まない」(37庁, 49.3%), 「2 福祉制度・サービス等に対する知識不足」(34庁, 45.3%), 「8 受刑者に対するイメージが悪く、門前払いに遭うことが多い」(33庁, 44.0%), 「6 福祉施設に入所するには、障害等の程度が軽い」(21庁, 28.0%), 「11 関係諸機関と矯正施設とでは個人情報保護の点で意識にずれがある」(20庁, 26.7%), 「10 住所地特例等による財政負担等のため、施設所在地の市町村と良好な関係を維持することが難しい」(17庁, 22.7%)の順である。

優先度1位としての選択数については、「2 福祉制度・サービス等に対する知識不足」(8庁, 10.7%), 「8 受刑者に対するイメージが悪く、門前払いに遭うことが多い」(8庁, 10.7%), 「5 援護の実施市区町村が確定せず、調整が進まない」(7庁, 9.3%), 「10 住所地特例等による財政負担等のため、施設所在地の市町村と良好な関係を維持することが難しい」(5庁, 6.7%), 「6 福祉施設に入所するには、障害等の程度が軽い」(3庁, 4.0%), 「11 関係諸機関と矯正施設とでは個人情報保護の点で意識にずれがある」(3庁, 4.0%)の順である。

「4 個人的な人脈頼りで、人事異動等で容易に振出に戻ってしまう」(15庁, 20.0%), 「9 以前に出所者等が迷惑を掛けており、先方の心証が悪い」(13庁, 17.3%), 「12 障害等に対する本人の自覚が乏しく、連携に係る同意が得られない」(13庁, 17.3%)は、優先度2位以降の下位で選択されることが多かった。

「その他」の内容は、「地域生活定着支援センター未設置により特別調整が滞っている」、「縁もゆかりもない施設所在地に保護を求めることに対して、関係機関の心証が悪い」、「地域差が大きく、異動するたび、その地域に合わせた連携の在り方を模索せねばならない」、「関係機関との折衝・連絡調整に時間を要する」等であった。

管区ごと、属性ごとの平均回答数を集計すると表18のようになる。

いずれについても統計的に有意な差はないが、管区ごとに見ると、名古屋、福岡及び仙台管区で回答数が多く、高松及び東京管区の回答数が少なく、属性等で見ると、A及びB指標の施設において回答数が多く、L、Y及びW指標において回答数が少ないことが分かる。

表18 連携・受皿確保に係る苦勞・困難についての回答数

管区	度数	平均値	標準偏差	属性等	度数	平均値	標準偏差
札幌管区	8	4.1	1.46	A	17	4.4	1.12
仙台管区	7	4.6	1.13	B	29	4.6	0.86
東京管区	17	3.9	1.34	L	8	3.9	1.64
名古屋管区	9	4.7	0.71	Y	9	3.7	1.32
大阪管区	10	4.1	1.10	W	7	3.9	1.21
広島管区	9	4.4	1.13	M・P	4	4.0	1.41
高松管区	4	3.5	1.73				
福岡管区	11	4.7	0.65				
合計	75	4.3	1.16				

次に、管区ごとの回答内容について検討する（表19）。

「1 適切な連携先を探すことが難しい」については、全国共通の苦勞・困難であることが分かる。特に、名古屋、札幌、仙台、広島管区等で顕著である。「2 福祉制度・サービス等に対する知識不足」については、仙台、東京、大阪、高松管区が、「3 関係諸機関との間での人脈不足」については、札幌、名古屋、広島管区が高い割合を示している。これら3つの苦勞・困難については、地域生活定着支援センターとの連携や、社会福祉士等の活用が軌道に乗る中で、徐々に解消されることが期待される。

「4 個人的な人脈頼りで、人事異動等で容易に振出に戻ってしまう」については、名古屋、高松管区の、「5 援護の実施市区町村が確定せず、調整が進まない」については、仙台、東京、大阪、福岡管区の回答数が多い。

「6 福祉施設に入所するには、障害等の程度が軽い」は、東京及び大阪管区の施設に、「8 受刑者に対するイメージが悪く、門前払いに遭うことが多い」は福岡、札幌、名古屋管区の施設に、「9 以前に出所者等が迷惑を掛けており、先方の心証が悪い」は、札幌、仙台、高松管区の施設に集中しており、施設入所に際しても、地域によって困難が生じる段階が違う可能性がある。

「11 関係諸機関と矯正施設とでは個人情報保護の点で意識にずれがある」については、広島、大阪、名古屋管区等で多いが、広島管区では特に多数の施設が回答している。連携に際して、重要な懸念であるだけに、関係機関との共通認識を形成するための取組が必要となる。

「12 障害等に対する本人の自覚が乏しく、連携に係る同意が得られない」は、広島、福岡管区で多いが、「13 「障害者」扱いされること等に対する本人の抵抗感が強く、連携に係る同意が得られない」は、ごく少数である。ともに、関係機関との連携を図る段階で生じる困難であるが、後者が少ないことから、対象者の選定やオリエンテーションが適切になされているものと推測される。前者についても、

表19 連携・受皿確保に係る苦勞・困難

	管区														合計 (75)			
	札幌管区 (8)	仙台管区 (7)	東京管区 (17)	名古屋管区 (9)	大阪管区 (10)	広島管区 (9)	高松管区 (4)	福岡管区 (11)										
1	7 87.5	4 50.0	6 85.7	4 57.1	10 58.8	7 41.2	8 88.9	5 55.6	6 60.0	2 20.0	7 77.8	5 55.6	2 50.0	2 50.0	8 72.7	5 45.5	54 72.0	34 45.3
2	3 37.5	1 12.5	4 57.1	1 14.3	9 52.9	4 23.5	3 33.3	0 0.0	6 60.0	1 10.0	2 22.2	0 0.0	3 75.0	0 0.0	4 36.4	1 9.1	34 45.3	8 10.7
3	6 75.0	0 0.0	4 57.1	0 0.0	7 41.2	0 0.0	7 77.8	0 0.0	5 50.0	1 10.0	6 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 45.5	1 9.1	40 53.3	2 2.7
4	0 0.0	0 0.0	1 14.3	0 0.0	2 11.8	1 5.9	4 44.4	0 0.0	2 20.0	0 0.0	2 22.2	0 0.0	2 50.0	1 25.0	2 18.2	0 0.0	15 20.0	2 2.7
5	2 25.0	0 0.0	4 57.1	1 14.3	10 58.8	1 5.9	4 44.4	1 11.1	6 60.0	2 20.0	4 44.4	1 11.1	1 25.0	0 0.0	6 54.5	1 9.1	37 49.3	7 9.3
6	1 12.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 35.3	0 0.0	2 22.2	1 11.1	5 50.0	2 20.0	3 33.3	0 0.0	1 25.0	0 0.0	3 27.3	0 0.0	21 28.0	3 4.0
7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 5.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 18.2	0 0.0	4 5.3	0 0.0
8	4 50.0	1 12.5	3 42.9	1 14.3	6 35.3	0 0.0	5 55.6	2 22.2	3 30.0	2 20.0	2 22.2	0 0.0	1 25.0	1 25.0	9 81.8	1 9.1	33 44.0	8 10.7
9	3 37.5	0 0.0	3 42.9	0 0.0	2 11.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 11.1	0 0.0	2 50.0	0 0.0	2 18.2	0 0.0	13 17.3	0 0.0
10	2 25.0	1 12.5	2 28.6	0 0.0	4 23.5	1 5.9	2 22.2	0 0.0	2 20.0	0 0.0	1 11.1	1 11.1	1 25.0	0 0.0	3 27.3	2 18.2	17 22.7	5 6.7
11	2 25.0	0 0.0	1 14.3	0 0.0	2 11.8	1 5.9	3 33.3	0 0.0	4 40.0	0 0.0	6 66.7	2 22.2	0 0.0	0 0.0	2 18.2	0 0.0	20 26.7	3 4.0
12	1 12.5	0 0.0	1 14.3	0 0.0	3 17.6	0 0.0	1 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 36.4	0 0.0	13 17.3	0 0.0
13	0 0.0	0 0.0	1 14.3	0 0.0	1 5.9	0 0.0	1 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 5.3	0 0.0
14	1 12.5	0 0.0	1 14.3	0 0.0	1 5.9	0 0.0	2 22.2	0 0.0	2 20.0	0 0.0	1 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 18.2	0 0.0	10 13.3	0 0.0
15	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
16	1 12.5	1 12.5	0 0.0	0 0.0	1 5.9	1 5.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 2.7	2 2.7
17	0 0.0	0 0.0	1 14.3	0 0.0	2 11.8	1 5.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 5.3	1 1.3
合計	33	8	32	7	67	17	42	9	41	10	40	9	14	4	52	11	321	75

※上段は回答庁数、下段は%、斜体は優先度1位の回答庁数及び%、%は()内に示した各管区ないし合計の施設数を分母として計算。

社会福祉士を活用するなどして、障害に対する認知や受容を進めることが期待される。

「14 関係諸機関による面接への立会など、業務負担が増える」は、名古屋、大阪、福岡管区で多い。大阪、福岡管区等は、地域生活定着支援センターが早期から立ち上がっている地域であるため、今後地域生活定着支援センターの設置が全国に拡大する中で、同様の負担増が他の施設においても生じる可能性がある。

続いて、属性等ごとの回答内容について検討する(表20)。

「1 適切な連携先を探すことが難しい」については、全ての属性等において、多数の施設が回答している。B、Y、M・Pにおいては優先度1位で回答されるケースが多いが、A、L、Wにおいては、優先度は低くなるようである。

「3 関係諸機関との間での人脈不足」については、A、B、Yにおいて回答数が多い。一方、M・P施設では同事項で困難を感じることは少ないようである。医療部職員等のネットワークなどが活用されているものと推測される。

「5 援護の実施市区町村が確定せず、調整が進まない」については、W、M・Pで特に回答数が多く、次いでA、Bの順である。L及びYについては、同事項に困難を感じるケースは少ないようである。

「8 受刑者に対するイメージが悪く、門前払いに遭うことが多い」については、B、L、M・Pで回答数が多い。また、Bについては、「9 以前に出所者等が迷惑を掛けており、先方の心証が悪い」についての回答も多い。収容対象となる受刑者の質の問題が社会復帰に際しても影響している様子がうかがわれる。前者については、適切な広報等が望まれるところであるが、後者については、貴重な社会資源を損なうことがないよう、対象者に対する入念な指導が求められる。

表20 連携・受皿確保に係る苦労・困難

	犯罪傾向の進捗・属性												合計 (74)	
	A (17)		B (29)		L (8)		Y (9)		W (7)		M・P (4)			
1	12		22	15	5	2	7	6	4	2	3	3	53	33
	70.6	29.4	75.9	51.7	62.5	25.0	77.8	66.7	57.1	28.6	75.0	75.0	71.6	44.6
2	7	2	13	3	5	1	5	1	4	1	0	0	34	8
	41.2	11.8	44.8	10.3	62.5	12.5	55.6	11.1	57.1	14.3	0.0	0.0	45.9	10.8
3	10	0	17	1	3	0	5	0	3	1	1	0	39	2
	58.8	0.0	58.6	3.4	37.5	0.0	55.6	0.0	42.9	14.3	25.0	0.0	52.7	2.7
4	3	1	7	0	1	0	3	1	0	0	1	0	15	2
	17.6	5.9	24.1	0.0	12.5	0.0	33.3	11.1	0.0	0.0	25.0	0.0	20.3	2.7
5	10	3	16	2	1	0	2	0	5	2	3	0	37	7
	58.8	17.6	55.2	6.9	12.5	0.0	22.2	0.0	71.4	28.6	75.0	0.0	50.0	9.5
6	8	1	4	0	1	1	3	1	3	0	1	0	20	3
	47.1	5.9	13.8	0.0	12.5	12.5	33.3	11.1	42.9	0.0	25.0	0.0	27.0	4.1
7	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
	11.8	0.0	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1	0.0
8	6	2	18	4	6	2	1	0	0	0	2	0	33	8
	35.3	11.8	62.1	13.8	75.0	25.0	11.1	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	44.6	10.8
9	1	0	8	0	2	0	2	0	0	0	0	0	13	0
	5.9	0.0	27.6	0.0	25.0	0.0	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.6	0.0
10	4	1	10	3	0	0	0	0	2	0	1	1	17	5
	23.5	5.9	34.5	10.3	0.0	0.0	0.0	0.0	28.6	0.0	25.0	25.0	23.0	6.8
11	5	0	7	1	3	1	1	0	2	1	2	0	20	3
	29.4	0.0	24.1	3.4	37.5	12.5	11.1	0.0	28.6	14.3	50.0	0.0	27.0	4.1
12	2	0	4	0	2	0	2	0	2	0	1	0	13	0
	11.8	0.0	13.8	0.0	25.0	0.0	22.2	0.0	28.6	0.0	25.0	0.0	17.6	0.0
13	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	0
	5.9	0.0	6.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	5.4	0.0
14	2	0	4	0	0	0	1	0	1	0	1	0	9	0
	11.8	0.0	13.8	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	14.3	0.0	25.0	0.0	12.2	0.0
15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
16	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2
	5.9	5.9	0.0	0.0	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	2.7
17	1	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	4	1
	5.9	5.9	3.4	0.0	12.5	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.4	1.4
合計	75	17	134	29	31	8	33	9	27	7	16	4	316	74

※上段は回答件数、下段は%、斜体は優先度1位の回答件数及び%、%は()内に示した犯罪傾向の進捗・属性ないし合計の施設数を分母として計算。

「10 住所地特例等による財政負担等のため、施設所在地の市町村と良好な関係を維持することが難しい」についてもB施設の回答が多い。帰住地、住所等がなく、福祉的措置を必要とする受刑者がB施設に集中している結果と考えられる。

キ 連携にかかる工夫点・留意点

関係機関との連携に際し、各庁が工夫している点、留意している点について自由記述式で回答を求めたところ、75庁中54庁（72.0%）から56意見を得た。特記事項なしとした庁は21庁（28.0%）であった。各庁の意見は次のとおりである。

① 社会福祉士等の活用：11庁

専門知識を有する社会福祉士等が、対応策を検討する、関係機関との折衝に当たるなどして、連携の円滑化を図っている。

② 関係機関との緊密な連絡・調整：16庁

保護的措置の実施に際しては、できるだけ早期に着手し、先方機関に対しては、書面だけでなく、電話連絡、訪問等により、情報共有、調整、連携確保等に努める旨の回答が多かった。具体的には、次のような回答があった。

「引き受けてくれそうな場合は、とにかく足を運んでケースの概要、保護の必要性等について説明する。」「福祉的措置の必要が見込まれる場合は、事案の概略を説明するなどして情報の共有化に努めている。」等である。

③ ネットワークの構築・維持等：10庁

地域の福祉機関、医療機関等が集まるセミナー、協議会等に参加するなど、出来るだけ関係機関と接触して、情報交換に努めたり、自所に対する理解と協力を求めたりする機会としている旨の回答が多数あった。中には、「関係機関との連絡等を機会として、さらにより効果的な方法を検討するための情報を得る。」等の工夫も見られた。

④ 先方機関への配慮：6庁

連携先との関係維持、先方の負担軽減等に留意する旨の回答も多かった。具体的には、次のような配慮・工夫がなされていた。

「所在地自治体は理解があり、手厚いサポートも得ているが、対象者が多すぎて過重な負担を掛けがちであるため、介護認定、障害者手帳取得の手続き等、刑事施設としてできることは、できるだけ行い、関係機関に迷惑をかけないようにしている。」「先方の法的立場を考慮し、相手が許容できる方法を提案するよう留意している。」「住所地特例の適用は、施設と地方自治体との間に深刻な問題を生じさせかねないので、確認・根回し等きめ細やかで慎重な対応をしている。」「釈放後も受入れ施設に経過等について尋ねるなどして、今後の相互間の関係維持に配慮している。」等である。

⑤ 地域生活定着支援センター関係：2庁

地域生活定着支援センターの活用に係る工夫としては、「受け入れ先確保、生

活保護申請等に時間を要するので特別調整の申請に当たっては、釈放日まで相当期間を確保するよう配慮している。」「保護観察所を通じて地域定着支援センターを活用するとともに他の者に関する相談も行っている。」等があった。

⑥ 個人情報に係る事項：3庁

必要時には、本人から同意書を得た上で個人情報を先方に提供しつつ調整を行う旨の回答がある一方で、高齢者等、同意を得ていても時々意向を変える者がいる旨の回答もあった。また、関係機関が本人との面接を必要とする場合は、依頼文書を受けた上で実施する旨の回答があった。

⑦ その他

その他の工夫としては、次のような回答があった。

「地元NPO法人の協力を得て、遠方帰住者も含め、住居確保、生活保護申請等を行っている。」「自治体での相談は、複数課にまたがる場合が多いので、事前に対策を想定し、資料を作成した上で臨んでいる。」「当該受刑者がこれまで保護的措置を受けてきた施設・機関から優先的に連絡するようにしている。」「民間の施設・病院は親族とのかかわりを必要としているので、親族との関わり確保に努めている。」「市の精神保健センターとの協力体制を維持し、帰住先のない者の福祉サービス利用を相談している。」等である。

それぞれの工夫が、上記カで回答された苦労・困難に対応しており、適切な対処となっていることこそが、各庁の工夫の妙味と言えよう。

ク 考察

各庁の意見は、多様である。地域事情や各庁が収容する対象者の特徴、さらに言えば個々の事例等々によって、必要となる措置や受皿の種類が異なり、連携を図る機関についても多様なものとなっていると考えられる。

改めて各庁に共通する工夫点・留意点について整理すると、次のとおりである。

- ① 社会福祉士等の専門性が機能しており、部内での対応策の検討に資するに止まらず、関係機関との折衝・連携強化の強化に大きな役割を果たしている。
- ② 早期の取組、電話連絡の活用、関係機関の訪問等々積極的な対応により、情報の共有、調整の円滑化、連携の確保等に努めている。
- ③ 地域の福祉機関、医療機関等関係機関が集まるセミナー、研修会、協議会等に参加して、出来るだけ関係機関との接触し、情報交換に努めたり、刑事施設に対する理解と協力を求めたりする好機としている。
- ④ 先方の機関の法的立場を理解した上で、許容される方法を提案したり、受け入れてもらうに当たり十分な確認・根回しを行い細やかで慎重な対応をすることで良好な関係の維持に努めている。

ここで言う関係機関との連携については、地方更生保護委員会や保護観察所の場合以上に苦労・困難が多い。

関係機関の場合もより良い連携のためにとるべき対応姿勢の基本は、早期に直接間接に先方担当者との接触を図り、理解を求めつつ、より良い関係を築くための方策を模索することから始まっているといえる。

施設内に止まらず、外に出て、関係機関の集まりに積極的に参加することも良好な関係構築の基盤になっており、その結果問題解決上のあい路の打開に有益であることを担当者が実感している。

また、様々な事例に当たっているだけに理屈だけでは問題解決には至らず、相手機関の立場や実情に対する理解をもとに協議を重ねる必要があることについての言及もあり、関係事務を進める上での重要な視点の一つであると思われた。情報の提供・交換、文書のやり取り、釈放後のフォロー等々に当たってのきめ細かな配慮はそうした姿勢の所産と言えよう。

なお、各施設から、連携先として回答を得た多彩な機関のそれぞれについて、どのような活用がなされているか等については、本調査では把握しきれなかった。施設間の情報交換を通して、多くの施設の間で情報共有が図られることが期待される。

また、社会福祉士の活動についての言及も多かった。社会福祉士に関するパートでも触れるが、ここでは、専門知識を有する社会福祉士が、保護的措置を進める過程で有効に機能している施設が多いことが確認されている。

(3) 連絡協議会の実施状況

平成21年4月1日付け法務省矯正局長、法務省保護局長及び厚生労働省社会・援護局長連名通知「刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について」（以下、連携通知とする。）記2の連絡協議会について聞いた。

ア 連絡協議会実施の有無

有とした庁が63庁（84.0%）、無とした庁が12庁（16.0%）であった。

イ 参加機関

連携通知記2(2)には、連絡協議会の構成機関を刑事施設等、保護観察所、地域生活定着支援センター、都道府県の福祉関係部局、保護観察所所在地及び更生保護施設所在地の市区福祉関係部局としており、必要に応じて、その他の市区町村福祉関係部局、福祉事務所、保健所、精神保健福祉センターその他地方公共団体に置かれている機関、更生保護施設その他更生保護関係団体等、その他必要と認める機関についても参加を求めるものとするところである。

本調査の回答では、保護観察所及び矯正施設以外の参加機関は、地域生活定着支援センター、都道府県の福祉関係部局、市区福祉関係部局、更生保護施設関係、地方更生保護委員会、社会福祉施設、病院、弁護士会、公共職業安定所、商工会議所等であるが、地域によりこれらの組み合わせが様々であり、更生保護施設関係のみであったり、地方自治体のみであったり、また地方自治体も複数の自治体が参加し

ていたりするなど、施設所在地域によって異なっていた。

ウ 連絡協議会に参加した感想

連絡協議会に参加した63庁に対し、同協議会に対する感想を5件法で問うたところ、「不満足」7庁（11.1%）、「やや不満足」22庁（34.9%）、「どちらでもない」15庁（23.8%）、「やや満足」15庁（23.8%）、「満足」4庁（6.3%）であり、満足系列の反応が30.2%、不満足系列の反応が46.0%であった。

エ ウの内容・理由

地域生活定着支援センター開設の遅れ、設立見込み不明等々の課題を抱えている地域では、総じて参加結果の評定は不満足系列にある。特別調整対象者の取扱い等についての具体的な議論が進まないことが、好評価を得る上での大きなあい路になっている。もとより、地域生活定着支援センターに対する期待は大きい。

関係機関との情報の共有、協体制の確認、相互理解の深まりといった高評価がある。一方で、刑事施設出所者に対して理解が得られない、認識不足である、出席者の問題意識が不足している、社会内の受入れキャパシティが著しく小さい、といった厳しい現実を反映する声もある。

また、連絡協議会をより有意義なものにするための提案として、受刑者は高齢・障害等を有し、自立に困難があるといえど、施設入所等するには障害程度等の低い者が多いため、福祉のサポートを受けながらの就労につなげられるよう、就労支援関係の会議等に参加する機関についても連絡協議会への参加を望む声があった。

オ 連絡協議会開催が遅れている事情等

実施“無”の施設12庁に事情等を聞いた。不明（該当なしを含む）6庁、準備中1庁、地域生活定着支援センター未設置のため3庁、その他2庁であった。事情を承知していない庁があるが、矯正局長等の通知事項であるので保護観察所との連携の中で事情確認をしておく必要がある。既述のように地域生活定着支援センターの設置の遅れが、施策推進の遅れとなっている様子がうかがわれる。

なお、連携通知に年度ごとに1回と規定されているだけに、本調査実施時点では未開催の都道府県においても年度中には実施がなされるものと予想される。

3 就労支援

(1) 就労支援実施に係る苦労・困難

就労支援実施に係る苦労・困難について自由記述で回答を求めたところ、75庁中61庁（81.3%）から回答を得た。特記事項なしとした庁は14庁（18.7%）であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・雇用求人数が少ない。（雇用状況が悪化している。求人情報の提供に止まる。）
- ・ハローワークの情報と被収容者のニーズとの不一致。（被収容者の希望職種との不一致、給与・条件等に係る被収容者の要求水準が高すぎる。等々）

- ・情報不足（協力雇用主の情報が少ない。企業に関する情報が求人票に限られがち。）
 - ・被收容者に見合う就労先は、公的機関だけでの対応には限界があるものの、民間組織の情報入手が困難である。（ハローワークに登録されている企業はレベルが高く（社会保険完備等）被收容者の就労能力等に見合わない場合がある。各人の帰住地等のタウンワーク等を入手するのは困難。）
 - ・支援対象者の人数制限がある。（希望者全員に支援を受けさせることが出来ない。）
 - ・雇用先との面接にたどり着けない。（ハローワークからの面接通知がない。就職に結びつくケースが少ない、あるいは、結びつかない。）
 - ・支援希望者がいない。（出所者と分かれば就職先がないと考える者が多い。支援対象者の掘り起こし、適格者の選定に苦慮している。被收容者の勤労意欲等が低い。出所してまで行政に関与されたくない。個人情報が出先に提供されることを嫌う。求人案内の提供のみを求める。支援効果の期待できる者が支援を希望しない。）
 - ・出所時期が定まらず、具体的な調整が極めて困難である。
 - ・出所直前になってから支援を希望する者がいる。
 - ・就労支援対象者の選定については、通達にある釈放3か月以内との基準では短い。
 - ・累犯施設では在所中に出所後の就職先を決めるのは非常に困難である。
 - ・長期刑は、罪名イメージが悪く、門前払いとなる場合が少なくない。
 - ・高齢者が多く、就労先がほとんどない。
 - ・遠方への帰住者、帰住先未定の者等は希望があっても実効ある調整は困難である。
 - ・就労先が決まっていたが、出所後に就労しなかった。
 - ・就労支援を実施しても釈放後ハローワークに行かない者が多数いることが就労支援終了報告書から判明している。（ハローワークの信用が低下。）
 - ・就職後窃盗をした、他の従業員も出所者と思われた等の苦情に対しハローワークの理解を得ることに苦慮している。
 - ・就労支援受講段階で企業への応募や面接を受けさせる適当な方法が見つからない。
 - ・就労支援スタッフの増員・支援業務増が、保護担当職員の負担増になっている。
 - ・実施のための場所、職員、時期・時間帯、作業等との兼ね合い、キャリアコンサルタントの活用法等に工夫を要する。
 - ・実施のための予算、スタッフともない。
 - ・一般の失業者等への対応でハローワークも多忙であり、打合せ等もままならない。
 - ・ハローワーク（あるいは担当者）によって就労支援に対する温度差がある。
 - ・更生保護施設帰住者に関しては、施設規則に沿った仕事につなげるのが難しい。
 - ・就労支援により仮釈放が決定するものと誤解させないように配慮している。
- (2) 就労支援実施に係る工夫点・留意点
- 就労支援実施に係る工夫点・留意点について自由記述で回答を求めたところ、75庁

中61庁（81.3%）から回答を得た。特記事項なしとした庁は14庁（18.7%）であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・ハローワークの職員との連携を密にする。（最新雇用情報を入手している。同職員による求人情報提供、面接実施。ハローワークに出向いての調整。）
- ・ハローワークから対象者に選定されなかった者にも情報提供したり、ハローワーク職員の講話を実施したりしている。
- ・出所後の就職活動に資する支援に力を入れている。（満期釈放者にも受講させハローワークの資料を持ち帰らせる。仮釈放者には、SSTを実施している。）
- ・入所後早期に就労支援候補者を選定する必要があると感じている。
- ・就労支援スタッフの専門性を活用した面接・相談等で対象者の拡大、支援内容の周知、動機付けを図っている。就労支援を希望しない者への働き掛け。
- ・行状良好者に就労支援希望を働き掛ける。
- ・面接指導、ワークブック等により意思の明確化や意欲の喚起を図っている。
- ・職業訓練受講者や更生保護施設入所予定者には、希望がなくても指導の上、実施している。
- ・意思確認を何度も行い、希望と現実の差を認識するよう指導している。
- ・出所前に就労先を確保するために、給与・条件等のレベルを下げるよう指導している。
- ・更生保護施設の協力を得る。
- ・地元企業の協力申し入れに基づき、保護観察所及びハローワークと就労実現に向け調整している。
- ・理解力の乏しい者のための適性検査を実施している。
- ・分かりやすい指導を工夫している。
- ・制度周知のために新入時に全員を対象にアンケート調査を実施している。
- ・希望者には在所中に求職申込み票を記載させ、出所時に持たせている。
- ・居室・工場担当職員を通して対象者を選定する。
- ・各支所の経理夫にもスタッフによるセミナーを実施している。
- ・釈放前指導でハローワーク訪問を実施している。
- ・仮釈放審査会後、就労先未定のものについては、全員面接指導等を行っている。
- ・ハローワーク職員の面接に際しては、事前に就労支援スタッフのカウンセリング等を受けさせ生活設計等を考えさせている。
- ・保護観察官面接（36条調査）時に就労支援の希望を確認している。

(3) 考察

各庁の意見を概観すると大きく4つのカテゴリーに類別されよう。一つは、社会の経済状況に関する問題、二つ目は、受刑者自身の抱える問題、三つ目は施設の問題、四つ目は機関間連携をめぐる問題である。

ア 社会の経済状況に関する問題

今日の経済状況と連動して、雇用状況は極めて悪化している。そのためハローワークから様々な形での協力を得たり、就労支援スタッフを活用したりと各庁工夫を凝らしつつも、好結果に結びつけるのが難しい事態が続いている。

イ 受刑者自身の抱える問題

モチベーションが低い、現実認識が甘い、就労能力が乏しい、出所者と知られたくないので個人情報への提供を嫌う、そもそも出所した後まで行政に関与されたくないと考えている者も少なくないなど、被収容者の多くが、就労に際して克服すべき様々な負の条件を抱えている。

ハローワーク職員、施設の就労支援スタッフ、施設側担当職員が前述にあるような様々な働き掛けを工夫し、これらの打開に努めている。

ウ 施設の問題

就労支援スタッフの強化は保護関係職員の負担増に結びついているとの報告、細やかな対応を必要としても配置職員の不足、指導場所の準備、指導時間帯の調整等にあい路があるとの意見等をみると、施設が現在の処遇体制下でどこまでこの施策を実施・展開するのかによって問題の性質が変わってくると言える状態である。

エ 機関間連携をめぐる問題

矯正、保護、厚生労働の三者を組み込んだ政策スキームが新たに提示されての施策なので、関係機関、とりわけハローワークは、従前に比して協力姿勢を示している。それでも対象者の抱える問題性が複雑な上、経済状況の悪化等もあり、ことは単純には運ばず、担当者はそれぞれの立場で困難を抱えていることが分かる。

また、トライアル雇用の対象が保護観察対象者に限られるため、刑事施設在所中に就職が決まった者については対象から外れるため、あと一步のところまで就職に至らなかったケース、帰住地から他の都道府県に通勤する場合など、保護観察と就労支援の管轄が異なるなどして連携・調整が難航したケース等の報告もあった。制度の狭間に落ちていくケースを拾い上げられるか否かは、運用する側の理解や熱意に係る面が大きいと思われる。

相手が代われれば、また、対象者の問題性が変われば、新たな対応姿勢を迫られることも多いが、担当職員は、労をいとわず積極的に関係機関・担当者との連絡調整に努めている。

4 釈放に伴う通知

(1) 精神障害者の通報

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法とする。）第26条の規定による通報（以下、26条通報とする。）について問うた。

ア 通報件数等

平成21年1月1日から同年9月30日までの間に各施設が実施した通報件数等は表21のとおりである。

表21 26条通報件数等

通報件数	通報件数	指定医診察 実施件数	措置入院	医療保護 入院	任意入院	
重症用244件、						
軽症用1507件、	重症用通報	244	90	52	1	4
計1751件であ	軽症用通報	1507	20	5	4	2
る。	指定医診察のための移入者		41	25	0	0
	合計	1751	151	82	5	6

精神保健福

社法第27条に規定される診察（以下、指定医診察とする。）の実施件数は、重症用通報に対しては90件（36.9%）、軽症用通報に対しては20件（1.3%）、指定医診察に便宜を図るため移送された者に対しては41件、計151件（通報総数の8.6%）である。

同診察を受け、措置入院となった人数は、重症用通報で52名（通報数の21.3%、診察数の57.8%）、軽症用通報で5名（通報数の0.3%、診察数の25.0%）、移送者で25名（診察数の61.0%）、計82名（通報総数の4.7%、診察総数の54.3%）である。

措置入院とならなかった者のうち、医療保護入院となった者は5名、任意入院した者が6名にとどまり、通報者の94.7%は入院治療にはつながらずに退所しており、その後通院等で地域医療に係属しているかは不明である。

通報数等については、各施設でばらつきが非常に大きく、平均値について検討したり、管区や属性等ごとに比較したりすることにはあまり意味がないため、特徴的な施設等について取り上げる（表22～24）。

重症用通報では、上位7庁の通報数が全体の3/4以上を占める（187件、76.6%）一方、1件も通報がない施設が半数以上ある（41庁、54.7%）。上位7庁中3庁は医療刑務所であるが、他4庁は東京管内の一般施設（1庁は医療重点施設）である。1位の施設は、通報する場合、簡易通報とはせず、全件について医師の所見、生活状況、所内適応に関する情報等を添え、重症用通報の形式を取る旨回答していた。

軽症用通報についても、重症用通報ほどではないものの通報状況は施設間でばらつきがある。上位10庁の通報数の合計が926件（61.4%）である一方、1件も通報がない施設が16庁（21.3%）ある。上位10庁中5庁は医療重点施設、2庁は女子施設、1庁は医療刑務所、1庁は精神障害者等を収容・処遇する特化ユニットを持つ社会復帰促進センターである。

指定医診察の便宜を図るための保護上移送の受入数については、上位3庁が全体の半数を占めている（22件、53.7%）。地域ごとの精神保健行政に対する考え方、運用の違いの大きさがうかがわれる。なお、指定医診察受診のための移入とは言え、40%程度は措置不要の判断をうけることから、受入の集中している施設においては、釈放までの短期間で精神障害を有する難しい受刑者に対して保護的措置を行う必要があり、負担は大きいものと考えられる。

表22 重症用通報

順位	通報件数	指定医診察 実施件数	措置入院
1	89	0	0
2**	29	18	9
3*	23	5	5
4*	15	9	7
5	14	8	0
6*	10	10	8
7	7	0	0
187 (76.6%)		50	29

*は医療刑務所, **は医療重点施設

表23 軽症用通報

順位	通報件数	指定医診察 実施件数	措置入院
1**	265	2	1
2**	108	0	0
3**	106	0	0
4**	90	0	0
5	77	0	0
6	73	5	2
7**	70	0	0
8*	48	0	0
9	47	0	0
10	42	0	0
926 (61.4%)		7	3

*は医療刑務所, **は医療重点施設

表24 指定医診察に係る移送

順位	指定医診察 実施件数	措置入院
1	13	10
2	5	0
3	4	4
22 (53.7%)		14

イ 対象者の把握

26条の対象となる可能性のある者の把握について、その時期、方法等を自由記述で問うた。各庁の取組の実情は次のとおりである。

- ・ 刑執行開始時調査（入所時）
- ・ 精神科医師の診察（入所時及び随時）
- ・ 処遇指標mの名簿の作成（随時更新）
- ・ 被収容者データベースの活用
- ・ 身分帳参照（裁判資料含む）
- ・ 定期的ないし随時再調査
- ・ 少年鑑別所による処遇共助面接
- ・ 医務課や処遇部門（居室棟管理者等）からの情報
- ・ 通報を決定する時期については、釈放の1か月前、1か月前、2か月前、3か月前、4か月前等に設定されている。

ウ 通報の要否・種類の決定等

26条通報の要否、重症用・軽症用の通報種類の判断等をどのような方法で行い、いつ通報を実施するかを自由記述で問うた。各庁の回答は次のとおりである。

- ・ 精神科医師の判断（通報の要否、重症か軽症か等）
- ・ M・mは全て通報の対象

- ・ 通報会議・精神保健福祉法通報会議等
- ・ 通報時期は、釈放の2週間前から3か月前までばらつきがあったが、おおむね1か月前に通報する旨の回答が最も多かった。重症用通報と軽症用通報で実施時期を別にしてしている施設もある（「重症用通報は早めに行く」など）。日数ではなく、仮釈放審理の流れに沿って通報している施設もある（「仮釈放者は決定後直ちに、満期釈放者は否決審査後直ちに」など）。

エ 26条通報実施等に係る苦労・困難

26条通報実施等に係る苦労・困難について自由記述で回答を求めたところ、75庁中30庁（40.0%）から回答を得た。特記事項なしとした庁は45庁（60.0%）であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・ 通報を受け取る都道府県によって対応が異なる。（重症用通報をしても指定医診察を実施することが全くない自治体もあれば、通報した場合は、指定医診察の有無にかかわらず、保健所職員による事前調査等のために全件最寄施設への移送を求める自治体もある。その他、帰住地の解釈や住所不定の場合の受入れの可否、軽症通報に対する理解、刑事施設に対する理解、追加資料の要不要、等々）
- ・ 症状急変時の対応、精神科医の不在。
- ・ 保護受送した者が措置入院不要とされ、引受人がない場合、本人申告の帰住地が不確かな場合。
- ・ 仮釈放決定から仮釈放までの期間が短い場合。
- ・ 担当者からの電話照会に対する個人情報の取扱い。
- ・ 通報実施の判断、実施のタイミングが難しい。
- ・ 保護移送に係る先方施設との日程や診察に関する調整。
- ・ 指定医診察の場合、27条診察であることを告知すると診察拒否をする者がいる。

オ 26条通報実施等に係る工夫点・留意点

26条通報実施等に係る工夫点・留意点について自由記述で回答を求めたところ、75庁中37庁（49.3%）から回答を得た。特記事項なしとした庁は38庁（50.7%）であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・ 通報先に刑務所の所内生活の実情につき詳細に説明する。
- ・ 部内の連携を密にして対象者把握を確実にする。
- ・ 既往歴や現在症について出来るだけ詳細に把握し、診断上役立つように努める。
- ・ 対応する保健所はもとより都道府県関係機関、保護観察所、受送施設等と綿密でいいいな連絡情報交換を実施する。（通報予定の予報、診察時の早期の日程や実施方法等の連絡調整、法令の解釈や運用上の疑義等々）
- ・ 個人情報の取扱いに留意しつつ、必要とされる情報を分かりやすく提供している。
- ・ 重症通報者については、精神保健福祉士が面接するなど、十分な調査をする。
- ・ 措置入院時の身柄引渡や乗車保護の場合、症状に応じて戒護職員増を考えている。

- ・ 通報関連業務には社会福祉士を充て、円滑な業務遂行を期している。
- ・ 重症者については、指定医診察の事前説明の場で所内行動、自傷・他害の有無、投薬治療状況、治療継続の必要性、保護環境等々の説明資料を提示し、診察が円滑に実施できるよう配慮する。
- ・ mについて、26条通報をしない場合でも、保健所に対しては情報を提供するようになっている。
- ・ 真に通報を必要とする者の選定は実はなかなか難しい。mでも通報の必要性が乏しい者から危険性の非常に高い者までその幅は広い。
- ・ 軽症者の通報の必要性については、趣旨は承知しているが、やや疑問も残る。

カ 指定医診察に係る移送の受入れ

指定医診察に係る保護上受送に際しての苦勞・困難、それに対応するための工夫点・留意点について自由記述で回答を求めたところ、75庁中21庁（28.0%）から回答を得た。特記事項なしとした庁は54庁（72.0%）であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・ 診察実施に係る都道府県からの回報が遅く（出所直前の場合もあり）、保護移送の調整（移送・受け入れ態勢の整備、移送協議等）や様々な情報連絡に苦慮することが多い。
- ・ 移送（受送）後、措置入院にならない場合の保護的措置の困難性について理解してもらえるよう努める。
- ・ 綿密な動静視察を必要とする受刑者を受送するものの、出所までの期間が僅かであることや診察次第では新たな不安定化要因が発生しかねないことなどから、処遇上の様々な困難を想定して対応しなければならない。関係部門・課同士の連携が欠かせない。
- ・ 通報元施設と通報先機関の連絡調整だけでは不十分であり、受送施設も調整に積極的に関わるよう留意している。
- ・ 通報対象者の帰住予定地が県外である場合、同地が施設の近隣であっても移送しなければならない。

キ 考察

- ① 26条通報に係る対象者の把握やその決定等については、時期について施設間で若干の違いはあるものの、おおむね釈放の1か月前から4か月前（2～3か月前が多いようである）に部内で決定されている。対象者の把握については、入所時の処遇調査及び健康診査（前科身分帳や判決謄本からの情報を含む）の段階でリストアップされており、再調査等により経過をフォローできるようになっている。部内の部門・課の連携に加え、少年鑑別所の処遇共助面接の所見を参考としている庁もある。また、対象者や通報種類の決定等については、当然のこととして精神科医師の診断が基本とされており、部内の審査会等で協議された上で所長名を

以って通報されることとされている。

- ② 通報時期についても、施設によって釈放の2週間前から3か月前と多少ばらつきがあったが、おおむね1か月前に通報する施設が多数であった。通報時期については、昭和30年5月23日衛発第304号法務省矯正局長宛厚生省公衆衛生局長通知により、釈放の「遅くとも2週間前までに」通知するものとされているところ、2週間を切ることのないよう配慮が望まれる。また、例えば27条診察に係る保護移送の受入が集中している施設等においては、施設所在地自治体の精神保健行政に係る考え方等に対応し、やや早めの通報を行うなど、柔軟な運用を図っている場合がある。「被収容者の釈放に関する訓令の運用について」において、「あらかじめ当該被収容者の帰住地（帰住地がない場合は当該矯正施設の所在地）の都道府県の担当部署、保護観察所、病院等と連絡を密にし」とされているところ、その過程で先方のニーズ等に応じて時期、内容等について柔軟に対応することは、保護的措置の円滑化に資すると考えられる。
- ③ 26条通報にかかる苦勞・困難及び実施上の工夫・留意点については、通報を受ける側の都道府県の対応に温度差があるため様々な苦勞が伴っていることが分かる。例えば、帰住地に関する考え方の違いが受入拒否につながったり、軽症通報の意味について局長通達を以って説明してもなかなか理解されなかったり、そもそも刑事施設のことをよく知らなかったりといった様々なあい路がある。また、仮釈放決定通知から釈放日までの期間が短い場合など、調整のための時間が不足すると、様々な問題が連動して生じ、僅かな意思疎通の齟齬が問題の複雑化を来たしかねないため、その回避に大きなエネルギーを注がざるをえない実情にある。
- ④ そのため、各庁では、部内の連絡協調体制の強化に意を用いるとともに、対外的には、対応する保健所はもとより都道府県の関係部署、保護観察所、受送施設等との綿密な連携に配慮している。とりわけ地方自治体関係機関に対しては施設の実情を正確に理解してもらうためにもていねいで分かりやすい説明を旨としているとの意見の片があった。また、その一環として、器物損壊、対職員、对被収容者暴行等による懲罰関係の情報や保護室収容等の情報を記載したり、通報の軽重判断の材料の一つとしたりする施設があった。措置入院については、精神保健福祉法第29条に、「医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めた」場合に行うと規定されているだけに、懲罰や保護室収容等の情報について盛り込む際にも、同事案が本人の精神障害とどのように関係しているかについて記載することが重要となろう。同様に、窃盗等の再犯予測を他害のおそれとする場合にも、同行為と精神障害との関係性について触れることが望まれる。精神障害の診断、症状等にとどまらず、上記の関係性等についても、可能であれば精神科医の意見が添えられるならば、通報先機関が判断を行う際に有効な資料になるものと思われる。

- ⑤ 指定医診察に係る保護移送の円滑な実施については、診察実施に係る都道府県からの回報が遅いことを問題として指摘する庁が少なくない。回報が遅いと、その後の保護移送の調整、受入施設での診察・処遇等々に様々な問題をもたらしかねない。こうしたことを想定して移送施設と受送施設の間の十分な連携、受送施設での受け入れ態勢の整備には双方で留意が必要とされている。
- ⑥ これらの他、M・mはすべて通報することとされているものの、mの内の真に通報すべき者の選定が難しい、軽症者の通報の必要性にはやや疑問が残る、とする意見もあった。

(2) 麻薬中毒者等の通報（実施の有無・理由）

平成21年1月1日から同年9月30日までの間に、麻薬及び向精神薬取締法第58条の5の規定による通報の実施の有無、理由等について聞いた。

1庁から1名に対する通報実施について報告があったものの、担当者異動のため詳細確認は困難であった。その他の施設については、全て「通報実績なし」、「対象者がいないため」等の回答であった。

麻薬中毒等については、慢性中毒の場合、数か月程度の治療で中毒症状自体は沈静化するとされており、刑事施設から釈放、出所する者については、かつて麻薬中毒であったとしても、出所時には同通報を必要とする状態にない場合がほとんどであると考えられる。本研究では対象を受刑者に限定して聞いたことから、必然的に「該当者なし」という結果になったものと考えられる。しかし、通報対象は、既決、未決、労役場留置者等を問わないため、非常にまれではあろうが、短期間のうちに出所する者のうちには、通報対象となる者がいる可能性は否定できない。よって、麻薬中毒者等についても、精神保健福祉法第26条に基づく通報と同じく、入所時、医務診察時等の適宜のタイミングで通報対象者を把握し、適切に通報事務を行うことが望まれる（根岸、刑政74(8)）。

ちなみに、厚生統計要覧平成20年度版によると、平成12年から平成19年までの期間を見ると、麻薬不正中毒者届出通報件数は、10名から19名の間で、措置入院となった者は0名から2名の間で推移している（医療上の必要性に応じて、鎮痛剤としてモルヒネ等を常用したケースなどは除かれている）。

5 釈放時保護調査

平成18年5月23日付け法務省矯正訓令第3372号大臣訓令「被収容者の釈放に関する訓令」（以下、釈放訓令とする。）第4条に係る保護に関する事項の調査（以下、釈放時保護調査とする。）について聞いた。

(1) 調査時期等

ア 実施時期

調査実施時期については、表25のとおりである。釈放のおおむね1か月前に実施する施設が36庁（48.0%）で最多である。次いで10日～2週間前11庁（14.7%）、2～4週間前10庁（13.3%）の順が多い。

イ 調査担当者及び調査方法

調査担当者及び調査方法については、管区ごとに計上した（表26）。

全体的に見ると、調査担当者については、保護係が72庁（96.0%）で最多である。次いで社会福祉士・精神保健福祉士等が23庁（30.7%）であり、釈放時保護調査に社会福祉士等の専門性の活用が図られていることが分かる。社会福祉士等が単独で調査に当たっている施設もある。その他は、審査保護ないし分類担当の統括・主任矯正処遇官であり、保護係が調査を担当しない施設等で調査に当たっている。

調査方法については、個別面接が73庁（97.3%）で最多である。次いで引受人・出迎人に対する手紙・電話等による確認が33庁（44.0%）、書類調査が30庁（40.0%）である。その他は、関係機関への照会である。1つの方法のみとする施設が28庁（37.3%）で最多であるが、5つの方法全てを用いる施設が6庁（8.0%）ある。

表25 釈放時保護調査実施時期

実施時期	度数	%
10日前	5	6.7
10日～2週間前	11	14.7
2～4週間前	10	13.3
1か月前	36	48.0
2か月前	9	12.0
3か月以上前	4	5.3
合計	75	100.0

表26 調査担当者・調査方法と管区ごとの回答数

		管区								合計
		札幌管区	仙台管区	東京管区	名古屋管区	大阪管区	広島管区	高松管区	福岡管区	
調査担当者	保護係	8	7	16	9	10	9	4	9	72
		100.0%	100.0%	94.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	81.8%	96.0%
	社会福祉士・ 精神保健福祉士等	0	3	5	4	7	1	1	2	23
		0.0%	42.9%	29.4%	44.4%	70.0%	11.1%	25.0%	18.2%	30.7%
	工場担当	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	1.3%	
	その他	0	1	0	0	0	0	0	2	3
		0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	18.2%	4.0%
調査方法	個別面接	8	7	17	9	10	9	3	10	73
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	75.0%	90.9%	97.3%
	アンケート調査	2	1	4	2	1	0	2	3	15
		25.0%	14.3%	23.5%	22.2%	10.0%	0.0%	50.0%	27.3%	20.0%
	書類調査 (処遇調査票等)	4	3	7	3	4	2	3	4	30
		50.0%	42.9%	41.2%	33.3%	40.0%	22.2%	75.0%	36.4%	40.0%
	医務・処遇・会計等関 係部署からの情報伝達	3	2	6	4	5	3	2	4	29
	37.5%	28.6%	35.3%	44.4%	50.0%	33.3%	50.0%	36.4%	38.7%	
引受人・出迎人に対する 手紙・電話等による確認	5	2	8	3	5	5	2	3	33	
	62.5%	28.6%	47.1%	33.3%	50.0%	55.6%	50.0%	27.3%	44.0%	
	その他	0	0	1	0	0	0	0	0	1
		0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
	合計	8	7	17	9	10	9	4	11	75

管区ごとに見ると、釈放時保護調査に社会福祉士等を活用する割合は、大阪管区が7庁（70.0%）と最多であり、名古屋、仙台管区でも40%を越える施設が活用している。札幌管区については、社会福祉士等の活用は見られないが、複数の調査方法（平均2.8手法）を活用して情報収集に努めている。高松、東京、大阪管区においても複数の調査法の活用が目立つ（順に平均3.0, 2.5, 2.5）。

次に、属性等ごとに計上した表27を見ると、社会福祉士等の活用については、M・P施設が3庁（75.0%）で最多であり、次いでW 4庁（57.1%）、A 6庁（35.3%）の順である。Yで活用の度合いが低いが、配置のない施設が多いため、同列で比較することは適当ではないが、社会福祉士等の活用が少ない分、その他の調査者の連携により綿密な調査に配慮しているようである。調査法については、A施設が平均3.18手法と複数の手法を活用して調査に当たっている様子が目立つ。

表27 調査担当者・調査方法と属性等ごとの回答数

		属性等						合計
		A	B	L	Y	W	M・P	
調査担当者	保護係	17 100.0%	29 100.0%	8 100.0%	8 88.9%	7 100.0%	3 75.0%	72 97.3%
	社会福祉士等	6 35.3%	8 27.6%	1 12.5%	1 11.1%	4 57.1%	3 75.0%	23 31.1%
	工場担当	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.4%
	その他	0 0.0%	0 0.0%	1 12.5%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.7%
調査方法	個別面接	17 100.0%	27 93.1%	8 100.0%	9 100.0%	7 100.0%	4 100.0%	72 97.3%
	アンケート調査	5 29.4%	7 24.1%	1 12.5%	1 11.1%	1 14.3%	0 0.0%	15 20.3%
	書類調査 (処遇調査票等)	9 52.9%	12 41.4%	4 50.0%	3 33.3%	1 14.3%	1 25.0%	30 40.5%
	医務・処遇・会計等関係部署からの情報伝達	10 58.8%	10 34.5%	3 37.5%	3 33.3%	2 28.6%	1 25.0%	29 39.2%
	引受人・出迎人に対する手紙・電話等による確認	12 70.6%	10 34.5%	1 12.5%	4 44.4%	4 57.1%	2 50.0%	33 44.6%
	その他	1 5.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.4%
	合計	17	29	8	9	7	4	74

(2) 調査事項

保護的措置の円滑化に配慮して、釈放時保護調査において特に重点的に調査する事項について、選択肢から優先度順に5つまで回答を求めた(表28)。

「1 実際に帰住する場所」が、総選択数(62庁, 82.7%), 優先度1位回答数(53庁, 70.7%)ともに最多である。

総回答数については、「4 出迎えの有無」が62庁(82.7%)で最多同数であり、次いで、「8 更生緊急保護の要否」(61庁, 81.3%), 「10 乗車保護の必要性」(40庁, 53.3%), 「6 被救護者旅客運賃割引証(以下、割引証とする。)の必要性」(39庁, 52.0%)の順である。優先度については、「11 心身の状況」について1位とする庁が多い(8庁, 10.7%)。2位までの回答数に注目すると、「4 出迎えの有無」, 「2 釈放後の生活設計」, 「5 帰住旅費支給の必要性」等が多い。「7 帰住衣支給の必要性」, 「12 生活保護等福祉サービスの必要性」については、中位から下位での回答が多い。

表28 釈放時保護調査・調査事項

	優先度					合計
	1位	2位	3位	4位	5位	
1 実際に帰住する場所	53 70.7%	3 4.0%	3 4.0%	2 2.7%	1 1.3%	62 82.7%
2 釈放後の生活設計	1 1.3%	10 13.3%	5 6.7%	1 1.3%	5 6.7%	22 29.3%
3 就職の見込み	0 0.0%	0 0.0%	4 5.3%	3 4.0%	1 1.3%	8 10.7%
4 出迎えの有無	6 8.0%	33 44.0%	6 8.0%	12 16.0%	5 6.7%	62 82.7%
5 帰住旅費支給の必要性	5 6.7%	5 6.7%	8 10.7%	10 13.3%	6 8.0%	34 45.3%
6 被救護者旅客運賃割引証の必要性	0 0.0%	4 5.3%	12 16.0%	14 18.7%	9 12.0%	39 52.0%
7 帰住衣支給の必要性	0 0.0%	1 1.3%	2 2.7%	4 5.3%	5 6.7%	12 16.0%
8 更生緊急保護の要否 (保護カード交付の必要性)	2 2.7%	7 9.3%	24 32.0%	12 16.0%	16 21.3%	61 81.3%
9 保護上移送の必要性	0 0.0%	1 1.3%	1 1.3%	1 1.3%	0 0.0%	3 4.0%
10 乗車保護の必要性	0 0.0%	3 4.0%	7 9.3%	10 13.3%	20 26.7%	40 53.3%
11 心身の状況	8 10.7%	3 4.0%	3 4.0%	4 5.3%	1 1.3%	19 25.3%
12 生活保護等福祉サービスの必要性	0 0.0%	5 6.7%	0 0.0%	2 2.7%	6 8.0%	13 17.3%
合計	75	75	75	75	75	

管区ごとの特徴的な回答傾向を見ると(表29)、札幌及び広島管区では、「5 帰住旅費」、「10 乗車保護」等の回答数が多い。札幌管区では、帰住旅費に係る回答の半数が優先度1位であり、同事項に対する意識の高さがうかがわれる。管区外帰住者の多さゆえであろう。広島管区では、他管区と比較して「1 実際の帰住先」に係る回答数が少ない一方、「4 出迎え人」、「6 割引証」等に係る回答が多い。

東京、大阪管区では、「2 釈放後の生活設計」、「11 心身の状況」、「12 福祉サービスの必要性」等に係る回答が多く、当座の帰住の一步先への配慮、もしくは当座の帰住すらままならない者への配慮等がうかがわれる。一方、「5 帰住旅費」、「6 割引証」等の回答数は低い。収容対象者の多くが管内確定者であるからであろう。

表29 釈放時保護調査調査事項

	管区										合計 (75)	
	札幌管区 (8)	仙台管区 (7)	東京管区 (17)	名古屋管区 (9)	大阪管区 (10)	広島管区 (9)	高松管区 (4)	福岡管区 (11)				
1	6 6 75.0 75.0	6 5 85.7 71.4	15 13 88.2 76.5	8 6 88.9 66.7	10 8 100.0 80.0	3 3 33.3 33.3	4 4 100.0 100.0	10 8 90.9 72.7	62 53 82.7 70.7			
2	1 0 12.5 0.0	2 0 28.6 0.0	5 0 29.4 0.0	2 0 22.2 0.0	4 0 40.0 0.0	4 1 44.4 11.1	1 0 25.0 0.0	3 0 27.3 0.0	22 1 29.3 1.3			
3	2 0 25.0 0.0	0 0 0.0 0.0	3 0 17.6 0.0	0 0 0.0 0.0	0 0 0.0 0.0	1 0 11.1 0.0	0 0 0.0 0.0	2 0 18.2 0.0	8 0 10.7 0.0			
4	7 0 87.5 0.0	5 0 71.4 0.0	15 0 88.2 0.0	8 1 88.9 11.1	9 1 90.0 10.0	6 2 66.7 22.2	2 0 50.0 0.0	10 2 90.9 18.2	62 6 82.7 8.0			
5	4 2 50.0 25.0	3 0 42.9 0.0	3 1 17.6 5.9	7 1 77.8 11.1	2 0 20.0 0.0	5 1 55.6 11.1	3 0 75.0 0.0	7 0 63.6 0.0	34 5 45.3 6.7			
6	4 0 50.0 0.0	5 0 71.4 0.0	8 0 47.1 0.0	3 0 33.3 0.0	4 0 40.0 0.0	8 0 88.9 0.0	3 0 75.0 0.0	4 0 36.4 0.0	39 0 52.0 0.0			
7	2 0 25.0 0.0	2 0 28.6 0.0	4 0 23.5 0.0	2 0 22.2 0.0	2 0 20.0 0.0	0 0 0.0 0.0	0 0 0.0 0.0	0 0 0.0 0.0	12 0 16.0 0.0			
8	8 0 100.0 0.0	6 1 85.7 14.3	12 0 70.6 0.0	7 0 77.8 0.0	8 0 80.0 0.0	8 1 88.9 11.1	3 0 75.0 0.0	9 0 81.8 0.0	61 2 81.3 2.7			
9	0 0 0.0 0.0	0 0 0.0 0.0	1 0 5.9 0.0	0 0 0.0 0.0	0 0 0.0 0.0	2 0 22.2 0.0	0 0 0.0 0.0	0 0 0.0 0.0	3 0 4.0 0.0			
10	5 0 62.5 0.0	3 0 42.9 0.0	7 0 41.2 0.0	4 0 44.4 0.0	5 0 50.0 0.0	7 0 77.8 0.0	2 0 50.0 0.0	7 0 63.6 0.0	40 0 53.3 0.0			
11	1 0 12.5 0.0	2 1 28.6 14.3	7 3 41.2 17.6	3 1 33.3 11.1	3 1 30.0 10.0	1 1 11.1 11.1	1 0 25.0 0.0	1 1 9.1 9.1	19 8 25.3 10.7			
12	0 0 0.0 0.0	1 0 14.3 0.0	5 0 29.4 0.0	1 0 11.1 0.0	3 0 30.0 0.0	0 0 0.0 0.0	1 0 25.0 0.0	2 0 18.2 0.0	13 0 17.3 0.0			
合計	40 8	35 7	85 17	45 9	50 10	45 9	20 4	55 11	375 75			

※上段は回答序数、下段は%、斜体は優先度1位の回答序数及び%、%は()内に示した各管区ないし合計の施設数を分母として計算。

「7 帰住衣」については、札幌、仙台管区等、寒冷地が多い。同支給が帰住を助けるという意味合いだけでなく、命をつなぐ意味合いをも持つ場合があるのであろう。

属性等ごとの特徴的な回答傾向を見ると(表30)、「2 釈放後の生活設計」、「11 心身の状況」は、A及びM・Pで、「3 就職の見込み」、「12 福祉サービスの必要性」はB、M・Pで回答が多い(12についてはLの回答も多い)。就労等により自立を図るべき対象と、心身の状況への配慮や福祉サービスの必要性の高い者、もしくはその両方を兼ねる者への複雑な対応が求められていることが分かる。

表30 釈放時保護調査調査事項

	犯罪傾向の進捗・属性												合計 (74)	
	A (17)		B (29)		L (8)		Y (9)		W (7)		M・P (4)			
1	11	10	24	20	7	7	8	8	7	5	4	2	61	52
	64.7	58.8	82.8	69.0	87.5	87.5	88.9	88.9	100.0	71.4	100.0	50.0	82.4	70.3
2	7	0	7	1	2	0	1	0	2	0	2	0	21	1
	41.2	0.0	24.1	3.4	25.0	0.0	11.1	0.0	28.6	0.0	50.0	0.0	28.4	1.4
3	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0	7	0
	5.9	0.0	13.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	9.5	0.0
4	14	1	21	3	7	0	8	0	7	2	4	0	61	6
	82.4	5.9	72.4	10.3	87.5	0.0	88.9	0.0	100.0	28.6	100.0	0.0	82.4	8.1
5	6	3	17	2	3	0	3	0	4	0	1	0	34	5
	35.3	17.6	58.6	6.9	37.5	0.0	33.3	0.0	57.1	0.0	25.0	0.0	45.9	6.8
6	9	0	17	0	3	0	5	0	4	0	1	0	39	0
	52.9	0.0	58.6	0.0	37.5	0.0	55.6	0.0	57.1	0.0	25.0	0.0	52.7	0.0
7	2	0	4	0	2	0	2	0	2	0	0	0	12	0
	11.8	0.0	13.8	0.0	25.0	0.0	22.2	0.0	28.6	0.0	0.0	0.0	16.2	0.0
8	16	0	21	0	8	1	9	1	6	0	0	0	60	2
	94.1	0.0	72.4	0.0	100.0	12.5	100.0	11.1	85.7	0.0	0.0	0.0	81.1	2.7
9	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0
	5.9	0.0	3.4	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1	0.0
10	10	0	18	0	3	0	6	0	2	0	1	0	40	0
	58.8	0.0	62.1	0.0	37.5	0.0	66.7	0.0	28.6	0.0	25.0	0.0	54.1	0.0
11	5	3	5	3	2	0	3	0	1	0	3	2	19	8
	29.4	17.6	17.2	10.3	25.0	0.0	33.3	0.0	14.3	0.0	75.0	50.0	25.7	10.8
12	3	0	6	0	2	0	0	0	0	0	2	0	13	0
	17.6	0.0	20.7	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	17.6	0.0
合計	85	17	145	29	40	8	45	9	35	7	20	4	370	74

※上段は回答件数、下段は%、斜体は優先度1位の回答件数及び%、%は()内に示した犯罪傾向の進捗・属性ないし合計の施設数を分母として計算。

「5 帰住旅費」, 「6 割引証」はB, Wで, 「7 帰住衣」はL, Wで割合が高い。

(3) 釈放時保護調査実施に係る苦勞・困難

釈放時保護調査実施に係る苦勞・困難について、優先度順に3つまで回答を求めた(表31)。

総回答数については、「6 本人は単独帰住可と言うが、単独帰住させることに不安が残る場合などに、乗車保護すべきか否か迷う」が39庁(52.0%)で最多であり、次いで、「2 対象者が多く、個別の事情等に配慮して柔軟に対応することが難しい」(38庁, 50.7%), 「4 福祉制度等の専門知識不足から、個別の質問に対応し難しい」(31庁, 41.3%)の順に多い。

優先度については、「2 対象者が多く、個別・柔軟な対応が難しい」が27庁(36.0%)で最多であり、次いで、「1 帰住予定地とは違う場所に帰ると言い出す者が多い」(15庁, 20.0%)が多い。「3 出迎えに行く旨の発言に信頼が置けない引受人が多い」, 「5 施設入所等の場合、入所に係る移送の責を負わされがちである」等は2位, 3位で回答される傾向がある。

表31 釈放時保護調査・調査事項

	優先度			合計
	1位	2位	3位	
1 帰住予定地とは違う場所に帰ると言い出す者が多い	15 20.0%	5 8.5%	7 16.3%	27 36.0%
2 対象者が多く、個別の事情等に配慮して柔軟に対応することが難しい	27 36.0%	8 13.6%	3 7.0%	38 50.7%
3 出迎えに行くという発言に信頼が置けない引受人等が多い	4 5.3%	10 16.9%	6 14.0%	20 26.7%
4 福祉制度・サービス等の専門知識の不足から、個別の質問に対応し難い	8 10.7%	14 23.7%	9 20.9%	31 41.3%
5 施設入所等の場合、入所に係る移送の責を負わされがちである	1 1.3%	5 8.5%	2 4.7%	8 10.7%
6 本人は単独帰住可と言うが、心身の障害等があり単独帰住させることに不安が残る場合など、乗車保護すべきか迷う	10 13.3%	16 27.1%	13 30.2%	39 52.0%
7 苦労や困難を感じることは特にない	5 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	5 6.7%
8 その他	5 6.7%	1 1.7%	3 7.0%	9 12.0%
合計	75 100.0%	59 78.7%	43 57.3%	177

その他は、「公共交通機関の使い方が分からない者が多い。」、「帰住旅費の有無の説明。」、「交通の便が悪い」、「更生緊急保護対象者が休日に釈放となる場合。」、「施設に不満を持ち、調査自体に非協力的な者が多い。」、「帰住受入を拒否する家族の説得（特に措置入院不要となった場合）」、「治療の必要性が少ないのに、生活ができないという理由のみで病院への入院を求める者が多い。」等である。また、苦労や困難を感じることは特にないとした施設も5庁（6.7%）あった。Y、W施設が2庁ずつ含まれた。

管区ごと（表32）、属性ごと（表33）の特徴的な回答を見ると、「1 帰住予定地以外の場所への帰住」は、管区では、仙台、広島、高松管区で、属性等では、L施設で回答が多い。「2 対象者が多く、個別・柔軟な対応が難しい」は、管区では、札幌、東京、大阪、福岡管区で、属性では、A、B、Wで回答が多い。大阪管区、A、Y、M・Pでは、「4 福祉制度等の専門知識不足から、個別の質問に対応し難い」旨の回答が多い。「6 本人は単独帰住可と言うが、単独帰住させることに不安が残る場合などに、乗車保護すべきか否か迷う」については、B、L、M・Pで回答が多く、対象者の特徴がうかがわれる。

表32 釈放時保護調査に係る苦勞・困難

	管区										合計 (75)	
	札幌管区 (8)	仙台管区 (7)	東京管区 (17)	名古屋管区 (9)	大阪管区 (10)	広島管区 (9)	高松管区 (4)	福岡管区 (11)				
1	3 2 37.5 25.0	4 1 57.1 14.3	3 2 17.6 11.8	4 2 44.4 22.2	2 1 20.0 10.0	5 2 55.6 22.2	3 3 75.0 75.0	3 2 27.3 18.2	27 15 36.0 20.0			
2	6 3 75.0 37.5	3 3 42.9 42.9	9 7 52.9 41.2	4 4 44.4 44.4	5 4 50.0 40.0	3 2 33.3 22.2	2 1 50.0 25.0	6 3 54.5 27.3	38 27 50.7 36.0			
3	1 0 12.5 0.0	3 1 42.9 14.3	2 1 11.8 5.9	3 0 33.3 0.0	3 0 30.0 0.0	5 2 55.6 22.2	0 0 0.0 0.0	3 0 27.3 0.0	20 4 26.7 5.3			
4	1 0 12.5 0.0	3 1 42.9 14.3	7 2 41.2 11.8	4 1 44.4 11.1	7 2 70.0 20.0	2 0 22.2 0.0	2 0 50.0 0.0	5 2 45.5 18.2	31 8 41.3 10.7			
5	0 0 0.0 0.0	1 1 14.3 14.3	2 0 11.8 0.0	0 0 0.0 0.0	1 0 10.0 0.0	1 0 11.1 0.0	1 0 25.0 0.0	2 0 18.2 0.0	8 1 10.7 1.3			
6	5 1 62.5 12.5	4 0 57.1 0.0	9 3 52.9 17.6	7 1 77.8 11.1	2 2 20.0 20.0	5 2 55.6 22.2	3 0 75.0 0.0	4 1 36.4 9.1	39 10 52.0 13.3			
7	1 1 12.5 12.5	0 0 0.0 0.0	1 1 5.9 5.9	0 0 0.0 0.0	1 1 10.0 10.0	1 1 11.1 11.1	0 0 0.0 0.0	1 1 9.1 9.1	5 5 6.7 6.7			
8	2 1 25.0 12.5	1 0 14.3 0.0	2 1 11.8 5.9	1 1 11.1 11.1	0 0 0.0 0.0	1 0 11.1 0.0	0 0 0.0 0.0	2 2 18.2 18.2	9 5 12.0 6.7			
合計	19 8	19 7	35 17	23 9	21 10	23 9	11 4	26 11	177 75			

※上段は回答庁数, 下段は%, 斜体は優先度1位の回答庁数及び%, %は () 内に示した各管区ないし合計の施設数を分母として計算。

表33 釈放時保護調査に係る苦勞・困難

	犯罪傾向の進捗・属性						合計 (74)	
	A (17)	B (29)	L (8)	Y (9)	W (7)	M・P (4)		
1	6 2 35.3 11.8	13 8 44.8 27.6	5 4 62.5 50.0	2 1 22.2 11.1	1 0 14.3 0.0	0 0 0.0 0.0	27 15 36.5 20.3	
2	10 10 58.8 58.8	18 10 62.1 34.5	1 1 12.5 12.5	3 3 33.3 33.3	4 3 57.1 42.9	1 0 25.0 0.0	37 27 50.0 36.5	
3	5 1 29.4 5.9	9 2 31.0 6.9	3 0 37.5 0.0	2 1 22.2 11.1	0 0 0.0 0.0	1 0 25.0 0.0	20 4 27.0 5.4	
4	9 1 52.9 5.9	9 3 31.0 10.3	3 1 37.5 12.5	5 1 55.6 11.1	2 0 28.6 0.0	2 1 50.0 25.0	30 7 40.5 9.5	
5	2 0 11.8 0.0	4 0 13.8 0.0	0 0 0.0 0.0	1 1 11.1 11.1	1 0 14.3 0.0	0 0 0.0 0.0	8 1 10.8 1.4	
6	8 2 47.1 11.8	17 4 58.6 13.8	5 1 62.5 12.5	4 0 44.4 0.0	2 1 28.6 14.3	2 2 50.0 50.0	38 10 51.4 13.5	
7	0 0 0.0 0.0	0 0 0.0 0.0	1 1 12.5 12.5	2 2 22.2 22.2	2 2 28.6 28.6	0 0 0.0 0.0	5 5 6.8 6.8	
8	2 1 11.8 5.9	2 2 6.9 6.9	2 0 25.0 0.0	0 0 0.0 0.0	2 1 28.6 14.3	1 1 25.0 25.0	9 5 12.2 6.8	
合計	42 17	72 29	20 8	19 9	14 7	7 4	174 74	

※上段は回答庁数, 下段は%, 斜体は優先度1位の回答庁数及び%, %は () 内に示した犯罪傾向の進捗・属性ないし合計の施設数を分母として計算。

(4) 放時保護調査実施に係る工夫点・留意点

釈放時保護調査実施に係る工夫点・留意点について自由記述で回答を求めたところ、75庁中45庁（60.0％）から回答を得た。特記事項なしとした庁は30庁（40.0％）であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・引受人、出迎えの有無、帰住予定地、帰住交通手段、領置金、作業報奨金、衣類、心身の状況、就労先、組関係など、調査項目は多岐にわたっている。
- ・引受人、所持金、帰住先等いずれも無い場合などは、更生緊急保護の手続きを執っており、満期釈放者には、ほぼ100％保護カードを交付している。
- ・調査漏れ防止、業務の効率化のために聴取事項を定型化した様式を準備している。
- ・出所後の困難等を想定して、活用できそうな公的扶助・福祉サービスの制度の情報を提供している。NPO法人等の支援者の連絡先を教えている施設もある。
- ・組離脱者については、必要に応じ警察との連携や乗車保護等により帰住の安全を図れるよう留意している。
- ・単独帰住が困難な者（病人、高齢者等）、特別な調整を要する者等については、早い時期から調査・調整に着手するように努めている。必要に応じて、最寄駅以外までの乗車保護も活用されている。
- ・L受刑者については、長期間社会から離れているために社会復帰に不安を持つ者がいることから、受刑者に視点で調査を行うようにしている。
- ・受刑者の特質として、出所後の生活について考えていない、特段の不安も感じていない、見栄を張る・オーバーな言い方をするといった傾向を指摘する施設がある。また、これらに対しては本人の特質を理解した上で現実認識を持たせるよう指導をしているという施設もあった。
- ・この分野での業務に社会福祉士を有効活用するように努めているとの意見があった。
- ・帰住衣や帰住旅費の準備、出迎え等について引受人と緊密に連絡を取るよう指導している。
- ・施設・病院への帰住者については、早期に保護観察所を通じて家族の意思確認（最悪でも家族の連絡先の確保）を行うようにしている。
- ・帰住地未定者については、親族との連絡等引受人を探すよう指導している。

(5) 考察

引受人、出迎えの有無、帰住予定地、帰住交通手段、領置金、作業報奨金、衣類、心身の状況、生活設計（就労先）、組関係などが、調査項目であり多岐にわたっているが、これらについての実情把握、最終確認に努めている。そして、一つひとつについて不足しているものや調整を要する事項について対応している。

その実施の確実を期して、面接のための定型の様式を設ける、面接も受刑者の特質・特徴に沿って実施する、問題がありそうな場合は早期着手に努める、本人だけでなく親族にも働き掛けるといった広範かつ・着実な事務が求められている。社会福祉

士の専門性の活用を図っている施設もある。

6 釈放前指導

(1) 指導内容

釈放前指導において特に重要と思われる事項について、釈放事由ごとに、選択肢から優先度順に3つまで回答を求めた(表34)。

釈放事由に対応して、仮釈放前指導では「2 仮釈放について」(66庁, 88.0%)が、満期釈放前指導では「3 更生緊急保護に関する事項」(47庁, 62.7%)が最多である。

次いで、「1 社会復帰の心構え」(仮釈放: 58庁, 77.3%, 満期釈放: 41庁, 54.7%), 「4 就労に関する事項」(仮釈放: 41庁, 54.7%, 満期釈放: 38庁, 50.7%)の順で多く、「6 釈放後の生活設計に関する事項」(仮釈放: 38庁, 52.0%, 満期釈放: 35庁, 46.7%)も比較的高い割合であることは、両指導共通である。

しかし、仮釈放前指導と比較して、満期釈放前指導では、「5 社会保障に関する事項」(38庁, 50.7%), 「7 福祉サービスの利用方法, 利用に際しての心構え等」(19庁, 25.3%)の回答数が多く、福祉的支援が必要となった場合に、釈放者が独力でも対処できるように配慮がなされている。

表34 釈放前指導・指導内容

	優先度(仮釈放)			合計	優先度(満期釈放)			合計
	1位	2位	3位		1位	2位	3位	
1 社会復帰の心構え	29 38.7%	18 24.7%	11 16.2%	58 77.3%	31 41.3%	3 4.1%	7 10.0%	41 54.7%
2 仮釈放について (遵守事項・保護観察)	41 54.7%	23 31.5%	2 2.9%	66 88.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
3 更生緊急保護に関する事項	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	23 30.7%	16 21.9%	8 11.4%	47 62.7%
4 就労に関する事項	3 4.0%	19 26.0%	19 27.9%	41 54.7%	5 6.7%	23 31.5%	10 14.3%	38 50.7%
5 社会保障に関する事項 (年金・健康保険・生活保護等)	0 0.0%	3 4.1%	8 11.8%	11 14.7%	3 4.0%	17 23.3%	18 25.7%	38 50.7%
6 釈放後の生活設計に関する事項	2 2.7%	10 13.7%	27 39.7%	39 52.0%	8 10.7%	10 13.7%	17 24.3%	35 46.7%
7 福祉サービスの利用方法, 利用に際しての心構え等	0 0.0%	0 0.0%	1 1.5%	1 1.3%	5 6.7%	4 5.5%	10 14.3%	19 25.3%
合計	75 100.0%	73 97.3%	68 90.7%	219	75 100.0%	73 97.3%	70 93.3%	218

仮釈放前指導については、管区ごと、属性ごとのばらつきはほとんどなかったため、満期釈放前指導についてのみ検討する（表35、36）。

表35 釈放前指導（満期釈放）・重点指導事項

	管区												合計 (75)	
	札幌管区 (8)	仙台管区 (7)	東京管区 (17)	名古屋管区 (9)	大阪管区 (10)	広島管区 (9)	高松管区 (4)	福岡管区 (11)						
1	7 6 87.5 75.0	1 1 14.3 14.3	9 7 52.9 41.2	4 1 44.4 11.1	2 2 20.0 20.0	6 4 66.7 44.4	4 4 100.0 100.0	8 6 72.7 54.5	41 31 54.7 41.3					
3	5 2 62.5 25.0	4 1 57.1 14.3	9 4 52.9 23.5	4 4 44.4 44.4	6 5 60.0 50.0	8 3 88.9 33.3	3 0 75.0 0.0	8 4 72.7 36.4	47 23 62.7 30.7					
4	2 0 25.0 0.0	3 2 42.9 28.6	8 2 47.1 11.8	7 0 77.8 0.0	6 0 60.0 0.0	4 1 44.4 11.1	3 0 75.0 0.0	5 0 45.5 0.0	38 5 50.7 6.7					
5	2 0 25.0 0.0	5 1 71.4 14.3	10 0 58.8 0.0	5 2 55.6 22.2	6 0 60.0 0.0	4 0 44.4 0.0	1 0 25.0 0.0	5 0 45.5 0.0	38 3 50.7 4.0					
6	3 0 37.5 0.0	3 0 42.9 0.0	8 4 47.1 23.5	5 0 55.6 0.0	8 3 80.0 30.0	5 1 55.6 11.1	1 0 25.0 0.0	2 0 18.2 0.0	35 8 46.7 10.7					
7	0 0 0.0 0.0	4 2 57.1 28.6	6 0 35.3 0.0	2 2 22.2 22.2	2 0 20.0 0.0	0 0 0.0 0.0	0 0 0.0 0.0	5 1 45.5 9.1	19 5 25.3 6.7					
合計	19 8	21 7	50 17	27 9	30 10	27 9	12 4	33 11	219 75					

※上段は回答件数、下段は%、斜体は優先度1位の回答件数及び%、%は（）内に示した各管区ないし合計の施設数を分母として計算。

表36 釈放前指導（満期釈放）・重点指導事項

	犯罪傾向の進捗・属性						合計 (74)	
	A (17)	B (29)	L (8)	Y (9)	W (7)	M・P (4)		
1	6 3 35.3 17.6	19 14 65.5 48.3	6 6 75.0 75.0	6 6 66.7 66.7	2 2 28.6 28.6	2 0 50.0 0.0	41 31 55.4 41.9	
3	12 6 70.6 35.3	16 11 55.2 37.9	5 1 62.5 12.5	6 1 66.7 11.1	4 1 57.1 14.3	3 2 75.0 50.0	46 22 62.2 29.7	
4	9 3 52.9 17.6	14 1 48.3 3.4	3 0 37.5 0.0	7 1 77.8 11.1	3 0 42.9 0.0	1 0 25.0 0.0	37 5 50.0 6.8	
5	11 0 64.7 0.0	14 1 48.3 3.4	3 0 37.5 0.0	1 0 11.1 0.0	6 2 85.7 28.6	3 0 75.0 0.0	38 3 51.4 4.1	
6	8 4 47.1 23.5	12 2 41.4 6.9	4 0 50.0 0.0	6 0 66.7 0.0	4 2 57.1 28.6	1 0 25.0 0.0	35 8 47.3 10.8	
7	5 1 29.4 5.9	7 0 24.1 0.0	1 1 12.5 12.5	1 1 11.1 11.1	2 0 28.6 0.0	2 2 50.0 50.0	18 5 24.3 6.8	
合計	51 17	82 29	22 8	27 9	21 7	12 4	215 74	

※上段は回答件数、下段は%、斜体は優先度1位の回答件数及び%、%は（）内に示した犯罪傾向の進捗・属性ないし合計の施設数を分母として計算。

「5 社会保障に関する事項」は、仙台、東京、名古屋、大阪管区で回答数が多く、総回答数のみを見ると、以上4管区においては、「1 社会復帰の心構え」よりも、こちらの方が多くなっている。仙台管区においては、さらに、「7 福祉サービスの利用方法等」及び「更生緊急保護に関する事項」の割合も高く、調査回答者が、満期釈放者に対する福祉的な手当ての重要性を感じている様子がうかがわれる。一方、名古屋管区では、何よりも「4 就労に関する事項」(7庁、77.8%)が優先されており、高松管区においても福祉的支援よりも就労自立の方向性での指導を重要視していると考えられる。

属性等については、M・Pで「7 福祉サービスの利用方法等」が、A、W、M・Pで「5 社会保障に関する事項」が多い。Lは「6 釈放後の生活設計に関する事項」の割合が他と比較して高い。Bは、就労から福祉的支援に至るまで広く分布しており、対象者の特徴や問題性、必要とされる指導が多岐にわたる様子がうかがわれる。

(2) 指導に際しての苦勞・困難

保護的措置に係る事項について指導するに当たっての苦勞・困難について、選択肢から優先度順に3つまで回答を求めた(表37)。

総回答数、優先度1位回答数ともに、「3 自分勝手な解釈や自分に都合の良い解釈をする受刑者が多い」(総回答数:56庁, 74.7%, 1位回答数:22庁, 29.3%)が最多であり、次に「6 保護的措置を要する受刑者は個別指導の必要性が高く、時間と労力がある」(総回答数:47庁, 62.7%, 1位回答数:20庁, 26.7%)が多かった。回答総数では「2 福祉サービス等の地域差」(34庁, 45.3%), 1位回答数では「1 福祉制度等に対する指導者の専門知識不足」(13庁, 17.3%)を選択した施設の割合が高い。

表37 釈放前指導に係る苦勞・困難

	優先度			合計
	1位	2位	3位	
1 福祉制度等に対する指導者側の専門知識の不足	13 17.3%	3 4.2%	5 7.8%	21 28.0%
2 福祉サービス等は、地域や担当者ごとに対応が異なることが多く、刑務所としてはあいまいな指導しかできない	10 13.3%	15 21.1%	9 14.1%	34 45.3%
3 自分勝手な解釈や自分に都合の良い解釈をする受刑者が多い	22 29.3%	21 29.6%	13 20.3%	56 74.7%
4 釈放を前に浮き足立ったり、不安になったりして指導を受ける構えに欠ける受刑者が多い	2 2.7%	10 14.1%	4 6.3%	16 21.3%
5 釈放直前になって帰住予定地を変更する受刑者がいる	2 2.7%	7 9.9%	7 10.9%	16 21.3%
6 保護的措置を要する受刑者は個別指導の必要性が高く、時間と労力がある	20 26.7%	6 8.5%	21 32.8%	47 62.7%
7 福祉サービス等に係る内容を重点的に指導すると、通常就労可能な者まで福祉に頼ろうとする	4 5.3%	9 12.7%	5 7.8%	18 24.0%
8 苦勞や困難を感じることは特にない	2 2.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.7%
合計	75 100.0%	71 94.7%	64 85.3%	210

苦勞や困難を感じることは特にないとした施設は2庁(2.7%)であった。

管区ごとの回答傾向からは、目立った特徴は把握できないため、属性等ごとの回答傾向についてのみ検討する(表38)。

表38 釈放前指導に係る苦勞・困難

	犯罪傾向の進捗・属性										合計 (74)			
	A (17)		B (29)		L (8)		Y (9)		W (7)				M・P (4)	
1	10	6	5	5	2	1	3	1	0	0	1	0	21	13
	58.8	35.3	17.2	17.2	25.0	12.5	33.3	11.1	0.0	0.0	25.0	0.0	28.4	17.6
2	7	1	14	6	2	0	4	1	4	0	3	2	34	10
	41.2	5.9	48.3	20.7	25.0	0.0	44.4	11.1	57.1	0.0	75.0	50.0	45.9	13.5
3	9	2	27	10	6	4	7	4	4	1	2	0	55	21
	52.9	11.8	93.1	34.5	75.0	50.0	77.8	44.4	57.1	14.3	50.0	0.0	74.3	28.4
4	3	0	4	0	4	1	3	1	1	0	0	0	15	2
	17.6	0.0	13.8	0.0	50.0	12.5	33.3	11.1	14.3	0.0	0.0	0.0	20.3	2.7
5	5	1	7	1	3	0	1	0	0	0	0	0	16	2
	29.4	5.9	24.1	3.4	37.5	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	21.6	2.7
6	13	7	18	5	3	1	5	1	5	4	2	2	46	20
	76.5	41.2	62.1	17.2	37.5	12.5	55.6	11.1	71.4	57.1	50.0	50.0	62.2	27.0
7	2	0	9	1	1	1	2	1	2	1	2	0	18	4
	11.8	0.0	31.0	3.4	12.5	12.5	22.2	11.1	28.6	14.3	50.0	0.0	24.3	5.4
8	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	2	2
	0.0	0.0	3.4	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	14.3	0.0	0.0	2.7	2.7
合計	49	17	85	29	21	8	25	9	17	7	10	4	207	74

※斜体は優先度1位の回答数及び%, %は () 内に示した犯罪傾向の進捗・属性ないし合計の施設数を分母として計算。

「6 個別指導の必要性による時間・労力の負担」は、L以外の属性では、軒並み回答数が多かった。Lでは「釈放を前に浮き足立ったり、不安になったりして指導を受ける構えに欠ける受刑者が多い」の選択数が多かった。長期刑受刑者特有の心理であろう。「1 福祉制度に対する専門知識不足」はAが、「2 福祉サービスの地域差」はW, M・Pが多数回答していた。「7 福祉サービス等に係る内容を重点的に指導すると、通常就労可能な者まで福祉に頼ろうとする」は、B, M・Pの占める割合が高い。「3 自分勝手な解釈をする受刑者が多い」については、B指標の施設で100%近い回答率である。被収容者や広域の収容等、各施設の特徴が反映された回答と言えよう。

(3) 指導に際しての工夫点・留意点

釈放前指導に係る工夫点・留意点について自由記述で回答を求めた。

ア 仮釈放前指導

75庁中43庁 (57.3%) から回答を得た。特記事項なしとした庁は32庁 (42.7%) であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・保護観察所へ出頭する, 帰住地に帰住する, 遵守事項を厳守する, 定職に就くと
いった基本的なことを繰り返し指導する。
- ・就労支援の仕組み, 就職情報, ハローワークの利用法等について指導する。
- ・交通手段を始めとする帰住方法を助言・指導する。
- ・失敗体験からの学習, 不良環境との接触回避, アンガーマネジメント, 粘り強い
求職活動について重点指導する。
- ・就労生活への意欲, 生活設計, 対人関係の維持, 引受人等周囲の人の苦勞等につ

- いて講話・講義・面接等により社会資源も活用して理解を深めさせ、周知を図る。
- ・引受人に通知を出し、出迎えの確実を期する。
- ・遠方保護施設への帰住に際しては、必要事項をあらかじめ先方に連絡する。

イ 満期釈放前指導

75庁中49庁（65.3％）から回答を得た。特記事項なしとした庁は26庁（34.7％）であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・知的障害等単独帰住に不安のある者は、乗車保護等の配慮をする。ただ、線引きが難しい場合もある。
- ・更生緊急保護、被救護者旅客運賃割引証、様々な福祉サービス等困った場合に利用できる制度の詳細説明を行う。また、本人が必要とする福祉サービス等に絞って説明している施設もある。なお、こうした指導の場合、本人の理解の程度を正確に把握しておく必要がある。
- ・帰住先のない者には、希望に応じてホームレス支援センターの連絡先等を教える。
- ・個別の事情に応じうる指導・面接となるよう配慮している。
- ・釈放後の帰住地の確保に配慮している。
- ・釈放後、積極的に就労支援を受けるよう指導している。
- ・ハローワークから得た就職状況を提供する。
- ・高齢で心身に障害がある者の場合治療の継続を要するが、定まった住所がないと福祉サービスの利用が難しくなるので、早期の調整が必要となる。
- ・高齢で身寄りのない者は、保護に重点をおいて指導している。また、入院手続きや医療扶助申請等の手続きをして出所させることもある。
- ・出所後のことについて何も考えていない、所持金についても正確に承知していないといった状態なので、職員が色々質問して、自分の問題を具体的に考えさせる。
- ・自分の犯した犯罪、受刑生活、今後の就労生活・生活設計（帰住予定地に定着し就労することなど）等々について考えさせる。

(4) 考察

仮釈放者に対しては、保護観察所に出頭する、帰住地に帰住する、定職に就く、遵守事項を遵守するといった基本的なことを着実に実行できるよう指導している。一方、満期釈放者に対しては、更生緊急保護、被救護者旅客運賃割引証等の様々な制度について説明し、困った場合に利用できるよう指導している。

就労支援、就職情報、ハローワーク利用法といった職業生活を安定させるための方途、様々な公的扶助・福祉サービス等の制度、利用方法等については、仮釈放、満期釈放を問わず様々な形で指導している。後者については特に満期釈放者に対して重点的に指導されている。自分に都合よく解釈したり、通常就労できるのに福祉に頼ろうとしたり、釈放を前に地に足が着かなくなったりする者が多いといった事情を踏まえ、時には個別対応しつつ指導を実施する必要がある、担当者の苦勞が多い。

加えて、犯した犯罪、受刑生活、生活設計、家族や周囲の人々との対人関係の維持等々といった課題について講話・講義・面接などを通じて考えさせ、社会生活への移行に必要な考え方・心構えを形成させるよう指導している。受刑者の場合、過去の反省や将来への展望について無頓着な者が少なくないとしてこうした心構えの形成が欠かせないとする意見があった。保護的措置の観点からは、釈放後関係機関に何らかの形でつながった釈放者が（もしくは、そもそもつながるために）、先方でトラブルを起こさずに定着ができるような心構え等を養わせる上でも、釈放前指導の充実が期待される。

7 釈放時保護

(1) 乗車保護

ア 実施数

平成21年1月1日から同年9月30日までの間に、実施した乗車保護の回数及び人数等について聞いた（表39）。

表39 乗車保護実施状況

	実施回数			実施人数		
	総数	休庁日	休庁率	総数	休庁日	休庁率
最寄駅等（含むバス停等）まで	1965	135	6.9%	2788	141	5.1%
	83.1%	74.6%		82.8%	74.6%	
最寄以外の駅等まで	193	29	15.0%	337	32	9.5%
	8.2%	16.0%		10.0%	16.9%	
入院・入所先の病院・施設等まで	62	11	17.7%	63	10	15.9%
	2.6%	6.1%		1.9%	5.3%	
保護観察所まで	111	2	1.8%	145	2	1.4%
	4.7%	1.1%		4.3%	1.1%	
その他	35	4	11.4%	35	4	11.4%
	1.5%	2.2%		1.0%	2.1%	
	2366	181	7.7%	3368	189	5.6%
	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%	

※休庁日欄は総数の内数。休庁率は総数中の休日執行数の割合

総数は2366回3368名である。その80%以上が最寄駅等までの実施であり、その総数は1965回2788名である。次いで、最寄以外の駅等までが193回337名、保護観察所までが111回145名である。休日・祝日等の休庁日の実施は、181回189名であり、実施回数の7.7%にのぼる。入院・入所先の病院・施設等や最寄駅以外の駅等までの乗車保護については、休庁日の実施率が17.7%、15.0%と比較的高い。

その他では、更生保護施設が23回23名（うち1回1名は休庁日）で最多であった。市区役所（他県含む）、入所前に通院していた病院、保護観察所の近所等、空港、

乗船場等、特徴的な回答が見られた。

26条通報同様、乗車保護の実施件数についても施設ごとのばらつきが大きく、平
均値について検討したり、管区や属性等ごとに比較したりすることにはあまり意味
がないため、特徴的な施設等について取り上げる（表40～43）

最寄駅等までの実施については、上位4庁で全体の実施回数の約1/3が占められ
ている。各施設とも、最寄駅が施設から離れているという地理的条件が共通してい
る。休庁日の実施回数が多い施設についても参考に掲示した。これら7庁の休庁日
の実施回数を合計すると、休庁日実施総数の75.6%に及ぶ。このように多数回乗車
保護を行っている施設がある一方、調査期間中、乗車保護を1回も実施していない
施設も1庁あった。なお、実施回数と実施人数が近似している施設と、ずれの大き
い施設がある。対象者の性質、保安上の必要性等により、一度に複数名を乗車保護
できる施設と、1回1名を原則とする施設があるようである。

最寄以外の駅等への乗車保護については、上位6庁で全体の実施回数の3/4以上
を占めている。最寄駅がローカル線で電車本数が少ないなどの交通事情を挙げる施
設もあるが、再犯防止や近隣住民への配慮（精神変調者など）、また、高齢・障害
等のある者の保護等、基本的にはどの施設にも共通する理由による保護である。

病院・施設等への乗車保護については、医療刑務所、医療重点施設等が目立ち、
上位9庁で全体の70%を占めている。少数だが休庁日における保護もある。休日
の入所・入院等は拒まれるケースも多いようだが、各施設が先方との連携・調整に配
意している様子がうかがわれる。

保護観察所への保護についても、上位9庁で全体の3/4弱が占められている。県
内の更生保護施設帰住者について実施する旨の記載が多く、保護観察所との間で、
その旨の取り決めがなされている地域等があるものと考えられる。

イ 実施対象者等

乗車保護の行き先ごとに、どのような対象者に、どのような場合に実施している
かについて自由記述で回答を求めた。各庁の意見は次のとおりである。

① 最寄駅等まで

主として、次の4つに分類できよう。㊦「仮釈放者に対し、指定された帰住地
への帰住、保護観察所への出頭を確保するための措置」、㊧「高齢、障害等を有
する者、所持金僅少者等、自力帰住に困難がある者に対する措置」、㊨「帰住旅
費、割引証等の不正使用等を阻止するための措置」、㊩「出所直後の再犯防止を
含めた近隣住民への配慮を図るための措置」である。

表40 乗車保護（最寄駅）多数回実施庁

	実施回数			実施人数		
	総数	休庁日	休庁率	総数	休庁日	休庁率
1	271	74	27.3%	372	13	3.5%
	13.8%	54.8%		13.3%	9.2%	
2	176	4	2.3%	176	4	2.3%
	9.0%	3.0%		6.3%	2.8%	
3	138	3	2.2%	223	67	30.0%
	7.0%	2.2%		8.0%	47.5%	
4	68	6	8.8%	132	7	5.3%
	3.5%	4.4%		4.7%	5.0%	
小計	653	87	13.3%	903	91	10.1%
	33.2%	64.4%		32.4%	64.5%	
a	12	6	50.0%	13	7	53.8%
	0.6%	4.4%		0.5%	5.0%	
b	38	5	13.2%	46	5	10.9%
	1.9%	3.7%		1.6%	3.5%	
c	24	4	16.7%	29	4	13.8%
	1.2%	3.0%		1.0%	2.8%	

※休庁率以外の%の分母は全施設の合計数

表42 乗車保護（病院等）多数回実施庁

	実施回数		実施人数	
	総数	休庁日	総数	休庁日
1*	8	0	8	0
	12.9%	0.0%	12.7%	0.0%
2	7	0	9	0
	11.3%	0.0%	14.3%	0.0%
3*	6	0	6	0
	9.7%	0.0%	9.5%	0.0%
4**	5	1	5	1
	8.1%	9.1%	7.9%	10.0%
5**	5	0	5	0
	8.1%	0.0%	7.9%	0.0%
6**	4	1	4	1
	6.5%	9.1%	6.3%	10.0%
7**	4	1	4	1
	6.5%	9.1%	6.3%	10.0%
8	3	0	3	0
	4.8%	0.0%	4.8%	0.0%
9	3	3	3	3
	4.8%	27.3%	4.8%	30.0%
合計	45	6	47	6
	72.6%	54.5%	74.6%	60.0%

*は医療刑務所, **は医療重点施設

表41 乗車保護（最寄駅以外）多数回実施庁

	実施回数			実施人数		
	総数	休庁日	休庁率	総数	休庁日	休庁率
1	64	2	3.1%	147	2	1.4%
	33.2%	6.9%		43.6%	6.3%	
2	25	15	60.0%	27	18	66.7%
	13.0%	51.7%		8.0%	56.3%	
3	16	0	0.0%	21	0	0.0%
	8.3%	0.0%		6.2%	0.0%	
4**	15	4	26.7%	16	4	25.0%
	7.8%	13.8%		4.7%	12.5%	
5	15	2	13.3%	34	2	5.9%
	7.8%	6.9%		10.1%	6.3%	
6**	11	0	0.0%	18	0	0.0%
	5.7%	0.0%		5.3%	0.0%	
合計	146	23	15.8%	263	26	9.9%
	75.6%	79.3%		78.0%	81.3%	

※休庁率以外の%の分母は全施設の合計数

**は医療重点施設

表43 乗車保護（保護観察所）多数回実施庁

	実施回数		実施人数	
	総数	休庁日	総数	休庁日
1	21	0	34	0
	18.9%	0.0%	23.4%	0.0%
2	15	0	19	0
	13.5%	0.0%	13.1%	0.0%
3	9	0	9	0
	8.1%	0.0%	6.2%	0.0%
4	8	0	8	0
	7.2%	0.0%	5.5%	0.0%
5	8	0	8	0
	7.2%	0.0%	5.5%	0.0%
6	8	0	12	0
	7.2%	0.0%	8.3%	0.0%
7	5	0	5	0
	4.5%	0.0%	3.4%	0.0%
8	4	0	4	0
	3.6%	0.0%	2.8%	0.0%
9	4	0	4	0
	3.6%	0.0%	2.8%	0.0%
合計	82	0	103	0
	73.9%	0.0%	71.0%	0.0%

㊦については、更生保護施設帰住者、仮釈放で出迎えのない者、仮釈放者で不帰住が危惧される者等である。

㊧については、高齢、障害などのために自力で駅まで行けない者、切符購入等に不安のある者、遠方帰住者、所持金僅少者等々である。高齢、障害、所持金僅少等、どのラインで要措置とするかは、微妙な判断があるものと考えられる。遠方についての考え方も、市外、県外、所持金を考慮すると遠方と考えられる場合、など、各庁によって区々である。なお、施設によって釈放事由による限定がある庁、ない庁、ある場合にも満期釈放者とする庁、仮釈放者とする庁と様々である。

㊨は文字通りである。

㊩は、精神変調者、保護室収容頻回者、粗暴性の高い者、過去に重大な他害行為がある者、出所後即再犯が予想される者、性犯罪等事案悪質な者等である。

なお、施設によっては、僻地に所在するため、出迎えのない者は全員に実施する等の回答や、乗車を拒まないM全員等の回答もあった。

② 最寄以外の駅等まで

基本的には①のうち、程度の著しい者に対する措置としている施設が多い。

なお、施設最寄駅がローカル線で電車本数が少ない、新幹線を利用して帰住する者が多い等の理由から、ほぼ全件について最寄の大規模駅まで乗車保護している施設もある。

③ 入院・入所先の病院・施設まで

釈放後直ちに病院、施設等へ入院、入所する者で、先方機関や親族等の出迎えがない場合に実施されている。

④ 保護観察所まで

県内の更生保護施設帰住者、釈放後即更生緊急保護を必要とする者（そのうち独力で保護観察所まで向かうことが困難な者）、再犯のおそれの高い者、組関係者等から危害を加えられることを忌避している者等々である。

⑤ その他

休日中の釈放につき更生保護施設に一時保護するケース等である。また、直接先方機関まで保護するのではなく、近辺で降車させる等の工夫を要する場合もあるようである。なお、釈放後直ちに福祉的支援につなげるために、市役所等まで乗車保護し、社会福祉士が生活保護等の申請に係る援助を行っている施設もある。

ウ 実施に係る苦勞・困難

乗車保護実施に係る苦勞・困難について、選択肢から優先度順に3つまで回答を求めた（表44）。

表44 乗車保護実施に係る苦勞・困難

	優先度			合計
	1位	2位	3位	
1 どのような対象者にどの程度の措置を実施すべきか定めがたい	22 29.3%	5 8.3%	5 10.6%	32 42.7%
2 休日に乗車保護の必要な者が出るたび、保護係が休日出勤せざるをえない	19 25.3%	17 28.3%	7 14.9%	43 57.3%
3 施設が僻地にあり、出迎えのない者は全員乗車保護せざるをえない	9 12.0%	7 11.7%	1 2.1%	17 22.7%
4 最寄り駅等以外への移送については法的根拠があいまいである	3 4.0%	9 15.0%	12 25.5%	24 32.0%
5 乗車保護中に万一事故等があった場合の責任や対応の問題	14 18.7%	15 25.0%	11 23.4%	40 53.3%
6 入所する施設等に出迎・移送を頼みたい が、今後の関係等を考えると難しい	1 1.3%	3 5.0%	11 23.4%	15 20.0%
7 苦勞や困難を感じることは特にない	5 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	5 6.7%
8 その他	2 2.7%	4 6.7%	0 0.0%	6 8.0%
合計	75 100.0%	60 80.0%	47 62.7%	182

総選択数は「2 休日に乗車保護の必要な者が出るたび、保護係が休日出勤せざるをえない」が43庁（57.3%）最多であり、次いで、「5 乗車保護中に万一事故等があった場合の責任や対応の問題」が40庁（53.3%）と多い。

1位回答数では、「1 どのような対象者にどの程度の措置を実施すべきか定めがたい」が22庁（29.3%）で最多であった。「3 施設が僻地にあり、出迎えのない者は全員乗車保護せざるをえない」も1位回答が比較的多い（9庁、12.0%）。「4 最寄り駅等以外への移送については法的根拠があいまいである」については2位、3位で選択した施設が多い。

その他としては、「乗車保護をしている間にわがままを言う者が多い。」「施設が僻地にあり、最寄り駅までの乗車保護であっても相当時間が掛かる。」「使用できる官用車が少ない。」「釈放の人数が多く、重なる場合。」「いざ乗車保護してみると、達者に歩き出す者もいるなど、言動に信の置けない受刑者が多い。」等である。

なお、「7 苦勞や困難を感じることは特にない」は、5庁（6.7%）であった。

管区ごとの回答数には、特筆すべき特徴は確認できなかった。属性ごとでは、W、Bにおいて「1 どのような対象者にどの程度の措置を実施すべきか定めがたい」の選択数が過半数を占め（W：4庁、57.1%、B：15庁、51.7%）、1位回答数も多く（W：2庁、28.6%、B：11庁、37.9%）、対象者の幅広さが判断をより困難にさせている様子が見られた。表については紙幅の都合上省略する。

エ 実施に係る工夫点・留意点

乗車保護実施に係る工夫点・留意点について自由記述で回答を求めたところ、75庁中35庁(46.7%)から回答を得た。特記事項なしとした庁は40庁(53.3%)であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・仮釈放者の場合、保護観察所不出頭とならないよう指導
- ・乗車券購入を援助し、列車発車まで見届ける。
- ・最寄り駅から帰住先に電話するよう指導
- ・休日を含め乗車保護時の運転職員の配置は、多くの課・部門で調整
- ・同一日に乗車保護が複数発生した場合、出発時間を調整
- ・途中下車や不帰住を確認
- ・発車時刻に合わせて出所・配車時間・待ち時間等を調整
- ・乗車駅の職員と対処法を予め検討
- ・駅と施設間のバス運行につきバス会社の協力を得る。
- ・病院入院時は、看護師を同行させる。社会福祉士にも担当させる。
- ・官用車の使用状況を留意
- ・地図や時刻表の手交
- ・乗車保護に当たり、本人の意向も尊重する。乗車保護拒否の場合を想定しておく。
- ・乗車保護後、保護観察所に連絡する。
- ・受刑者の特質に応じて乗車保護を実施するか否か、実施する場合どこまで保護するか、を検討している。
- ・近隣住民に迷惑をかけないように配慮する。
- ・刑事施設出所者であることが分からないように配慮する。
- ・休日釈放者でも速やかに入院等が出来るよう地方自治体関係者と調整している。

オ 考察

乗車保護を実施するか否かについては、格別の基準はないが、各庁とも釈放に当たり先ずは不帰住・再犯防止を目途として、受刑者の特性を勘案した上で対象者を選択している。

精神や身体に疾患・障害を有する者や高齢者の場合、自力で駅まで行く、乗車券を購入する、病院や施設まで行く、といったことが難しい者が少なくないことから、広く実施されている。基本的に自力帰住等が困難な者に適用されている。

この他、暴力団離脱者等襲撃を受ける危険性のある者、出迎えない等から不帰住が危惧される者、短時日の間に所持金を浪費する危険性のある者、凶悪犯罪を累行して来た者等が実施検討の対象となっている。

また実施に際しては、乗車駅の職員と事前に連携体制をとっておく、保護を実施した後は、関係する施設や病院等に電話連絡しておく、休日の釈放もあるのでその場合のことも想定する、近隣に迷惑をかけないように警備体制について配慮する、

本人の意向を尊重する、刑事施設出所者であることが分からないように気を配る、といった様々かつ細やかな配慮がなされている。

(2) 帰住旅費及び被救護者旅客運賃割引証

ア 帰住旅費支給件数

平成21年1月1日から同年9月30日までの間の帰住旅費支給件数について、釈放訓令の第5条第1項関係（帰住旅費不足者）と同第5条第

2項関係（管理運営上の理由による管区外移送者）ごとに計上を求めた（表45）。

第1項関係は平均11.2件、第2項関係は平均19.7件であった。施設ごとの支給件数に大きなばらつきがあり、管区ごと、属性ごとで平均を比較する意味が小さいため、特徴的回答を取り上げる。

第1項関係では、上位4庁の支給件数が、全体の85%以上を占める一方、43庁（57.3%）は無支給であった（表46）。

第2項関係でも、上位9庁の支給件数が、全体の2/3を占める一方、31庁（41.3%）は無支給であった（表47）。

いずれも支給件数の多い庁は、管区外移送を多数受け入れている施設であることが共通している。

調査期間中、両旅費ともに支給していない庁は22庁（29.3%）であった。

イ 被救護者旅客運賃割引証交付件数

アと同期間の割引証交付件数を、①帰住旅費を支給した場合、②帰住のための旅費を差し引くと所持金が僅少である者、③その他の別に計上を求めた（表45）。

帰住旅費支給の場合が平均23.8件、所持金僅少の場合が平均46.2件、その他が平均16.2件であった。帰住旅費と同様、施設間のばらつきが大きかった。

帰住旅費支給の場合については、上位10庁の交付件数が全体の3/4を占める一方、

表45 帰住旅費・割引証支給状況

		平均値	標準偏差	合計
帰住旅費	訓令第5条1項関係	11.2	45.17	840
	訓令第5条2項関係	19.7	39.05	1477
割引証	帰住旅費支給	23.8	55.33	1788
	所持金僅少	46.2	75.83	3464
	その他	16.2	48.68	1199

表46 第5条第1項関係多数庁

	件数	%
1	315	37.5%
2	191	22.7%
3	113	13.5%
4	98	11.7%
合計	717	85.4%

表47 第5条第2項関係多数庁

	件数	%
1	191	12.9%
2	177	12.0%
3	131	8.9%
4	112	7.6%
5	93	6.3%
6	80	5.4%
7	78	5.3%
8	67	4.5%
9	63	4.3%
合計	992	67.2%

29庁（38.7%）では1件も交付がなかった。札幌管内施設における支給数が多いようだが、統計的な有意差は見られない（表48）。

所持金僅少の場合も、上位10庁で全体の57.2%を占める一方、13庁（17.3%）では1件も交付がなかった。交付件数の多い庁に特定の傾向は見られない（表49）。

また、その他の場合については、上位5庁で全体の2/3を占める一方、交付なしの施設が53庁（70.7%）あった。A系列の施設が多いが、その中でどのような傾向があるかまでは推測できない（表50）。

なお、調査期間中、いずれの条件についても割引証を交付していない庁は4庁（5.3%）であった。

ウ 帰住旅費支給及び被救護者旅客割引証交付にかかる苦勞・困難

帰住旅費及び割引証交付に係る苦勞・困難について自由記述で回答を求めたところ、75庁中30庁（40.0%）から回答を得た。特記事項なしとした庁は45庁（60.0%）であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

① 割引証

- ・割引証を交付したにもかかわらず、実際に使用しない者も少なくない。
- ・釈放者が勝手に帰住する最寄り駅を変更した。
- ・有効期間があることを知り、周辺を行楽後に帰住しようとする者が散見される。
- ・割引証交付の趣旨を理解せず、当然の権利かのごとく交付を願い出る者が多い。
- ・所持金を考え、運賃や経路を事前に調べなければならない。
- ・所持金が十分あるにもかかわらず、交付を申し出る者がいる。
- ・出所間近の帰住地変更。出迎え通知後の交通手段に変更。
- ・割引証・帰住旅費を交付しても帰住予定地には帰らず、予定とは異なる保護観察所から照会が来たことがある。
- ・帰住先最寄り駅が不明であることが多い。

表48 帰住旅費支給の場合

	件数	%
1	332	18.6%
2	273	15.3%
3	131	7.3%
4	113	6.3%
5	100	5.6%
6	98	5.5%
7	80	4.5%
8	78	4.4%
9	73	4.1%
10	69	3.9%
合計	1347	75.3%

表49 所持金僅少の場合

	件数	%
1	434	12.5%
2	331	9.6%
3	224	6.5%
4	219	6.3%
5	171	4.9%
6	148	4.3%
7	124	3.6%
8	119	3.4%
9	106	3.1%
10	104	3.0%
合計	1980	57.2%

表50 その他の場合

	件数	%
1	334	27.9%
2	179	14.9%
3	141	11.8%
4	95	7.9%
5	70	5.8%
合計	819	68.3%

② 帰住旅費

- ・年度末に帰住旅費予算が不足し、作業報奨金・領置金の少ない者から優先的に支給したが、不公平だとして苦情が出、対応・処理に追われた。
- ・現在の基準では、休日釈放の満期受刑者の場合、生活費が僅少となり、再犯につながりやすい。
- ・帰住旅費予算が少額で十分な支給が困難である。公平な支給に苦慮する。
- ・法令に則り、正確に運用しているつもりでも受刑者からは「ここは厳しい」と言われることがある。
- ・外国人の在留許可の決定が出所直前のため、帰住旅費支給決定の判断が遅れる。
- ・収容基準から必要性が低いとされていたようであるが、現実には対象者が多い。
- ・管区外受送者が多いと予算が不足する。
- ・管区外受送者の中には支給金額に不満を持つものがある。
- ・帰住旅費は全額支給されると思込んでいるものがある。

エ 帰住旅費支給及び被救護者旅客運賃割引証交付に係る工夫点・留意点

帰住旅費及び割引証交付に係る工夫点・留意点について自由記述で回答を求めたところ、75庁中23庁(30.7%)から回答を得た。特記事項なしとした庁は52庁(69.3%)であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

① 割引証

- ・釈放前の様々な機会に帰住旅費・割引証の適正使用について指導している。
- ・帰住地までの所要時間、乗継路線、料金について合理的な方法を検索し、出所時に交付している。
- ・担当職員が、所持金、帰住先、交通手段等を踏まえて判断している。
- ・旅費支給時や割引証発給時は、乗車保護し乗車券購入と乗車を確認している。
- ・誤交付防止のため、受領指印を徴している。

② 帰住旅費

- ・新幹線駅までのバス料金を計上する、事例によっては特急料金を計上する、作業報奨金を計上しない等により、十分な支給に配慮している。
- ・所持金があるものには支給しない。法令に則った執行に留意している。
- ・開庁当初は、管区外受送者全員に支給していたが、現在は、所持金5万円未満を支給基準としている。1万円以下を目途としている施設もある。
- ・長期受刑者は、作業報奨金が比較的高額になるので、支給の必要性は低い。
- ・事前に所持金等を調査の上面接し、実情を把握した上で検討する。
- ・予算事情により支給率を変更したり、所持金が一定額以上の者には不支給としたりしている。ただし、過去に満額支給された者もあり、不満対応に苦慮する。

オ 考察

帰住旅費については、配付予算額に制約があることなどが運用上のあい路となっ

ていて担当者をしばしば悩ませている。

各庁とも適正執行を心掛けているものの、予算上あるいは対象者数等から制限的に運用せざるを得ない状況があり、施設間の運用態様に差異を生じることとなっている。この点について、あるいはこうした施策を当然の権利として不満を表明する者があり、その対応に担当者は苦慮している。

その他、不正使用等の防止のための指導をはじめ経路や旅費等の検索結果の交付等々受刑者への対応はきめ細かくなっている。

(3) 帰住を助けるために必要な衣類（以下、帰住衣）等支給

ア 支給件数

平成21年1月1日から同年9月30日までの間の帰住衣支給件数は表51のとおり。

表51 帰住衣支給件数

	平均値	標準偏差	合計
帰住衣支給総数	10.5	21.31	784
① 冬の出所だが夏物衣類しかない場合	4.2	7.32	313
② 夏の出所だが冬物衣類しかない場合	2.8	7.83	212
③ 雨天の出所だが雨具等がない者	2.1	13.94	157
④ 歩行を補助するために杖等が必要な者	0.1	0.41	7
⑤ 体型が変化し、私物衣類が着用できない者	1.1	2.80	80
⑥ その他	0.5	1.13	34

※各条件の支給数には重複があるため、各条件の合計と総数は一致しない。

帰住衣支給総数は784件、1庁当たりの平均支給件数は10.5件（SD=21.31）であった。

施設ごとの支給件数にばらつきが大きく、管区、属性等で比較することにはそれほど意味がないと考えられるため、多数支給庁について取り上げる（表52）。

上位8庁の支給件数で全体の60%余を占める一方、調査期間中1件も支給のない施設も17庁（22.7%）ある。

多数支給庁は、大規模B指標施設に集中している。収容数の多さ、累犯者ゆえの支援者の乏しさ等が背景にあるものと推測される。

表52 帰住衣多数支給庁

	総数	①	②	③	④	⑤
1	132	2	8	120	2	0
	16.8%	0.6%	3.8%	76.4%	28.6%	0.0%
2	92	44	30	0	0	18
	11.7%	14.1%	14.2%	0.0%	0.0%	22.5%
3	82	24	58	15	2	0
	10.5%	7.7%	27.4%	9.6%	28.6%	0.0%
4	44	26	12	0	0	6
	5.6%	8.3%	5.7%	0.0%	0.0%	7.5%
5	34	9	15	0	0	10
	4.3%	2.9%	7.1%	0.0%	0.0%	12.5%
6	33	24	7	2	0	0
	4.2%	7.7%	3.3%	1.3%	0.0%	0.0%
7	32	7	10	7	0	8
	4.1%	2.2%	4.7%	4.5%	0.0%	10.0%
8	27	20	7	0	0	0
	3.4%	6.4%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	476	156	147	144	4	42
	60.7%	49.8%	69.3%	91.7%	57.1%	52.5%

※①～⑤は表51で示した各条件である。

イ 支給の内訳

アについて、条件ごとの支給件数を問うた（表51）。

出所時の季節・天候に合致した衣類等のない者への支給が中心であり、その他、体型が変化してしまった者、衣類・履物の汚損が著しい者、所持していない者等に支給している。支給件数は各庁で区々であり、いずれの条件についても、帰住衣全体の支給数上位庁が多数を占めている（表52）。

ウ 帰住衣の範囲（多肢選択等）

帰住衣として給与実績のあるものについて、回答を求めた（表53）。

衣類としている施設が最多であり、68庁（90.7%）である。次いで、靴・サンダル等（41庁、54.7%）、傘・カッパ等の雨具（20庁、26.7%）の順である。その他の3庁は、マフラーやベルト等である。

属性等ごとに帰住衣の範囲を見ると（表54）、雨具等の整備についてはA施設で割合が高く（8庁、47.1%）、杖等歩行を助けるものについても支給しているのはB施設のみである（4庁、13.8%）ことが分かる。帰住衣を整備していない割合はL施設で最も高い（2庁、25.0%）が、長期受刑者については作業報奨金が比較的高額となり、特別購入等の措置により自弁させるケースが多いためと思料される。

表53 帰住衣の支給の範囲

	N	%
衣類	68	90.7
靴等	17	22.7
靴・サンダル等	41	54.7
雨具（傘・カッパ）	20	26.7
杖等歩行を助けるもの	4	5.3
帰住衣整備なし	6	8.0

表54 帰住衣の範囲（属性ごと）

	属性等						合計
	A	B	L	Y	W	M・P	
衣類	14 82.4%	28 96.6%	6 75.0%	8 88.9%	7 100.0%	4 100.0%	67 90.5%
靴等	6 35.3%	6 20.7%	0 0.0%	1 11.1%	3 42.9%	1 25.0%	17 23.0%
靴・サンダル等	8 47.1%	17 58.6%	4 50.0%	4 44.4%	5 71.4%	3 75.0%	41 55.4%
雨具（傘・カッパ）	8 47.1%	8 27.6%	2 25.0%	0 0.0%	1 14.3%	1 25.0%	20 27.0%
杖等歩行を助けるもの	0 0.0%	4 13.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 5.4%
帰住衣整備なし	3 17.6%	1 3.4%	2 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 8.1%
合計	17	29	8	9	7	4	74

エ 帰住衣の支給・整備等に係る苦勞・困難

帰住衣の支給・整備等に係る苦勞・困難について、選択肢から優先度順に3つまで回答を求めた（表55）。

優先度1位回答では、「① 主として寄付による整備のため、出所者の体型等に合った物をそろえにくい」が最多である（35庁、46.7%）。以下は、③、④と続いている。苦労や困難を感じることは特にないとする庁は13庁（17.3%）である。

総回答数を見ても、基本的には体型にあったものの準備が難しいという意見が多く、次いで、②、④、⑤の順である。その他は、保管場所の問題、寄付が少ない、帰住衣の範囲の定め難さ等である。

表55 帰住衣の支給・整備に係る苦労・困難

	優先度			合計
	1位	2位	3位	
1 主として寄付による整備のため、出所者の体型等に合った物をそろえにくい	35 46.7%	5 9.6%	4 11.1%	44 58.7%
2 寄付される衣類には、古い、汚れている等、使用できない物も多い	4 5.3%	14 26.9%	5 13.9%	23 30.7%
3 体の大きい者などに支給できるサイズの衣類がない	11 14.7%	17 32.7%	10 27.8%	38 50.7%
4 帰住衣の要否を判断する基準が難しい	8 10.7%	5 9.6%	8 22.2%	21 28.0%
5 衣類の範囲をどこまで拡大してよいか悩む	3 4.0%	11 21.2%	5 13.9%	19 25.3%
6 苦労や困難を感じることは特にない	13 17.3%	0 0.0%	0 0.0%	13 17.3%
7 その他	1 1.3%	0 0.0%	4 11.1%	5 6.7%
合計	75 100.0%	52 69.3%	36 48.0%	163

オ 帰住衣の支給・整備等に係る工夫点・留意点

帰住衣の支給・整備等に係る工夫点・留意点について自由記述で回答を求めたところ、75庁中27庁（36.0%）から回答を得た。特記事項なしとした庁は48庁（64.0%）であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・保管場所が不足している。
- ・寄付を求めて整備している庁が多い。職員、保護司会、教誨師、更生保護女性会等からの協力を得ている。
- ・長期刑受刑者については、作業報奨金が多いことから自弁で準備させている。
- ・傘、ベルト、靴、下着等の支給希望があるが、対応が難しい。
- ・帰住衣は出来るだけハンガー等に掛けるなどして、適切な保管に努めている。
- ・種類、サイズ、季節ごとに分けて管理している。
- ・時代に合う物、新品に近い物、体型に合う物を支給している。
- ・支給を当然としている者がいる。

- ・釈放通知で依頼しているので、大半の引受人は予め送ってくる。
- ・トレーナー、Tシャツ、靴下等誰もが着られる物を揃えている。

カ 考察

衣類については、外部協力者や職員から寄付を募って調達している場合が多い。その他の、靴やベルト、雨具についても同様である。

保管方法、準備する衣類の種類等についても様々な工夫がなされており、出所時により適切な物を支給するように努めている。

なお、長期刑受刑者の場合、作業報奨金が多いことから自弁購入をさせている庁もある。

(4) 保護カード交付

ア 交付件数

平成21年1月1日から同年9月30日までの間の保護カード交付件数について、条件ごとに問うた（表56）。

表56 保護カード交付数

	平均値	標準偏差	合計
主として就労支援の必要性による交付	9.3	43.02	698
その他必要性による交付	38.5	44.34	2888

保護カードの給付総数は3586件であり、主として就労支援の必要性による交付は698件（19.5%）、その他の必要性による交付（すなわち、通常の更生緊急保護の対象者への交付）は、2888件（80.5%）である。

イ 交付基準・交付手続き

保護カードの交付基準、交付手続きについて自由記述で回答を求めた。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・交付を希望する者。
- ・頼れる知人・親族がない者。
- ・帰住地のない者。
- ・更生資金が乏しい者（所持金の多寡）
- ・必要の可否を調査の上交付する。
- ・就労意欲及び更生意欲の有無を条件の一つとする。就労支援が必要な者。
- ・帰住地が決まっても、当面の生活に困ることが予想される者。

ウ 保護カードの交付等に係る苦勞・困難

保護カードの交付等に係る苦勞・困難について、選択肢から優先度順に2つまで回答を求めた（表57）。

表57 保護カード交付に係る苦労・困難

	優先度		合計
	1位	2位	
1 更生緊急保護は最終手段という位置付けであるが、実際には他の機関と調整を図る余裕のないケースが多い	29 38.7%	10 19.6%	39 52.0%
2 必要性の有無に係る判断が難しい	11 14.7%	11 21.6%	22 29.3%
3 更生緊急保護の必要性が高いケースについては、カードを渡すだけの対応では不安を感じる	23 30.7%	26 51.0%	49 65.3%
4 苦労や困難を感じることは特にない	11 14.7%	0 0.0%	11 14.7%
5 その他	1 1.3%	4 7.8%	5 6.7%
合計	75 100.0%	51 68.0%	126

優先度1位回答では、①が最多であり、29庁(38.7%)、次いで③が23庁(30.7%)である。総回答数では、①と③の順が逆転している。苦労や困難を感じることは特にないとする庁は11庁(14.7%)である。

その他は、「保護カード交付者に対する保護観察所の保護の実情がよく分からない。」、「更生緊急保護に過大な期待を持つ者が多い。」、「更生保護施設帰住不可の者については、保護カードを交付しても宿泊場所の提供等の支援が受けられる可能性は低いため、その説明に苦慮する。」等である。

エ 保護カード交付等に係る工夫点・留意点

保護カード交付等に係る工夫点・留意点について自由記述で回答を求めたところ、75庁中26庁(34.7%)から回答を得た。特記事項なしとした庁は49庁(65.3%)であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・休日釈放の場合、緊急性が高い場合等々はもとより必要の都度保護観察所と連絡調整して、対応を依頼する。
- ・生活保護と誤解している者が多いので詳細説明を行っている。
- ・個人情報保護の観点から、交付簿様式ではなく、1名ごとの受領証方式とした。
- ・誤交付防止のため申し送り、本人確認を徹底した。特に休日に係る場合など。
- ・就労支援希望に係る交付については、希望者は多いものの実際の利用状況が把握できないため十分な指導には困難がある。
- ・保護カードを持って出頭しても希望通りの保護が受けられない場合がある、カードが絶対的なものではないことなどを教示している。
- ・希望しない者には、制度の趣旨説明を行い、最終確認を行っている。
- ・希望者には、出頭保護観察所の地図を交付している。

- ・カードは、釈放者に交付するので施設意見の記入については慎重を期している。
- ・ハローワーク、自治体福祉関係窓口等で支援希望の場合に利用できることを説明している。

オ 考察

基本的には、更生保護法第85条第1項の要件に該当する者を選定している。交付の希望の有無、交付の必要性の有無について面接調査等を通して確認した上で、交付対象を決定している。帰住地があり、保護者がいる者でも就労支援の必要があるとされその意欲のある者には、交付されている。

交付に際しては、保護カードが希望する支援を受ける上で必ずしも絶対的なものではないことを理解させ、無用の誤解を招くことのないよう指導に配慮している。

また、本人確認や事務引継ぎの徹底等に留意し過誤配付の防止に努めている、交付簿は帳簿方式ではなく1名ごとの受領証方式とし個人情報漏えいの防止を図っている、カードへの施設意見の記入には慎重を期している、ハローワーク等の支援機関での使い方を説明している、生活保護と誤解する者が多いので制度の趣旨説明をしている等々運用の円滑を期しての様々な配慮もなされている。

(5) 保護上移送

ア 移送件数

平成21年1月1日から同年9月30日までの間に実施した保護上移送の件数について問うたところ、移送については63件、受送については72件であった。

移送、受送ともに、施設間のばらつきが大きかった。移送については、上位4庁で全体の約60%を占める一方、実施無の施設も51庁(68.0%)あった。移送数の多い施設は、医療刑務所ないし医療重点施設であった(表58)。

受送については、上位6庁が全体の半数を占める一方、1件も受送のない施設が42庁(56.0%)あった。受送数の多い施設は、26条通報に係る指定医診察に便宜を図るための受送数が多い施設とおおむね一致した(表59)。

表58 保護上移送多数庁

	件数	%
1**	19	30.2%
2*	10	15.9%
3**	4	6.3%
4*	4	6.3%
合計	37	58.7%

*は医療刑務所

**は医療重点施設

表59 保護上受送多数庁

	件数	%
1	13	18.1%
2	7	9.7%
3	4	5.6%
4	4	5.6%
5	4	5.6%
6	4	5.6%
合計	36	50.0%

イ 対象者の特徴等

保護上移送を実施する対象者の特徴等について自由記述で回答を求めたところ、75庁中56庁（74.7%）から回答を得た。特記事項なしとした庁は19庁（25.3%）であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条による通報に基づく指定医診察を受ける必要のある者
- ・心身の障害等により単独帰住が困難な者
- ・特殊収容者（暴力団抗争関係者等）
- ・格別の条件はなく、必要に応じた判断による者
- ・更生保護施設の引受け条件が最寄施設への保護移送とされた者
- ・帰住地が管外、管外移入、出迎えなし、かつ所持金が不足している者
- ・帰住地が遠方、保護移送が特に必要と認められる者

ウ 実施に係る苦勞・困難

保護上移送実施に係る苦勞・困難について、選択肢から優先度順に3つまで回答を求めた（表60）。

総回答数は、③が34庁（45.3%）で最多であり、次いで、②が33名（44.0%）、④が30庁（40.0%）である。

優先度1位の回答では、②が最も多く（18名、25.4%）、④と⑤が同順（14庁、19.7%）で、①がこれに続いている（13庁、18.3%）。

優先度2位については、③、②、①の順、優度3では④を挙げる庁が多い。

その他の内容は、「帰住先の保護調整が不備のまま診察の都合で移送しなければならない場合がある」、「移送元施設の受入調整が不備であるため書類上は整っていても受送後に綿密な調整を要することが多い」、「措置不要となった場合の保護調整が時間的に難しくなる」、「移送認可に時間を要する」、「移受送の日程調整をめぐり先方施設と自所関係各課との利害調整が障害になる」等である。

エ 実施に係る工夫点・留意点

保護上移送実施に係る工夫点・留意点について自由記述で回答を求めたところ、75庁中19庁（25.3%）から回答を得た。特記事項なしとした庁は56庁（74.7%）であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・保護上移送を必要とする場合は、出来るだけ早期に、帰住先の保護観察所にも協力を求め受入状況を調査する、先方施設に打診し情報や意見の交換に努める、必要に応じ関係機関・病院等と調整するといった手続きに着手する。
- ・受け入れる場合は、予め移送元施設から情報を収集し、関係機関や病院等との連携を密にしておく。
- ・知的障害者の出所時の配慮についての判断が難しい。
- ・帰住先を確保した上で移送するよう留意している。

表60 保護上移送に係る苦勞・困難

	優先度			合計
	1位	2位	3位	
1 職員配置等の制約が大きい	13 18.3%	8 17.4%	7 23.3%	28 37.3%
2 帰住旅費等を支給するのみで 単独帰住可能か判断が難しい	18 25.4%	10 21.7%	5 16.7%	33 44.0%
3 公共交通手段での移送に耐え 得ない状況の者もいる	9 12.7%	20 43.5%	5 16.7%	34 45.3%
4 受入後出迎えがなくなるなど 状況が変わった場合の対応	14 19.7%	5 10.9%	11 36.7%	30 40.0%
5 苦勞や困難を感じることは 特でない	14 19.7%	0 0.0%	0 0.0%	14 18.7%
6 その他	3 4.2%	3 6.5%	2 6.7%	8 10.7%
合計	71 94.7%	46 61.3%	30 40.0%	147

- ・収容受刑者の特質からして、地元自治体への負担を軽減するために親族が引受けを拒否しても出来るだけ出身地等へ保護上移送をする方針である。

オ 考察

移送対象者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条の指定医診察を受ける必要のある者のほか、心身の障害等により単独自力での帰住が困難と認められる者が中心である。ただ、後者については困難度の判断が容易な者からなかなか難しい者まで幅があり、担当者にとり難題となっている。

移送に当たっては、移送元施設側が、受送施設はもとより、引受け先、帰住先、関係機関等との情報交換・連絡等を密接に行っていることが重要であり、書類上は整っていてもこうした点への配慮がないと手続きは円滑に進まないとの担当者が心掛けるべき基本的かつ重要な指摘がなされている。

(6) その他

ア 各庁意見

その他、釈放時保護に関して、苦勞・困難を感じたり、工夫や留意をしたりしている事項について自由記述で回答を求めたところ、75庁中26庁（34.7%）から回答を得た。特記事項なしとした庁は49庁（65.3%）であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・矯正施設による保護的措置をどの程度の基準で行うべきか判断に迷う。（高齢者等対象者の増加、部内職員配置の現状、他の受刑者とのバランス等）
- ・施設所在地自治体の負担を増加させないように常に配慮している。
- ・指定医診察の結果、措置入院不要とされた者の釈放時保護の対応に苦慮している。

- ・社会福祉士等の社会福祉の専門家の知識が欠かせなくなっている。
- ・休日釈放者対策を準備しておく必要がある。
- ・釈放時の保護上移送が難しい場合があることから、保護を要する疑いのある者の管区外移送は好ましくない。
- ・高齢、帰住地・引受人なし、所持金僅少といった者を釈放する際、その将来が心配になる。

イ 考察

矯正施設による保護的措置をどの程度の基準で行うべきか担当者は、頭を悩ますことが多い。また、施設と地元地域社会との関係では地域社会は究極の受皿ではあっても、主として財政事情から安易に利用できないため、何とかその負担を軽減させるようにあるいは増加させないように配慮している現状にある。

また、休日釈放者対策、移送後措置入院不要とされた者への対応については、予めの対応策の検討が欠かせない。

8 社会福祉士等について

(1) 社会福祉士の勤務の有無

有：66庁（88.0%）

無：9庁（12.0%）

(2) 社会福祉士等の関与による変化

社会福祉士等が勤務している施設に対し、社会福祉士等の関与による業務遂行や受刑者の反応等の変化について自由記述で回答を求めたところ、66庁中56庁（84.8%）から回答を得た。特記事項なしとした庁は10庁（15.2%）であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・福祉関係機関等との連携・調整が、幅が広がり、スムーズになった。
- ・受刑者からの教示願等への対応が、社会福祉士の助言等により迅速かつ適切になった。（専門的情報が入りやすくなった。不安解消に役立っている。）
- ・面接立会、連行、処遇部門との調整、各種起案文書作成等、職員の負担は増えている。
- ・立会を単なる保安に止めず、情報収集、国職員でなければ出来ない助言・指導等を行うことで業務の効率化と効果の最大化を図っている。
- ・受刑者に対する場面での対応が巧みで、専門家としての能力を発揮している。
- ・きめ細かい保護調整、釈放時保護の内容充実等が可能になった。
- ・保護業務全般に関与しており、実績は上がっている。
- ・専門知識を活用し満期釈放業務を担当してもらうことで保護担当者の業務負担軽減になっている。
- ・社会福祉士が面接したことで、どこかの施設に入所できると思ひ込む者がいる。

誤解の都度刑務官が指導している。

- ・分類職員の専門性の増、関係機関とのつながりの増等につながっている。
- ・福祉施設への入所が選択肢に加わった、障害者手帳を在監中に取得できるようになったことで、出所後の福祉的支援がスムーズになる。
- ・社会福祉士は相談があると即座に福祉的な機関につなげようと動き出してしまう傾向があるので留意が必要である。(受刑者の過剰な期待に結びつく。)
- ・釈放後の生計確保のために年金や生活保護の受給に関心を示す者が増えつつある。
- ・精神障害者の場合は、専門性のある職員でないと対応が難しいので、この点で精神障害者保護については質・量ともに大いに向上している。

(3) 今後の活用の在り方について

社会福祉士等の今後の活用の在り方について自由記述で回答を求めた。社会福祉士等が勤務していない施設については、刑事施設全体でどのような活用の在り方が望まれるかを問うた。75庁中66庁(88.0%)から回答を得た。特記事項なしとした庁は9庁(12.0%)であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・26条通報関連業務
- ・特別調整の対象者選定業務
- ・新たな社会資源の開拓
- ・釈放時保護の充実
- ・受刑者親族、地方自治体・福祉施設等関係機関等との連絡・調整業務
- ・審査保護業務全般に従事しており活動範囲は広い。
- ・有資格者ではあっても矯正施設や受刑者についての知識や経験が皆無なので、矯正施設についての理解と勤務心得を身に付けさせ、刑執行開始時や釈放前の指導、面接等のうち保護に関する部分を担当させるなどして保護業務の充実に努めたい。
- ・福祉業務についての職員研修や受刑者教育の担当を検討している。
- ・すべての者を保護調整の対象と捉えているので、関与の基準等について指導し、活用につなげたい。
- ・出所後の生計確保に必要な福祉サービス受給等の申請手続きの援助、病院等との連絡調整、福祉サービスに関する知識付与のための助言指導に従事させたい。
- ・社会福祉士が女性の場合、面接方法、面接場所等に工夫し活用を図りたい。
- ・特別調整に該当しない受刑者の個別支援計画策定を基調とした活動をさせたい。
- ・実務経験豊富な社会福祉士は、一般病院等でも重要な役割を担っている。そうした事情を考慮し、フレキシブルな勤務形態を採用する必要がある。
- ・施設立地条件から、関係機関への訪問調整に時間を要し、非常勤職員を活用しにくい面があるため、適宜工夫をしたい。
- ・需要が多いことから、専門的知識を生かし綿密な調整、一層の福祉サービスの受給などが出来るようにと期待している。

- ・常勤職員の配置を希望する。(業務遂行, 関係機関との信頼関係, 連行立会等による業務増等の種々の制約, 良質スタッフの継続的確保)
- ・単年度ではなく継続的な採用・配置を望む。
- ・公募採用であるが, 矯正の現場で積み上げた経験を生かす, 関係機関との信頼性が継続的に保つといった必要からすると, 出来る限り毎年同一人物を採用したい。
- ・社会での実務経験豊富な社会福祉士が必要である。有資格者であっても, 実務経験が乏しかったり, 地元ネットワークがなかったりした場合は実効性が乏しい。

(4) 考察

専門性にかんがみ, その点を生かした広い分野で活躍を期待する意見が中心である。現在, 刑事施設には, 円滑な社会復帰, 再犯の防止に当たり, 様々な社会福祉的な手当てを必要としている高齢者や心身にハンディキャップを有する者が多く, 保護業務の充実を図る上で専門的知識を有する社会福祉士の役割は大きいと各施設とも考えている。

社会福祉士の分担業務については, 各庁が自庁職員や全体組織の有する固有の能力の幅をより拡大する形で活用することに腐心しており, 期待も大きい。

また, 保安上の観点等から施設内での単独行動や単独面会等に制約が生じ, 職員配置に負担が増加するといった解決を要する問題も抱えている。

多くの多様な意見の内, 特別調整体制のような制度の中にどのように位置付けて, 自庁の処遇体制の中でどういった役割を求めるのかを考えているといった, 専門家の生かし方についての一つの見識を示す意見があったが, こうした点について試行錯誤を繰り返しているようであり, 安定的な制度運営に向けた各庁に共通する課題であろう。

9 住民票及び援護の実施主体・窓口等

(1) 民票の設定及び援護の実施主体・窓口の特定等に係る苦勞・困難

住民票の設定及び援護の実施主体・窓口の特定等に係る苦勞・困難について自由記述で回答を求めたところ, 75庁中40庁(53.3%)から回答を得た。特記事項なしとした庁は35庁(46.7%)であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・住民登録の届け先(最終居住地)の確認が難しい。(戸籍附表の活用にも限界がある。すべてに限界がある。常に手探りの状態にある。)
- ・救護施設入所については, たらい回しにされることが多い。
- ・受刑者自身が最終居住地・住民票提出場所を承知していないために援護の実施が遅れる場合がある。
- ・職権消除等の場合があり, それを本人が十分に把握しておらず, 改めて照会を要する場合がある。
- ・戸籍や住民票の記録がない者は, 施設所在地自治体に依頼せざるを得ないが, 対

象者が多すぎる、居住実体がない等の理由で支援に難色を示される場合がある。

- ・ 犯罪・受刑による生活保護打ち切り等に対し、受刑者が担当者を逆恨みしがちな
ので、法の趣旨等を十分説明している。
- ・ 様々な支援を受けるに際しても居住地が定まらなると様々な保護手続きが進まず、
その設定に苦慮する。
- ・ 市役所との交渉も生活支援課、障害福祉課、介護保険課、長寿福祉課と複数化に
またがり、その上不動産屋との調整まで含まれるなど、受付窓口や管轄等が複雑
で苦慮するが多い。
- ・ 釈放時保護に当たり、住民票が置かれている自治体（刑務所現地主義）と施設
所在地自治体（住民票地主義）の双方から忌避される。しかし、施設所在地自治
体に負担が重なると関係悪化につながる。
- ・ 施設所在地を現住所とすることは、通達上は可能だが、帰住予定地を探し出して、
そこを現住所とする方針でいるため、設定は容易ではない。
- ・ 過去の居住地自治体は、住民票が残っていても援護には拒否的な場合が多い。
- ・ 自力では自治体での手続きが困難であったり、手続きを放置したりする者が多い。
- ・ 療育手帳は、取得審査に当たり小学校時の成績等の情報を求められるが、ほとん
ど入手困難である（文書の保管期限の問題など）。
- ・ 自治体ごとに予算、考え方、熱意等にばらつきがあり、また、生活保護と福祉
サービスが連携していないことも多く、結果として対応に差異・温度差が出る。
- ・ 委任状を必要とするため、何度も関係機関へ足を運ばなければならない。

(2) 住民票の設定及び援護の実施主体・窓口の特定等に係る工夫点・留意点

住民票の設定及び援護の実施主体・窓口の特定等に係る工夫点・留意点について自由記述で回答を求めたところ、75庁中30庁（40.0%）から回答を得た。特記事項なしとした庁は45庁（60.0%）であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・ 最寄りの地方自治体とのつながり・情報交換等を大切にしている。
- ・ 社会福祉士を活用している。
- ・ 自治体に挨拶に行くなどして、直接的な関係の形成・維持に努めている。
- ・ 施設所在地が、小規模自治体のため、近隣の大都市との折衝を当初から心掛ける。
- ・ 自治体に対しては、釈放後のプランを示して対応している。
- ・ 本人からの情報に加え、戸籍の附票等も活用する。
- ・ 個人情報の漏えいと関係機関への情報提供との仕分けが難しい。
- ・ 住民票所在地に保護依頼することを原則としている。調整不調の者や住民票のない者については、理解があり、関係も良い施設所在地の自治体に頼りがちである。
- ・ 帰住地に住民票があっても居住実態のない者は、施設所在地を現在地として処理せざるを得ない。
- ・ 帰住自治体等関係機関に対して、刑余者の特殊事情（自力での求援助が困難、印

鑑不所持、金銭不所持等々)を説明し、援助の必要性についての理解を得る。

- ・地域生活定着支援センターを有効活用する。
- ・高齢者については、住民票の異動等は、職員が代行している。
- ・関係機関とは、早期の連絡・情報交換に努めている。
- ・施設所在地への帰住(=福祉サービスの適用・受給)の集中を避けるため、帰住を希望し、親族も所在する自治体に通報するようにしている。
- ・より上位の行政機関とも相談・協力依頼ができるようにしている。

(3) 考察

受刑者が出所後に様々な公的扶助・保護措置を受ける前提となる住民票については、昭和36年7月6日付け矯正局長通達「刑務所に入所している者の住民登録」において、“刑務所に入所している者については、一般に入所前の住所で住民登録すべきであり当該刑務所を住所と認めないのが相当であるが、入所前住所を有しなかった者その他特別の事情のある者については、本人の申出により、当該入所中の刑務所を住所として、住民登録をしてさしつかえない。”とされていることを根拠として、刑事施設における保護実務においては、第一義的には、入所前の住所に住民登録を行う手続きを採っているというのが一般的である。

しかし、個々の事例についての自治体との折衝では、住民票がある者、入所前住所が明確な者であっても当該地への帰住が公的扶助を伴う場合、保護担当者は大きなエネルギーを注いでいる。ましてや入所前に住所不定であったり、住民票が削除されていたりする場合、そうした者について新たに施設を住所として住民登録を行うための作業は、困難を極めているという実情にある。

こうした点に関連して各施設が上げている保護手続き遂行上の具体的なあい路は、受入れ地方自治体には公的扶助のための財政負担や住民の治安に対する不安の増大が基底にあり、自治体や関係機関の所管セクション間の連携が不十分であったり、受刑者の社会復帰支援に対する理解が不足している、刑事施設側も公的扶助等に関する専門知識が不足している、さらに、当該者自身が支援に不熱心であったり自力対応能力が低かったりするといった点にある。そして、一つひとつの事例の中でこれらが輻輳して複合的に解決しなければならない難しい問題となっている。

その解決のために各施設の担当者は、地道な努力を重ねている。例えば、関係機関との連携にあたり電話連絡だけでは済まそうとはせず、フェイストゥフェイスの関係形成を心掛け、その場合、保護担当職員に止まらず、最近導入された社会福祉士もその任に当たり、日頃から良好な人間関係の維持に努めている。また、早期からの情報交換を心掛ける、説明のための資料を準備する、高齢者などの場合は、受刑者に代わって職員が代行できるものはその旨取り計らう、施設所在地への帰住が集中しないように可能なものについては調整するなどの細かな配慮をしている。

なお、関係機関への情報提供については、その内容が個人情報であることから慎重

な取扱いがなされている。

10 保護的措置の実施に際して特に苦労や困難が伴うケース

(1) 苦労や困難を感じる事が特に多いケース

保護的措置を実施するに際し、苦労や困難を感じる事が多いケースについて、選択肢から優先度順に3つまで回答を求めた(表61)。

優先度1位は、“⑤重病患者”(18名, 25.0%)であり、次いで“①知的障害のある者”と“②精神障害のある者”(14名, 19.4%), “④高齢で介護を要する者”(12名, 16.7%), “③身体障害・疾患のある者”(8名, 11.1%)を挙げている。

“④高齢で介護を要する者”については、優先度2位以降で回答が増え、総回答数は49庁(65.3%)で最多である。高齢者の保護的措置に係る負担の大きさがうかがわれる。総回答数2位以降は、“②精神障害のある者”, 次いで、“③身体障害・疾患のある者”と“⑤重病患者”が同順である。重病患者については、措置に係る緊急性の高さから優先度で上位となるが、長期的に見ると様々な対象者に関して困難があることが分かる。

その他は、「引受人がない障害者, 高齢者」, 「帰住地・居所が定まっていない者」, 「性犯罪者」, 「無期懲役受刑者」等である。該当なしとした施設は3庁である。

表61 保護的措置の実施に際して特に困難や苦労が伴うケース

	優先度			合計
	1位	2位	3位	
1 知的障害のある者	14 19.4%	3 4.5%	8 14.3%	25 33.3%
2 精神障害(知的障害以外)のある者	14 19.4%	10 14.9%	8 14.3%	32 42.7%
3 身体障害・疾患のある者	8 11.1%	13 19.4%	9 16.1%	30 40.0%
4 高齢で介護等を要する者	12 16.7%	25 37.3%	12 21.4%	49 65.3%
5 重病患者	18 25.0%	5 7.5%	7 12.5%	30 40.0%
6 生活保護受給の必要性がある者	2 2.8%	8 11.9%	6 10.7%	16 21.3%
7 複数の障害等を併せ持つ者	2 2.8%	2 3.0%	4 7.1%	8 10.7%
8 その他	2 2.8%	1 1.5%	2 3.6%	5 6.7%
合計	72 96.0%	67 89.3%	56 74.7%	195

表62 保護的措置の実施に際して特に困難や苦労が伴うケース

	管区												合計 (75)					
	札幌管区 (8)	仙台管区 (7)	東京管区 (17)	名古屋管区 (9)	大阪管区 (10)	広島管区 (9)	高松管区 (4)	福岡管区 (11)										
1	3 37.5	2 25.0	2 28.6	1 14.3	6 35.3	3 17.6	3 33.3	1 11.1	3 30.0	3 30.0	4 44.4	3 33.3	0 0.0	0 0.0	4 36.4	1 9.1	25 33.3	14 18.7
2	7 87.5	2 25.0	3 42.9	1 14.3	6 35.3	3 17.6	2 22.2	1 11.1	5 50.0	2 20.0	3 33.3	0 0.0	2 50.0	2 50.0	4 36.4	3 27.3	32 42.7	14 18.7
3	4 50.0	1 12.5	2 28.6	1 14.3	5 29.4	1 5.9	4 44.4	2 22.2	4 40.0	0 0.0	2 22.2	1 11.1	1 25.0	0 0.0	8 72.7	2 18.2	30 40.0	8 10.7
4	5 62.5	1 12.5	3 42.9	1 14.3	7 41.2	1 5.9	9 100.0	3 33.3	6 60.0	2 20.0	6 66.7	1 11.1	4 100.0	1 25.0	9 81.8	2 18.2	49 65.3	12 16.0
5	3 37.5	2 25.0	1 14.3	1 14.3	9 52.9	7 41.2	5 55.6	2 22.2	4 40.0	3 30.0	3 33.3	1 11.1	0 0.0	0 0.0	5 45.5	2 18.2	30 40.0	18 24.0
6	0 0.0	0 0.0	1 14.3	0 0.0	5 29.4	0 0.0	2 22.2	0 0.0	2 20.0	0 0.0	1 11.1	1 11.1	2 50.0	0 0.0	3 27.3	1 9.1	16 21.3	2 2.7
7	0 0.0	0 0.0	2 28.6	1 14.3	3 17.6	0 0.0	1 11.1	0 0.0	1 10.0	0 0.0	1 11.1	1 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	8 10.7	2 2.7
8	0 0.0	0 0.0	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 11.1	0 0.0	2 50.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	4 5.3	1 1.3
合計	22	8	15	6	41	15	26	9	25	10	21	8	11	4	33	11	195	72

※上段は回答庁数, 下段は%, 斜体は優先度1位の回答庁数及び%, %は()内に示した各管区ないし合計の施設数を分母として計算。

表63 保護的措置の実施に際して特に困難や苦労が伴うケース

	犯罪傾向の進捗・属性										合計 (74)			
	A (17)	B (29)	L (8)	Y (9)	W (7)	M・P (4)								
1	5 29.4	2 11.8	12 41.4	8 27.6	1 12.5	0 0.0	4 44.4	3 33.3	2 28.6	1 14.3	1 25.0	0 0.0	25 33.8	14 18.9
2	7 41.2	1 5.9	15 51.7	8 27.6	3 37.5	2 25.0	3 33.3	1 11.1	3 42.9	1 14.3	1 25.0	1 25.0	32 43.2	14 18.9
3	8 47.1	4 23.5	14 48.3	2 6.9	3 37.5	0 0.0	1 11.1	0 0.0	2 28.6	1 14.3	1 25.0	0 0.0	29 39.2	7 9.5
4	9 52.9	3 17.6	19 65.5	2 6.9	7 87.5	3 37.5	4 44.4	2 22.2	6 85.7	1 14.3	3 75.0	1 25.0	48 64.9	12 16.2
5	7 41.2	4 23.5	12 41.4	8 27.6	2 25.0	2 25.0	2 22.2	0 0.0	3 42.9	2 28.6	3 75.0	2 50.0	29 39.2	18 24.3
6	5 29.4	0 0.0	4 13.8	1 3.4	4 50.0	1 12.5	1 11.1	0 0.0	1 14.3	0 0.0	1 25.0	0 0.0	16 21.6	2 2.7
7	1 5.9	1 5.9	4 13.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 14.3	1 14.3	2 50.0	0 0.0	8 10.8	2 2.7
8	0 0.0	0 0.0	2 6.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 22.2	2 22.2	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 6.8	2 2.7
合計	42	15	82	29	20	8	17	8	19	7	12	4	192	71

※上段は回答庁数, 下段は%, 斜体は優先度1位の回答庁数及び%, %は()内に示した犯罪傾向の進捗・属性ないし合計の施設数を分母として計算。

管区ごと, 属性ごとの回答数は表62, 63のとおりである。

各管区, 各属性で, 困難を感じている対象者には微妙な違いがうかがわれる。札幌管区においては, “②精神障害のある者”, “④高齢で介護を要する者”, “③身体障害・疾患のある者” の順で困難を感じている施設が多い。仙台管区においては, 他と比較すると “⑦複数の障害等を併せ持つ者” の選択数が多い。東京及び名古屋管区においては, “⑤重病者” に対する回答が多い。大阪管区においては, “④高齢で介護を要する者”, “②精神障害のある者” に係る困難を感じている施設が多い。広島管区では, “①知的障害のある者”, “④高齢で介護を要する者” の割合が高い。高松管区に

においては、“②精神障害のある者”、“⑥生活保護受給の必要性がある者”の順で、福岡管区においては、“④高齢で介護を要する者”、“③身体障害・疾患のある者”の順で困難を感じている様子がうかがわれる。

属性等については、A施設では、“④高齢で介護を要する者”、“③身体障害・疾患のある者”、“⑤重病患者”の回答数が多い。B施設では、総回答数では“④高齢で介護を要する者”、“②精神障害のある者”に対する回答数が多く、1位回答数では、“①知的障害のある者”、“②精神障害のある者”、“⑤重病患者”の割合が高い。困難を感じる対象者の幅広さがうかがわれる。L施設では、“④高齢で介護を要する者”に回答が集中しており、長期受刑中の高齢化が影響している可能性がある。また、“⑥生活保護受給の必要性がある者”の割合も高い。Y施設では、“①知的障害のある者”に対する回答数が比較的多い。W施設では“④高齢で介護を要する者”に回答が集中している。M・P施設では、“⑤重病患者”、“④高齢で介護を要する者”、“⑦複数の障害等を併せ持つ者”の回答数が多く、施設の特徴が反映されている。

(2) 保護的措置の実施に係る苦労・困難

(1)で示した身体疾患、精神障害、知的障害、高齢要介護等を有する者について保護的措置を実施するに当たっての苦労・困難について自由記述で回答を求めた。主な回答は次のとおりである。

- ・親族が引受けを拒否する、あるいは、適当な引受人が見つからない。
- ・本人のモチベーションが低い、知的制約に伴う見当違いや理解困難といった問題が生じている。
- ・特別調整対象に選定しても施設所在地に地域定着支援センターが未設置である。
- ・更生保護施設の機能も限定的である。
- ・引受人なしでは、公的扶助も病院入院も難しい。
- ・療育手帳の取得要件が厳しい。
- ・刑事施設側の福祉に関する知識が不足している。
- ・刑務所出所者というだけで話しも聞いてもらえない、施設へのパトタッチの道が閉ざされてしまう（刑務所に関する理解不足）。
- ・障害の程度が軽いと自立困難でも保護受給が難しい。
- ・保護的措置を必要とする高齢要介護者が多い。
- ・26条通報を行っても地方自治体から措置診察に指定医が派遣されることが少ない。
- ・不況により求職自体が難しい。

(3) 保護的措置の実施に係る工夫点・留意点

(2)のような苦労・困難に対処するための工夫点・留意点について自由記述で回答を求めたところ、75庁中50（66.7%）庁から回答を得た。特記事項なしとした庁は、25庁（33.3%）であった。主な回答は次のとおりである。

- ・施設内で社会福祉士との連携を強化し、保護関係業務の分掌の見直しを図り、保

護観察所をはじめとする関係機関との調整が円滑に行えるようにしている。

- ・ 刑務官ではなく社会福祉士が、帰住地等に関して受刑者の感情調整を行っている。
- ・ 病院のケースワーカーとの連携を図っておく。
- ・ 近隣矯正施設とも協力して、福祉施設等の情報収集を日頃から欠かさない。
- ・ 関係機関との連携体制を強化すべく日頃から心がけている。
- ・ 当該受刑者と根気強く面接を行う。
- ・ 療育手帳については、出所前の先行取得、代理判定制度の活用等に努めている。
- ・ 矯正施設への理解を深めてもらうための広報活動を行う。
- ・ 引受人・家族との連絡・情報交換を根気強く行う。
- ・ 所内資料を活用して詳細な受刑者情報を収集しておく。
- ・ 受刑者に対する利用可能な福祉サービスや相談窓口に関する情報を提供するとともに地方自治体との交渉法を教授しておく
- ・ 近隣病院との良好な関係の維持に努める。
- ・ 協議会や連絡会を活用して関係機関と良好な関係を保つようにしている。
- ・ 必要最低限の保護的措置を欠かすことなく行う
- ・ 特別調整制度を活用する。
- ・ 不動産業関係者とも良好な関係を維持しておく。
- ・ 出所日前の生活保護の申請を可能とするよう自治体に申し入れている。
- ・ 出所当日にNPO法人の協力を得て生活保護申請手続きを行っている。
- ・ 医療機関について専門領域を含め情報収集をしておく。
- ・ 地域生活定着支援センターの協力下で保護的措置を実施しているため、福祉サービスの申請を始めとし保護的措置の実施が容易になった。

(4) 考察

(2)にあるように保護的措置を採る上でのあい路が多々ある（あい路が複合している場合もしばしばである）ことから、医療機関、福祉施設、更生保護施設等へ入所させるための地方自治体や関係諸機関との関係調整・交渉については、刑務所側が行う“どの機関に帰住させるのか”についての判断も含め、困難を極めている。

そして、各庁とも保護的措置実施のあい路打開のために様々な努力を重ねており、その具体例が紹介されている。しかし、どの事例についても決して容易なことではなく、“定まるまで次々に打診するしか方法がない”，“受入れ施設を探すのに苦慮している”，“数多くの機関にお願いするしかない”，“最後に残された、施設として出来る手立ては、乗車保護しかない。”といった生々しい声にあるような苦労が基底に在っての各庁意見である。

11 その他

(1) 保護相談

ア 相談件数等

保護的措置の観点から、被收容者の親族・引受人等からの相談に対応することがあるかを問うたところ、「有」とした庁が27庁（36.0%）、「無」とした庁が48庁（64.0%）であった。

「有」とした27庁について、平成21年9月1日から同年9月30日の間の相談件数を問うたところ、合計56件であった（27庁中5庁は、この間の相談なし）。

なお、「無」とした庁については、調査期間中に相談がなかったという趣旨と推測される。相談があった場合に、何らの対応もしないことは考えにくいからである。

イ 相談にかかる苦勞・困難

アで「有」を選択した施設に対し、相談への対応に係る苦勞・困難について自由記述で回答を求めたところ、27庁中16庁（59.3%）から回答を得た。特記事項なしとした庁は11庁（40.7%）であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・病院移送後に刑の執行停止になる場合の医療費の支払いに関する相談
- ・本来保護観察所等の他機関の所管事項に関する相談
- ・身元引受け等をめぐり親族の相談内容と受刑者の意向とが異なったり、矛盾したりする場合
- ・本人情報をどの程度伝えれば理解が得られるかの判断が難しい。
- ・家族の求めに応じて出所前に介護保険認定手続きを進めた。
- ・相談窓口に関する相談が多い。
- ・引受け意思を明確にしない引受人の説得
- ・引受けに伴う多額の費用負担への危惧及びそれに伴う引受け拒否

ウ 相談にかかる工夫点・留意点

アで「有」を選択した施設に対し、相談への対応に係る工夫点・留意点について自由記述で回答を求めたところ、27庁中16庁（59.3%）から回答を得た。特記事項なしとした庁は11庁（40.7%）であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・保護観察所、病院、地方自治体等相談内容に関連する機関との連絡調整・引継ぎ等を密に行っている。
- ・本人と家族等・相談者との関係をよく把握して対応する。
- ・相談・説明の最後に先方の理解状況を確認する。
- ・相談時は、ていねい、話をよく聞く、相手を刺激しない、誤解されない、突き放さない、勝手な判断で即答しない、不安や不信感を与えないといったことに留意している。
- ・判断材料は提供するが、判断するのは親族であるという立場を明確にする。
- ・確実に調べ、回答可能な内容を早期に回答する。

エ 考察

保護相談は、相談者が引受人になるか否かの判断材料にするために行われることが多いが、利害調整や紛争解決という色彩が強いことから、各庁とも対応は慎重である。もとより受刑者の円滑な社会復帰に向けての調整なので双方の互いに対する否定的感情の緩和に始まり、保護的措置に関する方途や手続きの説明、また説明のための正確な知識の習得、関係機関との緊密な連携、情報交換・引継ぎ等に意を用いている。対応の態様は、相談者により異なろうが、丁寧、親切、受容、正確なニーズ把握及び情報提供、さらには中立的立場の維持といった基本姿勢を心掛けている。

(2) 地域の特徴等

保護的措置の実施に際しては、地域事情、被收容者の特徴等により、各施設に特有の工夫や苦労があると思料されることから、地域事情と被收容者の特徴について自由記述により回答を求めた。

ア 地域事情

75庁中38庁（50.7％）から回答を得た。特記事項なしとした庁は37庁（49.3％）であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・就職先を含め活用できる社会資源が乏しく、受入れも難しい。（北海道）（東北）（中部）（近畿）（四国）（九州）
- ・道外自治体との調整交渉では、なかなか理解が得られず、時間と労力を要する。（北海道）
- ・財政面から見て地元の福祉支援を得にくい。（北海道）（九州）
- ・施設が市街地にあるので関係機関と調整しやすい。（北海道）
- ・施設が市街地から離れているので関係機関との調整に苦労する。（中国）（九州）
- ・施設所在地が交通の便が悪く、保護支援上難が生じやすい。（北海道）（東北）（近畿）（中国）（九州）
- ・施設所在地の交通事情が良く、帰住に便利である。（関東）
- ・地域の犯罪者・受刑者に対する理解が乏しく、受入れ等の支援を得るのに苦労する。（東北）（関東）（中部）
- ・地方自治体担当者の理解によるところが大きい。地元福祉との連携を重視している。（東北）（関東）
- ・帰住地未定の者はすべて地方自治体に保護を依頼している。（関東）
- ・施設運営に地域から協力を得ているので、出所者が地元で問題を起こさないようにするためにも保護的措置は重要課題である。（関東）
- ・施設所在地近隣に受皿となる医療施設・保護施設・福祉施設が少ない。（関東）（四国）（九州）
- ・地域経済事情が良く、他庁と比較して就労環境は劣悪とまで言えない。（中部）
- ・地域生活定着支援センターが設置されていない。（中国）（四国）

イ 考察

各庁からの意見をみると“地域事情”や地域差というよりも、帰住の確保という点からすると、“僻地にある”，“交通の便が悪い”と述べられているところから“施設の立地条件”が、また、病院を含む受入れ施設の確保という点から見ると“施設所在地域の医療・福祉事情”に依存しているところが多いといえる。

経済不況の就労支援に及ぼす負の影響は大きく、また、地方自治体の財政事情についても同様である。

制度設計がなされた地域生活定着支援センターについては、未設置地域が多い。

ウ 被収容者の特徴

75庁中50庁（66.7%）から回答を得た。特記事項なしとした庁は25庁（33.3%）であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・高齢釈放者の増加（長期施設、高齢新収容）が見込まれ、自立が困難で養護や医療を必要とする上、引受けも不良な受刑者が増加することから福祉措置対策が必要になる。
- ・初犯者は、親族等への引受け調整が容易である。
- ・累犯者（B指標受刑者）は身元引受けのない者が多い。
- ・前刑後の保護的措置において失敗した者の再度の施設受入れ、さらには保護調整は困難が伴う。
- ・他管区からの入所者は、遠方帰住の場合が多く、保護調整は、困難が生じやすい。
- ・高齢で障害を有する累犯者の帰住調整はなかなか難しい。
- ・高齢化に対応して、社会福祉士と共に社会資源の開拓をしておく。
- ・Y施設は、保護的措置を採る場合の困難は少ない。
- ・初犯でも引受け関係不良の者が多い。
- ・初犯者なので、帰住予定地が全くないという者は、稀である。
- ・精神あるいは身体に障害を有する者の場合、保護的措置の必要性は高い。
- ・長期施設では①引受人の高齢化、死亡等による引受け不可となりやすい、②事件内容から更生保護施設に引受けを拒否される、③作業報奨金が比較的高額になり、生活保護受給の緊急性は低い、④受刑者の高齢化が進む、といった特徴がある。
- ・B指標受刑者の場合、出所後の拘束を嫌う、行政への反発心が強い、自己中心的で考えが偏っている、対人関係不良といった資質の問題がある上、親族と疎遠で他に頼れる知人もいない、福祉に頼ることへの抵抗感がある、安易に翻意する、住民票がないため援護の実施主体が決まりにくいといったことから、行政・福祉サービスに乗りにくい。
- ・A指標短期刑受刑者でも、引受け調整不良のため満期釈放となるケースがある。
- ・高齢者は、単独帰住が可能か否かの判断が難しい。
- ・ほとんどの受刑者が保護的な支援を受けるのを当然と思っている。

- ・ B指標受刑者は、施設には適応するが、釈放後の就労が難しく、再犯に至りやすい。
- ・ 身体・精神の疾患者については調整に困難も生じやすいが、他の大部分は、地元出身者なので釈放時調整は比較的容易である。

エ 考察

被収容者の特徴をみると、処遇指標を問わず出所時の受刑者の高齢化に伴う様々な問題（身体・精神疾患、性格偏倚、引受け状況の悪化、就労難等々）から、行政・福祉サイドの支援に乗りにくくなっていることが分かる。もとより、一般的な累犯受刑者についても抱える問題は重複しており、今後とも対象人員の増加が必須となっていることと相俟って、保護的措置をめぐる種々の対策を強化していかなければならないと考えられている。

Y指標受刑者、A指標受刑者、地元出身受刑者等については、釈放時調整は比較的容易であるという意見もある。

(3) 今後の課題・留意点

ア 重点的に取り組んでいくべき課題

今後受刑者に対する保護的措置の充実を図る上で重点的に取り組むべき課題について自由記述で回答を求めたところ、75庁中63庁（84.0%）から回答を得た。特記事項なしとした庁は12庁（16.0%）であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・ 高齢受刑者・高齢釈放者・障害者の福祉的措置の充実
- ・ 高齢受刑者教育（あきらめ・ホームレス志向、開き直りといった高齢者の意識）の充実（動機付け、福祉関連情報の提供、関係諸手続きの学習等）
- ・ 特別調整の充実、当該制度運用のための受刑者教育・社会環境の整備（受入れ指定病院、受入れ指定施設の設定等々）、さらには、対象者選定基準の拡大
- ・ 関係機関との連携の強化、担当者間の認識の共有化（担当者の意識変革、施設の入入れ基準・受入れ方法の情報共有等）
- ・ 各種受入れ施設の開拓・拡充・広域化
- ・ 保護観察制度の充実
- ・ 保護上の手続き等（介護認定、療育手帳の取得、生活保護申請等）のうち施設でできることは、施設で実施する体制を作る。
- ・ 就労支援制度の活用
- ・ 施設内の保護実施体制の整備・充実
- ・ 地域生活定着支援センター設立への期待
- ・ 休日釈放者、重病者・重い障害を有する者、不有金者、親族等のない者、居住場所のない者、こうした負の条件を併せ持つ者等の措置のための体制作り
- ・ 保護的措置を受けた釈放者に対しては、引き続き指導できる（行政が関与でき

る) システムが必要。

イ 充実化を図る上で留意すべき事項

今後受刑者に対する保護的措置の充実を図る上で留意すべき事項について自由記述で回答を求めたところ、75庁中57庁(76.0%)から回答を得た。特記事項なしとした庁は18庁(24.0%)であった。各庁意見の主な内容は次のとおりである。

- ・保護的措置は、一時的措置に止まることなく、再犯防止につなげる継続的措置を念頭に置いたものとする。
- ・特別調整の運用を軌道に乗せる。そのためにも積極的にPRを行う。
- ・受刑者に対して円滑な社会復帰に資するよう健康指導、社会適応訓練、家族間調整等を実施する。
- ・関係機関間の相互理解・情報共有を図り、連携強化を推進する。
- ・保護的措置の調整のための分類保護体制の整備を心掛ける(社会福祉士の働きやすい環境づくり、保護担当職員の専門性向上等々)
- ・施設内での準備、関係機関との調整は、ケースごとの早期着手を心掛ける。
- ・保護措置の方向性を明確化して、関係機関と交渉する。(例えば、障害者と高齢者は帰住地と介護・医療サービスの確保、健全者は帰住地と就労先の確保、など)
- ・出所前受刑者に帰住先地域の希望職種求人情報を提供する。

ウ 考察

- ・対象者については、高齢受刑者(高齢釈放者)、障害者、病人といったそもそも自力生活が難しい人への支援体制を強化する必要があるとの意見が多い。平素からこうした対象者の保護的措置に困難を抱えている証左である。
- ・施設として受刑者に対する教育も重要視している。社会復帰・更生への動機付けを高める、適応技術学習の機会を設ける、福祉関連情報を提供する、公的扶助受給等のための申請手続きを具体的に教えるなど、各庁が受刑者のニーズに対応して様々な支援を実施している。さらに言えば、例えば、就労支援指導と就労支援、高齢者指導と高齢者に対する保護的措置等を始めとして、分類と教育が連携を密にして取り組むことで、相乗効果を挙げるのが期待される領域は少なくない。
- ・施設内の保護業務実施体制等への言及もある。保護業務の重視は、必然的に担当者の負担増に結びついているものの、実施体制が脆弱で担当者としては思うにまかせないとの実感のようである。社会福祉士の導入は体制強化のためであるが、加えて、担当専門職員の養成、必要職員数の確保、社会福祉系科目を学んだ刑務官の採用といったことを考える必要があるとしている。また、生活保護申請、介護認定、療養手帳の取得等のうち施設内で進めうる手続については、出来るだけ行っておくようにしている施設もある。
- ・関係機関との更なる連携の必要を感じている施設は多い。ただ、相手方となる地

方自治体，病院等々の担当者の問題意識は一樣ではなく，交渉する上で刑務所や受刑者に対する無理解，拒否感情等があい路となっていることもしばしばのようで，PRを始め情報や問題意識の共有化等にそれぞれ工夫を凝らした細やかな配慮をしている。

- ・受入れ施設との関連では，その開拓，拡充，更には受入れ先の広域化等を図るべきとの意見がある。需要に見合うだけの施設が不足しているとの認識（実感）が基底にあると考えられる。
- ・新しく設けられた特別調整制度や就労支援への期待は大きい。
- ・上述した全般的な基本姿勢は，多くの庁で共通しているが，一方で自助努力にも限界があるとの声もある。

IV 結果（調査票B，C及び被収容者アンケートについて）

1 調査票B及び被収容者アンケートについて

被収容者アンケートについては、640名分の回答を得た。中身が無回答であったり、フェイスシートとの対応がなされていなかったりした21名を除き、619名を分析対象とした。集計に当たっては、一部の設問に未記入や無効回答が認められるものも分析の対象とし、未記入・無効回答の箇所のみを集計から除外しているため、設問によって有効回答数が異なっている。なお、2庁については調査票B及び被収容者アンケート未実施であった。

(1) 対象者の基本特性

ア 性別及び年齢

性別は、男子544名（87.9%）、女子75名（12.1%）である。

年齢は、最低20歳、最高79歳、平均42.4歳（SD=12.67）である。60歳以上の者は合計75名（12.1%）、そのうち65歳以上の者は35名（5.7%）、さらにそのうち70歳以上の者は17名（2.7%）であった。

イ 釈放事由

仮釈放390名（63.0%）、満期釈放229名（37.0%）である。

被収容者全体の釈放状況と比較すると満期釈放の割合が少ない。調査実施担当者の負担等を考え、満期釈放者、仮釈放者バランスよく調査対象に含むようにといった依頼をしなかったこと、回答拒否や無効回答が満期釈放者に多かったこと等が影響したと考えられる。

ウ 帰住先

釈放後実際に帰住する先について被収容者に回答を求めた（表64）。

親族のもとが388名（62.7%）

で最多である。次いで、更生保護施設111名（17.9%）である。

「なし・未定」も34名（5.5%）

いた。

エ 釈放時所持金

釈放時の所持金が3000円未満の者は4名（0.6%）、3000円以上5000円未満の者は7名

（1.1%）、5000円以上10000円未満の者は23名（3.7%）、10000円以上30000円未満の者は156名（25.2%）、30000円以上の者が404名（65.3%）であった。

(2) 環境調整について

表64 帰住先

	度数	%
親族のもと	388	62.7
知人・友人・雇用主のもと	59	9.5
更生保護施設	111	17.9
自宅（一人暮らし）	23	3.7
その他の帰住先	4	0.6
なし・未定	34	5.5
合計	619	100.0

環境調整において、帰住不可となった者は95名(15.4%)であった。そのうち92名に不可理由の記載があった。内容は次のとおりである。

引受人の事情によるもの(拒否等)35件(38.0%)、性格や規範意識等の問題17件(18.5%)、罪種・罪状の問題(放火・性犯罪等)12件(13.0%)、薬物・アルコール等の問題11件(12.0%)、就労態度・意欲・能力等の問題5件(5.4%)、過去の施設での行状不良2件(2.2%)、その他・不明10件(10.9%)である。

引受人の事情によるものを除くと、その他はほとんどが更生保護施設への帰住を希望した者に対する施設からの不可回答である。

(3) 保護的措置の実施状況

283名の者を対象に、424件の保護的措置がなされていた(表65)。

措置の内容は、割引証交付が

表65 保護的措置

160件(25.8%)で最多である。

次いで、最寄駅までの乗車保護105件(17.0%)、管理運営上の理由による管区外移送者への帰住旅費52件(8.4%)である。

(4) 関係機関との連携

通常的环境調整とは別に、関係機関との連携を図ったケースについて回答を求めた。35名について連携有との回答を得た。

内容は、就労支援10件、26条通

報23件、執行停止に係る調整1件、福祉的支援2件であった(1件については重複)。

ここでは、福祉的支援に係る2件と26条通報に係る1件を取り上げる。

福祉的措置のうち1件は、放火事犯であることを理由に更生保護施設帰住不可となった高齢の軽度知的障害について、施設所在地への住民票異動、療育手帳の取得、グループホームへの入所へとつなげた事案である。本人は、本調査に対して、社会福祉士の相談・調整に感謝の言葉を記していた。

1件は、休庁日に満期釈放となるホームレス化のおそれのあった者に対する支援である。福祉施設入所を視野に働き掛けるも、本人が集団生活を忌避し、最終的に更生緊急保護や生活保護等に対応してもらえるよう、関係機関に連絡・調整を図ったという事例である。保護カードに加えて、帰住衣、割引証、紹介状等が交付されて釈放された後、自力で生活保護受給に至っている。本人は本調査において、生活保護に係る教示等を受けたこと、社会福祉士に相談できたこと等に感謝していた。

結果はそれぞれであるが、いずれについても施設や社会福祉士の関与は好意的に受け止められており、社会福祉士による相談支援の有効性がうかがわれる。

	度数	%
①乗車保護(最寄駅)	105	17.0
②乗車保護(病院等)	5	0.8
③帰住衣	11	1.8
④旅費	10	1.6
⑤旅費(管区外)	52	8.4
⑥割引証	160	25.8
⑦保護カード	47	7.6
⑧26条通報	24	3.9
⑨就労支援	10	1.6
	424	

%は調査対象619名を分母として計算

26条通報事例については、M指標であったが、診断結果は措置不要であった。結果的に、帰住旅費、割引証及び保護カード交付の上、最寄駅までの乗車保護を実施した。治療継続の必要性は高いが本人にその意志がない者について、26条通報したが措置入院とならなかった場合の対応が課題である旨の記載があった。

(5) 出所後の生計維持の方法

出所後どのような方法で収入を得て生活していく予定であるかについては、表66のとおりである。3つまでの複数回答としたため、合計数と全受刑者数は一致しない。

①仕事を選択した者が420名(68.6%)と最多であったが、162名(26.5%)が⑧未定・不明を選択しており、後者については、釈放後の生活が危ぶまれる結果であった。

⑥生活保護の受給を予定・希望している者も56名(9.2%)いた。

表66 出所後の生計

	度数	%
①仕事	420	68.6
②年金	28	4.6
③預貯金	42	6.9
④財産	8	1.3
⑤家族等の援助	69	11.3
⑥生活保護	56	9.2
⑦借金	6	1.0
⑧未定・不明	162	26.5

(6) 出所に当たっての心配事

出所に当たっての心配事については表67のとおり。全体としては、②仕事がないこと、③お金がないこと、⑬家族や友人との人間関係等が上位であった。

表67 出所に当たっての心配事

	度数	%
①健康が優れないこと	102	16.5
②仕事がないこと	256	41.5
③お金がないこと	232	37.6
④帰り道や電車の乗り換えに自信がないこと	26	4.2
⑤帰る家がないこと	65	10.5
⑥頼れる人がいないこと	43	7.0
⑦生きがいがいないこと	26	4.2
⑧借金があること	76	12.3
⑨再犯への不安	91	14.7
⑩保護観察に関すること	30	4.9
⑪保護カードのこと	12	1.9
⑫釈放後に生活する施設のこと	47	7.6
⑬家族や友人との人間関係	173	28.0
⑭年金や福祉に関すること	61	9.9
⑮被害者への謝罪や弁償に関すること	76	12.3
⑯なし	91	14.7

条件ごとの心配事については表68のとおりである。

仮釈放者よりも満期釈放者において、②仕事がないこと、③お金がないことに不安

を感じる割合が高い。高齢者については、⑭年金や福祉に関することを不安に感じる割合が高く、全体の割合の3倍近い。所持金僅少者については、③お金がないことに加え、②仕事がないこと、⑥頼れる人がいないこと等に対する不安が大きい。帰住先がない、未定とした者では、⑤帰る家がないことに加え、②仕事がないこと、③お金がないこと、⑨再犯への不安等の回答数が多い。満期釈放者中の収入見込未定・不明者では、②仕事がないこと、③お金がないこと、⑤帰る家がないことに対する不安がうかがわれる。

表68 出所に当たっての心配事（各条件）

	釈放事由		高齢者		所持金			帰住先なし・未定	満期釈放・収入見込なし	
	仮釈放	満期釈放	60歳以上 65歳未満	65歳以上	3000円未満	5000円未満	10000円未満			
出所に あたっての 心配事	①	51 13.1%	51 22.4%	8 20.0%	21 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 8.7%	5 14.7%	21 23.6%
	②	150 38.6%	106 46.5%	17 42.5%	8 22.9%	3 75.0%	3 42.9%	11 47.8%	23 67.6%	57 64.0%
	③	127 32.6%	105 46.1%	16 40.0%	10 28.6%	2 50.0%	4 57.1%	12 52.2%	21 61.8%	53 59.6%
	④	14 3.6%	12 5.3%	3 7.5%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.3%	1 2.9%	5 5.6%
	⑤	15 3.9%	50 21.9%	6 15.0%	3 8.6%	1 25.0%	0 0.0%	1 4.3%	1 70.6%	24 36.0%
	⑥	16 4.1%	27 11.8%	6 15.0%	4 11.4%	1 25.0%	3 42.9%	1 4.3%	8 23.5%	9 10.1%
	⑦	15 3.9%	11 4.8%	1 2.5%	5 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 8.7%	4 11.8%	5 5.6%
	⑧	47 12.1%	29 12.7%	1 2.5%	3 8.6%	1 25.0%	1 14.3%	3 13.0%	6 17.6%	9 10.1%
	⑨	48 12.3%	43 18.9%	2 5.0%	2 5.7%	0 0.0%	2 28.6%	3 13.0%	11 32.4%	17 19.1%
	⑩	25 6.4%	5 2.2%	2 5.0%	3 8.6%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	1 2.9%	2 2.2%
	⑪	2 0.5%	10 4.4%	2 5.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 4.3%	4 11.8%	6 6.7%
	⑫	37 9.5%	10 4.4%	3 7.5%	1 2.9%	0 0.0%	1 14.3%	2 8.7%	3 8.8%	6 6.7%
	⑬	110 28.3%	63 27.6%	8 20.0%	9 25.7%	0 0.0%	2 28.6%	2 8.7%	6 17.6%	15 16.9%
	⑭	45 11.6%	16 7.0%	11 27.5%	9 25.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.3%	4 11.8%	7 7.9%
	⑮	66 17.0%	10 4.4%	3 7.5%	3 8.6%	1 25.0%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	4 4.5%
	⑯	63 16.2%	28 12.3%	6 15.0%	1 2.9%	0 0.0%	1 14.3%	4 17.4%	1 2.9%	8 9.0%
合計	389	228	40	35	4	7	23	34	89	

(7) 社会復帰のためにしたかったこと、してほしかったこと

社会復帰のために学びたかったこと、教わりたかったこと、援助を受けたかったことについて、複数選択で回答を求めた（表69）。

表69 してもらいたかったこと

	度数	%
①作業	46	7.5
②職業訓練	250	40.6
③教育	78	12.7
④職員の助言・指導	55	8.9
⑤環境調整	23	3.7
⑥乗車保護	23	3.7
⑦帰宅旅費支給	54	8.8
⑧帰宅衣支給	10	1.6
⑨就労支援	62	10.1
⑩住込就労支援	83	13.5
⑪更生保護施設のあっせん	26	4.2
⑫福祉施設のあっせん	8	1.3
⑬生活保護の説明・相談	86	14.0
⑭医療・健康保険の説明・相談	59	9.6
⑮年金に関する説明・相談	47	7.6
⑯なし	165	26.8

職業訓練（250名，40.6％）が最多であり，次いで，生活保護の説明相談，住込就労支援，教育の順であった。

就労関係のニーズが高いが，単なる就労支援ではなく，住込み就労を期待している点が，被収容者のニーズの特徴であるように思われる。

条件ごとの心配事については，表70のとおりである。

釈放事由については，満期釈放者において⑩住込就労支援の希望が高いことが特徴的である。高齢者においては，④職員の助言・指導，⑬生活保護の説明・相談等の割合が高い。所持金僅少者では，⑩住込就労支援，⑬生活保護の説明・相談等に係るニーズがうかがわれる。帰宅先なし，未定者については，⑪更生保護施設のあっせん，⑬生活保護の説明・相談等に係るニーズに対する希望が高い。満期釈放者中の収入見込未定・不明者では，⑩住込就労支援の回答数が多い。

その他として，高卒認定試験に係る援助や社会奉仕活動，運動免許講習等の希望があった。なお，「最低限これぐらいの援助はしてほしい。」等の回答も散見された。施設調査の回答にもあったように，援助や支援を受けることを当たり前と認識している受刑者も少なからずいる様子がうかがわれたが，こうしたニーズの汲み上げ方も課題となろう。

表70 してもらいたかったこと（各条件）

	釈放事由		高齢者		所持金			帰住先なし・未定	満期釈放・収入見込なし	
	仮釈放	満期釈放	60歳以上 65歳未満	65歳以上	3000円未満	5000円未満	10000円未満			
出所にあたっての心配事	①	35 9.0%	11 4.8%	12 30.0%	10 28.6%	0 0.0%	1 14.3%	2 8.7%	0 0.0%	4 4.5%
	②	167 43.2%	83 36.2%	1 2.5%	2 5.7%	2 50.0%	1 14.3%	7 30.4%	13 38.2%	30 33.7%
	③	52 13.4%	26 11.4%	6 15.0%	5 14.3%	1 25.0%	3 42.9%	5 21.7%	2 5.9%	7 7.9%
	④	39 10.1%	16 7.0%	5 12.5%	12 34.3%	0 0.0%	1 14.3%	2 8.7%	1 2.9%	2 2.2%
	⑤	13 3.4%	10 4.4%	5 12.5%	2 5.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 8.7%	0 0.0%	2 2.2%
	⑥	8 2.1%	15 6.6%	6 15.0%	2 5.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 8.7%	2 5.9%	5 5.6%
	⑦	29 7.5%	25 10.9%	8 20.0%	3 8.6%	0 0.0%	1 14.3%	1 4.3%	2 5.9%	11 12.4%
	⑧	8 2.1%	2 0.9%	4 10.0%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.3%	0 0.0%	1 1.1%
	⑨	36 9.3%	26 11.4%	1 2.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	7 30.4%	7 20.6%	13 14.6%
	⑩	34 8.8%	49 21.4%	3 7.5%	1 2.9%	0 0.0%	1 14.3%	8 34.8%	14 41.2%	28 31.5%
	⑪	5 1.3%	21 9.2%	6 15.0%	3 8.6%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.3%	7 20.6%	10 11.2%
	⑫	4 1.0%	4 1.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.3%	0 0.0%	1 1.1%
	⑬	45 11.6%	41 17.9%	4 10.0%	6 17.1%	2 50.0%	0 0.0%	4 17.4%	13 38.2%	19 21.3%
	⑭	42 10.9%	17 7.4%	3 7.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 5.9%	6 6.7%
	⑮	33 8.5%	14 6.1%	1 2.5%	2 5.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.3%	1 2.9%	3 3.4%
	⑯	96 24.8%	69 30.1%	7 17.5%	12 34.3%	1 25.0%	3 42.9%	7 30.4%	6 17.6%	30 33.7%
合計	387	229	40	35	4	7	23	34	89	

(9) 社会福祉士等に対する相談の希望

刑事施設で、社会福祉士等の福祉の専門家に相談をすることができるならば、何を相談したいかについて、複数選択で回答を求めた（表71）。

③仕事についての回答数が最多であり、次いで、①生活資金について、⑩社会で困ったとき相談に乗ってくれる場所について、②住むところについて、⑧生活保護についての順でニーズが高い。

条件ごとの心配事については、表72のとおりである。

釈放事由では、満期釈放者で、②住むところについて、⑧生活保護についての割合が高い。高齢者では⑧生活保護について、⑨年金についての回答数が多い。所持金僅少者では、①生活資金について、②住むところについて、⑧生活保護について、⑩社

会で困ったとき相談に乗ってく
れる場所について相談したい者
が多い。帰住先なし、未定者及
び満期釈放者中の収入見込未
定・不明者については、①生活
資金について、②住むところ
について、③仕事について、⑧生
活保護についてのニーズが高い。

表71 福祉士等に相談したいこと

	度数	%
①生活資金について	187	30.5
②住むところについて	132	21.5
③仕事について	204	33.3
④病気・障害について	90	14.7
⑤医療費・健康保険について	89	14.5
⑥介護について	31	5.1
⑦病院・施設について	27	4.4
⑧生活保護について	129	21.0
⑨年金について	51	8.3
⑩社会の相談場所について	164	26.8
⑪なし	124	20.2
⑫不明	41	6.7

表72 社会福祉士等に対する相談の希望

		釈放事由		高齢者		所持金			帰住先なし・未定	満期釈放・収入見込なし
		仮釈放	満期釈放	60歳以上 65歳未満	65歳以上	3000円未満	5000円未満	10000円未満		
社会福祉士に相談したいこと	①	106 27.5%	81 35.7%	8 20.5%	7 20.0%	1 25.0%	5 71.4%	8 34.8%	15 46.9%	36 40.9%
	②	60 15.5%	72 31.7%	11 28.2%	7 20.0%	2 50.0%	4 57.1%	5 21.7%	22 68.8%	36 40.9%
	③	120 31.1%	84 37.0%	8 20.5%	4 11.4%	2 50.0%	2 28.6%	8 34.8%	17 53.1%	39 44.3%
	④	61 15.8%	29 12.8%	7 17.9%	6 17.1%	0 0.0%	1 14.3%	4 17.4%	2 6.3%	9 10.2%
	⑤	60 15.5%	29 12.8%	6 15.4%	6 17.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 8.7%	1 3.1%	6 6.8%
	⑥	21 5.4%	10 4.4%	3 7.7%	6 17.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 8.7%	1 3.1%	1 1.1%
	⑦	11 2.8%	16 7.0%	3 7.7%	1 2.9%	0 0.0%	1 14.3%	2 8.7%	3 9.4%	6 6.8%
	⑧	63 16.3%	66 29.1%	13 33.3%	12 34.3%	1 25.0%	3 42.9%	5 21.7%	13 40.6%	30 34.1%
	⑨	41 10.6%	10 4.4%	6 15.4%	6 17.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.3%	0 0.0%	2 2.3%
	⑩	101 26.2%	63 27.8%	4 10.3%	9 25.7%	2 50.0%	2 28.6%	8 34.8%	9 28.1%	19 21.6%
	⑪	83 21.5%	41 18.1%	8 20.5%	7 20.0%	0 0.0%	1 14.3%	3 13.0%	4 12.5%	15 17.0%
	⑫	24 6.2%	17 7.5%	0 0.0%	2 5.7%	1 25.0%	0 0.0%	1 4.3%	1 3.1%	6 6.8%
合計	386	227	39	35	4	7	23	32	88	

社会福祉士等の支援を受けた者については、帰住先の調整に対する感謝を記すもの
がいる一方、調整等が不調に終わっても、「不安なことがなくなりました。」等回答し

ている者もあり、相談支援が、知識の教示等にとどまらず、心理面をサポートする機能も果たしている様子が見られる。

なお、最終設問（自由記述）であったことから、本調査自体に対する不満、疑問を記載している者も少なからずいた。例えば「相談に乗ってほしかったかなどと、出所間際に聞かれても意味がない。」等である。

2 調査票Cについて

釈放時保護に特段の調整を要した事例については、かねてから情報の蓄積と共有が行われてきたところであるが、種々の調整を図るなどしたもの、結果的には環境調整等において十分な成果を挙げることができなかった事例についても、受刑者に対する保護的措置の充実を図るに際しては、情報を集約し、共有を図ることが重要であると考え、調査票Cを実施した。

結果的に、回答は27庁39ケースにとどまり、うち3ケースは明確な成功事例であったことから、36ケースを分析の対象とした。

まず、回答が少数であった背景には、いわゆる「成功事例」との対比として回答を求めたため、調査回答者に対して、“「失敗事例」を提出せねばならない。”といった誤解ないし心理的抵抗を生じさせてしまった可能性がある。今回提出された36ケースにおいては、各担当者が懸命に調整を図っている様子が見られ、諸々の事情により調整が不調に終わったとは言え、刑事施設としてできること、やるべきことはなされているだけに、失敗事例と呼ぶべき性質のものではないことを確認しておく必要がある。

また、八方手を尽くすも環境調整がままならず、保護カードを交付の上、最寄り駅まで乗車保護の上釈放するといったケースは、経験上も少なからず存在すると思料されるが、多くの施設が、こうしたケースを本調査において特に回答するべきケースとは見なさなかったゆえに回答として提出されなかったと考えられる。これらの措置については、「種々の調整を図った」うちに入らないと認識されるほど、各庁が高い要求水準で保護的措置に当たっているものと推察される。

いずれにせよ、結果的に回答数が非常に少なかったことから、本研究では、統計的な検討を行うことはできなかった。

対象とした36名については、そのうち19名（52.8%）が精神・知的障害ないしその疑いのある者であり、24名（66.7%）が身体障害ないしその疑いのある者であった。65歳以上の者は14名（38.9%）であり、6名（16.7%）は70歳以上の高齢者であった。釈放時の所持金が3000円未満の者も4名（11.1%）いた。分析の対象となっている36名のうちの35名が、高齢ないしは心身の障害の一つないし複数を有する者であった。残る1名も特定の診断はないものの、緘黙、静止等を示しており、社会適応上相当な困難を抱えていたと考えられる。

各施設が最終的に実施した保護的措置は次のとおりである。12名（33.3%）について

は最寄り駅まで、9名（25.0%）については、新幹線停車駅や市役所、保護観察所等までの乗車保護がなされている。5名（13.9%）に対して帰住旅費が、3名（8.3%）に対して帰住衣が給与されている。割引証は9名（25.0%）、保護カードは16名（44.4%）に交付されている。

こうした措置を執ったものの、施設入所等の帰住先の確保等にまで至らなかった原因についての各施設の考察や、少数ながら提出された成功事例との対比をとおして、次のような指摘ができる。

高齢ないし障害等の自立に困難を有する者に対する受皿の乏しさや施設があったとしても待機者が多数おり、釈放者を受け入れる余地のない場合が多い旨の指摘が目立った。また、施設等に空きがあった場合にも、対象者の罪名（事例中では、性犯罪や放火等が該当した。）によっては、受入を拒まれるケースが多く、調整の困難度が一層高まる旨の記載があった。また、遠隔地の機関等との調整や障害認定等に係る地域差等も調整を困難にする要因の一つとして挙げられており、障害等の存在が疑われたり、釈放時保護の必要性・困難性の高さがうかがわれたりするケースについては、できるだけ帰住予定地近隣の処遇施設を選定するなどの配慮が必要であるといった提案もあった。

短期刑の者、労役場留置者、精神保健福祉法第27条による指定医診察の実施に際して移入したが結果的に措置入院とならなかった場合等、調整期間の短いケースについても、調整困難な対象者の典型例として挙げられていた。

調整が不調に終わった事例において、しばしば自治体や保護観察所等の対応への不信や不満が記載されている一方で、調整等に成功した事例では、「理解ある自治体担当者の協力を得て」等の回答が見られた。即座に実益につながらずとも、相互理解と信頼関係構築のための取組を地道に積み重ねていくことの大切さを示している。

また、成功事例は高齢、障害などが比較的はっきりした対象者である事例が多いのに対し、不調に終わった事例では、年齢、障害等の程度が必ずしも明確ではないボーダーラインの事例であることを調整困難の理由として挙げるものがあつた。自立や社会適応に際しては支障が大きく、更生保護施設でも難色を示されがちであるものの、施設入所等するには症状・障害が軽すぎたり、年齢も65歳未満の場合、養護老人ホームへの措置や介護保険の適用が難しかったりするなど、いわゆる「中途半端」な状態にある者に対する保護的措置の難しさがうかがわれた。一方、更生保護施設では、就労による自立が前提とされるだけに、就労支援指導も含めて、就労に対する意欲や構え等を少しでも向上させた上で、調整等を図るべきであったとの指摘もあつた。

さらに、調整が不調に終わったないしは施設入所等はしたが間もなくドロップアウトした事例について、対象者の障害無理解、施設入所に拒否的、施設の規則を破る、息苦しくなって逃走する等の記載が目立った。逆に、成功事例においては、本人の意思がはっきりしていたり、地域生活定着支援センター職員等とのラポール形成が図られたりしていた。施設入所を始め福祉的支援を受けるに当たっては、本人の理解と同意、また、

施設等に適応できるだけの最低限の社会スキル等の確保が必要であることが示されていると言えよう。

また、成功事例においては、実質的な保護は望めずとも、親族との連絡がなんとか確保されており、種々の場面で同意等を得ることは可能であった。反対に、不調に終わった事例については、親族との連絡が取れなかったり、拒否されたり、保証人等の不在が住居等の確保に支障を生じたりしていた。

最後に、地域生活定着支援センター及び社会福祉士等の関与についても、調整の成否に大きな影響を与えている旨が、成功事例においても、調整が不調に終わった事例についても指摘されていた。

V 考察

本調査の結果からは、各施設・各担当者が、複雑で困難な問題を有する受刑者に対し、ニーズや必要性等を勘案し、関係機関等とも連携して、根気強く保護的措置を行っていることが分かった。

各庁とも、関係機関との良好な関係の維持に配慮をしているものの、実際の連携においては、例えば自治体との間では、財政負担や地域住民の感情、治安の問題等が、医療機関や福祉機関との間には、対象者の性格・行動等の問題等があり、しばしば困難が生じるようである。背景には、刑事施設や受刑者に対する様々な不安があるものと考えられる。

事例を挙げれば、施設所在地自治体との連携に際して、先方に過重な負担を掛けぬように、手帳取得、介護認定等できる限りのことを刑事施設内で行った上で協力を依頼するよう配慮している旨回答している施設もあった。また、乗車保護においてさえ、地域住民・自治体へのシビアといえるほどの配慮の上で実施されていることも分かった。

また、更生保護機関との関係においては、環境調整や仮釈放等に係る連携にも課題はあろうが、特に満期釈放者への対応、休日釈放者の更生緊急保護等に関して、更生保護機関のより積極的な関与を求める声が多かった。

さらに、各措置の法的規定が明確でなく（柔軟な運用を可能とするためにはやむを得ない面もあるが）、措置の実施に際して、どのような対象者に、どのような措置を、どの程度行うことが適切かといった判断にも迷うところが少ないようである。

こうした課題は、決して目新しいものではない。しかし、依然として担当者の頭を悩ませる大きな困難であり、古くて新しい課題と言えよう。

加えて、最近では、高齢者の増加や、障害・疾病等を有する者への対応、経済事情の悪化等々により、保護的措置の対象者が増えるとともに、必要とされる措置の内容も複雑さを増している。このように、保護的措置の困難度が高まりつつある中、それに答える形で、特別調整・就労支援等の矯正、保護、厚生労働、自治体、福祉機関等の連携に係る枠組みが生まれたと言える。被収容者アンケートからも、自立に係る困難を有すると想定される

者ほど、福祉的な支援や職業訓練、就労支援に係るニーズを強く持っていることが示され、同施策が被収容者のニーズにも対応した施策であることが示された。なお、就労支援については、住込就労支援の希望が高かったことは今後の就労支援を考える上で一層の配慮が望まれる点である。

また、施設調査結果からは、特別調整や刑事施設に配置された社会福祉士等に対する各担当者の期待は、非常に大きいものであることが分かる。社会福祉士等については、配置庁の多くが、専門性を発揮しての関係機関との調整等に対し、大いに助けられている旨回答している。

一方で、関係機関との連携の様々な場面において、基本的には良好な関係を保ちつつも、時に先方に対する不満や不信の念を禁じえない旨の回答が散見された。例えば、第52回日本矯正医学会総会における「患者の出所（院）時における問題点—医療保護的観点から」と題したシンポジウムでは、矯正、更生保護、厚生労働省、自治体等の担当者により、高齢、疾病、障害等の困難を有する受刑者等に対する保護的措置の実施に係る問題が議論されている（矯正医学54(2-4), 2006）が、その中でも、相互の不信感を払拭し、保護的措置の充実を図るために、双方が、互いの機能・役割等について理解を深め合うことの大切さに言及されている（同シンポジウムは、各機関の「本音」を知る上で非常に有用である。）。

就労支援や特別調整という関係機関の連携の枠組みが、生きたものになるよう、関係機関との相互理解、連携を深める取組が期待される場所である。

本研究を通してみると、各施設、各担当者が、十分な制度や枠組み等がない中で、要保護性の高い者に対し、身柄を持っている者の責任として「放っておけない」との思いから、可能な範囲内で精一杯措置を実施していることが改めて浮き彫りとなった。なお、保護的措置を実施するか否か、実施の程度等について、判断に迷う場合が少なからずあるとの回答が散見されたが、そうした場合については、同措置を取ることにによる再犯防止の効果等についても勘案することが、保護的措置の妥当性や適当性を高めることにつながるように思われる。

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」には、刑務所出所者等の再犯防止について10項目の具体的対応策が挙げられている。その第一として、矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化が挙げられていることの意味は、やはり重いとと言える。社会福祉士等の配置が進み、特別調整等の枠組みが軌道に乗る中で、今後地域の福祉関係機関に帰住したり、その支援を受けたりする釈放者が増えることと思われるが、彼らが、先方でトラブルを起こしたり、重大な再犯をじゃっ起した場合には、貴重な社会資源を損なうのみならず、特別調整等の枠組みや刑事施設自体への信頼が崩れてしまいかねない。施設調査の意見にもあるとおり、受刑者の保護的措置について考える際にも、刑事施設は刑事施設の役割分担をしっかりとこなすことが重要である。すなわち、彼らが、施設や社会等に定着できるよう、また、再犯に係るリスクを低減させるよう、改善

指導や教科指導，生活指導，刑務作業，職業訓練，対象者によっては医療的措置やリハビリテーション等をより一層充実させ，社会適応スキル等々を身に付けさせた上で社会になげることが，施設内処遇に期待されている役割であろう。こうした処遇と保護的措置が相乗効果を発揮することが，再犯防止に資するものと言える。

VI 展望

多くの刑事施設に社会福祉士等が配置され，特別調整に係る枠組みも始動しつつあるなど，受刑者に対する保護的措置は新たなステージに一步足を踏み入れたと言える。しかし，本研究の結果からは，こうした新たな施策の以前もしくは基礎・背景に，古くて新しい多くの課題や困難が存在している様子がうかがわれた。これに対し，各施設の分類担当者は，社会福祉士等の協力を得ながら，地道な努力を，個別のケースに応じ，時には手探りの中，実施しているがうかがわれた。

予算的措置，専門スタッフの配置等により，保護的措置の質が向上しつつあることは，本研究からも明らかである。しかし，こうした新たな試みに対応しつつ，従来の事務も執り行わねばならないなど，分類担当の刑務官の負担は依然として重い様子がうかがわれた。

また，一方で，高い志を持ち，初期段階から刑事施設で勤務していた社会福祉士等においては，思うように自身の専門性を発揮できぬといった歯痒さがあったようである（「刑余者の再犯防止等司法領域における社会福祉士の活動の可能性についての基礎研究事業報告書」等）。この背景には，繰り返し指摘したような刑事施設特有の諸々のあい路があったと考えられる。しかし，本研究を見ると，多くの施設において保護担当の刑務官と社会福祉士が協力し合って保護的措置のあい路を切り開くべく努める姿がうかがわれ，着実に前向きの変化が生じつつあることが分かる。今後も保護係を始めとした刑務官との二人三脚により，こうした障壁が一つひとつ乗り越えられて行くことが期待される。

このような刑事施設内での歩み寄りとともに，矯正，保護，厚生労働，自治体，福祉関係者等々が，相互に理解を深め，歩み寄りを進めることで，特別調整や就労支援という枠組みも一層効果的なものになっていくものと思われる。これまで，もっぱら現場担当者個々の努力と工夫に頼ってきた関係機関との連携が，システムとして運用されるようになったことは，大きな一歩であるだけに，現場の各担当者が引き続きフェイストゥフェイスの関係性の構築に努めることが重要と思われる。

平成21年版犯罪白書には，再犯防止に係る近時の施策として，就労支援，特別調整の枠組み等と並んで，「地域社会の理解の促進」が挙げられている。就労支援や特別調整等の新たな枠組みを実りあるものとするためにも，また，保護的措置全体の充実を図るためにも，非常に重要な課題と言えよう。平成21年度「矯正運営の重点施策」において，「矯正行政の透明化」として，「報道機関等からの取材への協力，募集参観の機会の拡大などの広報活動を積極的に展開するよう努める」こととされており，現在，各施設で取組が進め

られているところであるが（高野，刑政120（9）），今後も，広報活動，地域との交流，連携等を引き続き積極的に実施していく必要があるだろう。

本研究において示した具体的な資料が，各施設，各担当者の間での情報共有が図られ，保護的措置の充実化が推し進められる一助となるならば，また，施設内外の理解や支援を十分に得られぬ中で，保護的措置のあい路を切り開くべく尽力している官民の分類担当者の苦労や努力を少しでも伝えることができたならば幸甚である。

付 記

最後に，本研究の実施に当たり，調査研究に御協力を賜った法務省矯正局をはじめ矯正施設の各位に対し，心からの謝意を表します。